

# わが国投資信託の租税条約適用に関する一考察

—ARFP 参加に伴う観点を中心に—

金澤 知宜



## 2021年度 修士論文 要旨

### わが国投資信託の租税条約適用に関する一考察

#### —ARFP 参加に伴う観点を中心に—

氏名 金澤 知宜

わが国は、2015年9月に Asia Region Funds Passport (以下、ARFP という) に参加した。当該制度につき、わが国は金融センター化を目指す目的で参加したとされており、これにより公募等の一定要件を満たした投資信託は、アジア地域からの投資を多数呼び込むことが可能となる。これまでわが国の投資信託は、ほとんどが国内投資家から構成されているという状況であったため、ARFP 参加により投資信託事情は大きく変化することが予想されている。このような状況に伴う税制上の問題は多岐に渡るが、中でも租税条約の適用に関する問題は投資信託事情の変化を顕著に受ける分野となっている。

わが国の投資信託は、法形態により契約型投資信託と会社型投資信託に大別でき、さらに契約型投資信託については、税法上、集団投資信託と特定投資信託に区分できる。このうち、契約型投資信託は、日英・日仏租税条約において、国内投資家の租税条約申請に係る代行である(以下、代行アプローチという)として租税条約上の位置づけが明確にされている。ただし、当該アプローチは契約型投資信託を構成する投資家が国内投資家から構成されているという状況の下で考案されたものであるという点に特徴があるため、今後も好ましいアプローチと言えるかは必ずしも明らかでない。また、これらの租税条約以外では明確な位置づけが示されておらず、不明確な現状にある。会社型投資信託についても利子や配当といった投資性所得に対する条約特典を享受できるか否かについては必ずしも明確ではない。加えて、国外投資家の存在を考慮すれば、両投資信託の条約特典の享受にあってはトリートメントショッピング (Treaty Shopping, 以下、TS という) の対応も踏まえる必要がある。このように、投資信託の租税条約適用問題は ARFP 参加を踏まえた検討が必要となる。

そこで本稿では公募型投資信託の租税条約適用関係を巡り、OECD 等における議論を中心に問題点、対応策について分析したうえで、実際に OECD の議論に伴う対応策を講じたオーストラリアの動向を分析することで、租税条約締結方針を示すことを目的とした。

第1章では、公募型投資信託に関する国内法及び租税条約の適用関係、TS 防止に係る租税条約締結方針について概観した。その結果、投資信託は条約上の扱いが不明確であり、ARFP 参加を踏まえた検討が必要な状況であることを明らかにした。

第2章では、OECD 等における投資ファンドを巡る議論を整理した。直接投資の際に条約特典を得られるにも関わらず、間接投資の際に条約特典を得られない場合、国内法での調整に限界が生じることがあり、両者の税負担が相違するおそれがある。このような状況は直接投資と間接投資の中立性を阻害し、問題となる。OECD は当該問題に対し、2010年の報告書において、Collective Investment Vehicle (以下、CIV という) の租税条約適格性に関する判断の整理や、TS への対応も踏まえた条約特典の享受に係る各種アプローチを示すことで、租税条約上の解決案を提示した。当該アプローチは CIV 自身を条約特典の享受主体とす

るものと、背後の投資家を条約特典の享受主体とするもので大別できる。また、これらの中には国内投資家に加え国外投資家の自国 CIV を介した投資についても直接投資より不利に扱わないように配慮するものがある。よって、アプローチの選定にあっては多角的な検討が必要となるため、実際に導入したオーストラリアの動向を分析することとした。

第3章では、オーストラリアの Managed Investment Trust (以下、MIT という) と呼ばれるファンドの税制について整理した。同国は ARFP 発案国として、自国の金融センター化を踏まえた結果、国内投資家に加え一定の国外投資家を射程範囲とする比例アプローチ (同等受益者基準) を租税条約締結方針として示していた。

第4章では、投資信託を介した投資により条約特典が得られない場合、国内法で調整しきれない部分が出る可能性があることを指摘した。これにより、国内投資家であれば当然、中立性の問題が生じる。さらに、国外投資家に対しても中立性を懸念するのであれば、何れの場合でも条約上の対応が必要となることを明らかにした。そこで、租税条約適格性に関する検討を行った結果、特定投資信託以外は条約特典の享受主体になるとは解せないことが明らかとなった。ただし、当該判断は源泉地国による解釈が関連する領域であることや、無条件に条約特典を与えることは TS に用いられる可能性が有ることを鑑みれば、わが国の投資信託は特定投資信託も含めて 2010 年の報告書で示された何れかのアプローチを採用することで租税条約締結方針を示す必要がある。そこで、国内法の調整規定、租税条約適格性、これまでの投資信託を巡る租税条約上の扱い、金融センター化に係るオーストラリアの議論、TS 防止に係る租税条約締結方針との関係性という面から総合的な検討を行った。その結果、LOB 条項における派生的便益基準がある租税条約では、会社型投資信託については比例アプローチ (同等受益者基準) を、契約型投資信託については同等受益者を対象とした代行アプローチを採用し、派生的便益基準のない租税条約では、会社型投資信託については国内投資家のみを射程範囲とする比例アプローチ (居住者基準) を、契約型投資信託については国内投資家のみを対象とした代行アプローチを採用すべきであるとする結論を導いた。

## 目次

はじめに .....	1
第1章 わが国における投資信託の現状 .....	2
1-1. わが国における投資信託の概要 .....	2
1-1-1. 投資信託の仕組み・類型.....	2
1-1-2. アジア地域ファンド・パスポート（ARFP）への参加.....	4
1-2. 投資信託の税制.....	6
1-3. 租税条約の現状.....	15
1-3-1. 投資信託を巡る租税条約の適用関係 .....	15
1-3-2. TS 防止に係る租税条約締結方針.....	17
1-4. ARFP 参加に伴う懸念事項.....	19
1-5. 小括.....	21
第2章 OECD 等における議論.....	23
2-1. OECD 等における議論の歴史 .....	23
2-1-1. 2010CIV 報告書以前の議論.....	23
2-1-2. 2010CIV 報告書による議論.....	26
2-2. BEPS プロジェクトにおける議論とその後 .....	31
2-3. 小括.....	36
第3章 オーストラリアにおける議論.....	38
3-1. ARFP との関係性.....	38
3-2. Managed Investment Trust (MIT) の税制.....	39
3-2-1. 信託課税の制度設計 .....	40
3-2-2. MIT 課税の制度設計.....	44
3-3. 租税条約に係る議論及び現状.....	45
3-4. 小括.....	48
第4章 我が国への示唆.....	51
4-1. 国内法の限界 .....	51
4-2. 租税条約適格性に係る検討 .....	51
4-3. 租税条約締結方針に係る示唆.....	54
4-3-1. 条約特典の享受主体に関する検討 .....	54
4-3-2. ARFP 参加を踏まえた検討.....	56
4-4. 小括.....	59
おわりに .....	61

はじめに

わが国は、2015年9月に Asia Region Funds Passport (ARFP) に参加した。当該制度につき、わが国は金融センター化を目指す目的で参加したとされており、これにより公募等の一定要件を満たした投資信託は、アジア地域からの投資を多数呼び込むことが可能となる。これまでわが国の投資信託は、ほとんどが国内投資家から構成されているという状況であったため、ARFP 参加により投資信託事情は大きく変化することが予想されている。このような状況に伴う税制上の問題は多岐に渡るが、中でも租税条約の適用に関する問題は投資信託事情の変化を顕著に受ける分野となっている。

わが国の投資信託は、法形態により契約型投資信託と会社型投資信託に大別できる。このうち、契約型投資信託は日英・日仏租税条約において、投資家自体を条約特典の享受主体としながら、投資信託自体は国内投資家の条約申請に係る、代行としての立場である（代行アプローチ）として租税条約上の位置づけが明確にされている。ただし、当該アプローチは、わが国の契約型投資信託を構成する投資家が国内投資家から構成されているという状況の下で考案されたものであるという点に特徴があるため、今後も好ましいアプローチと言えるかは必ずしも明らかでない。また、これらの租税条約以外では明確な位置づけが示されておらず、不明確な現状にある。会社型投資信託についても利子や配当といった投資性所得に対する条約特典を享受できるか否かについては必ずしも明確ではない。加えて、国外投資家の存在を考慮すれば、両投資信託の扱いについてはトリートイショッピング（Treaty Shopping, TS）の対応も踏まえた検討が重要となる。このように、投資信託の租税条約適用問題は ARFP 参加を踏まえ、係る状況に対応する必要がある。

このような租税条約上の問題に対し、OECD をはじめとする国際機関は、伝統的に当該問題の分析をはじめ、対応策についても議論を重ねてきた経緯がある。そのような議論の中、2010年に報告された「集団投資ビークルの所得に関する条約上の特典付与」（2010CIV 報告書）では、対応策としていくつかのアプローチが示されることになった。今日では、当該報告書に基づくアプローチは複数の国で導入されており、わが国としても、当該問題の分析及び係る状況に対応した適切なアプローチを採用することにより、租税条約締結方針を示す必要がある。

そこで本稿では、OECD 等における議論を参考に投資信託が条約特典を得られないことによる問題点を明らかにするとともに、2010CIV 報告書に基づくアプローチを採用したオーストラリアの動向を参考に租税条約締結方針を示すことを目的とする。

第1章ではわが国の投資信託に関する国内法及び租税条約の現状について概観し、租税条約適用問題に際し ARFP 参加による影響も踏まえた分析を行う。第2章では OECD 等による投資ファンドを巡る議論を概観する。第3章ではオーストラリアの租税条約締結方針について分析する。第4章では OECD 等の議論及びオーストラリアの動向を参考に、国内法の限界により生じる問題点を指摘し、望ましい租税条約締結方針について検討する。

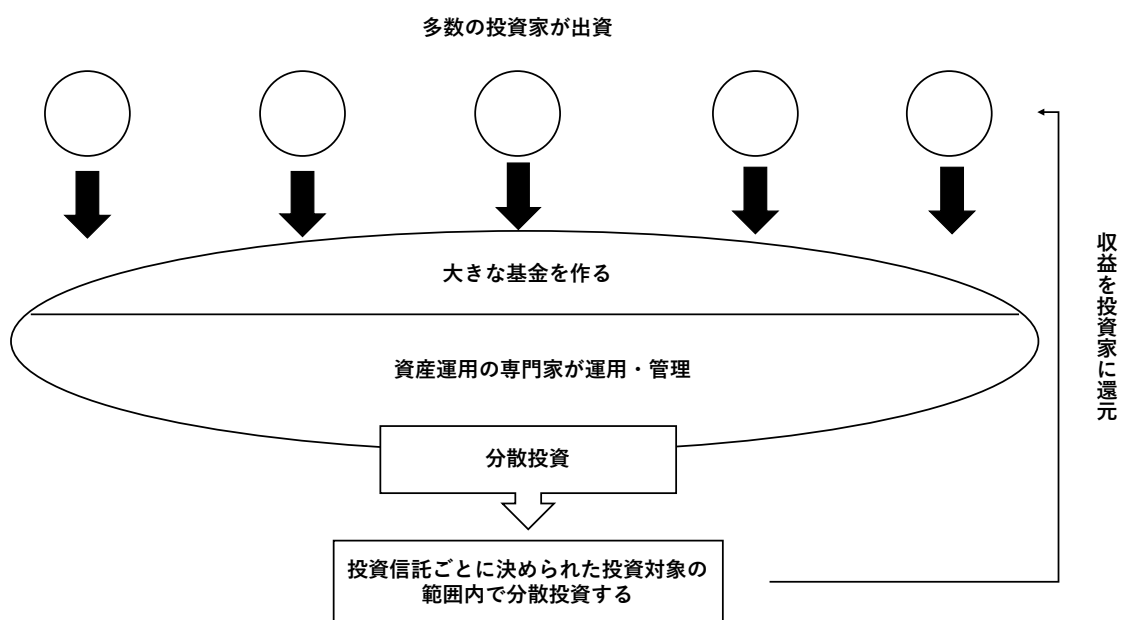
# 第1章 わが国における投資信託の現状

## 1-1. わが国における投資信託の概要

### 1-1-1. 投資信託の仕組み・類型

投資信託を考察していくにあたり、投資信託の仕組み・種類について概観する。まず、投資信託とは投資信託及び投資法人に関する法律（以下、投信法という）を根拠法とする投資ファンド<sup>1</sup>のことを言い、基本的には多数の投資家の資金を集めて大きな基金をつくり、①分散投資、②投資の専門家による資産運用を可能とする仕組みであるとされる<sup>2</sup>。このような仕組みを図で表すと次のようになる。

図1 投資信託の仕組み



（出所：杉田浩治『投資信託の世界』3頁（金融財政事情研究会，2019）の図を基に加筆して著者作成。）

なお、投資信託は契約型のものと会社型のものがそれぞれ存在する。このことから、本稿では、契約型の投資信託を「契約型投資信託」、会社型の投資信託を「会社型投資信託」とし<sup>3</sup>、「投資信託」とは契約型、会社型の双方を包摂した広義の意味での投資信託を指すものとする<sup>4</sup>。また、募集の形式としては公募型と私募型が存在し、公募型は主に個人投資家を

<sup>1</sup> 投資信託以外に、組合、匿名組合、信託、SPC等が投資ファンドとして用いられるとされている。宮本十至子「投資ファンド課税の国際的側面について」関西大学法学論集50巻6号282頁，284頁（2001）。

<sup>2</sup> 杉田浩治『投資信託の世界』2頁（金融財政事情研究会，2019）。

<sup>3</sup> なお、「契約型投資信託」、「会社型投資信託」という名称は、景山智全「集団投資スキームにおける課税上の問題点」税務大学校論叢40号219頁，230頁（2002）における記載を参考とした。

<sup>4</sup> なお、投信法第2条第3項、第12項では、契約型投資信託を「投資信託」、会社型投資信託を「投資法人」と定義している。

中心として販売されるのに対し、私募型は主に法人・機関投資家などの特定投資家に販売されるという点に特徴がある<sup>5</sup>。なお、契約型投資信託及び会社型投資信託は契約の種類や運用資産の違いにより、さらに細分化することができる。これらを細分化したものが図2である。

まず、委託者指図型と委託者非指図型であるが、これらは契約型投資信託の委託者が受託者である資産運用者に対して資産運用の指図を行うか否かの違いにあり、委託者指図型の場合には委託会社が、委託者非指図型の場合には受託会社が資産運用の権限を有する<sup>6</sup>。また、運用資産の制限にも違いがあり、委託者非指図型の場合は後述する証券投資信託の定義を充足しないことから、有価証券以外の資産に主として投資する契約型投資信託の組成を念頭に置いたものとされている<sup>7</sup>。

次に運用資産の違いによる定義の差について概観する。まず、証券投資信託であるが、これは投信法第2条第4項において「委託者指図型投資信託のうち主として有価証券…に対する投資として運用することを目的とするもの…」と定義されている。なお、その他の投資資産を主たる投資対象とする投資信託については投信法に定義がないため、証券投資信託以外の契約型投資信託と位置付けている。

会社型投資信託は、投信法による細分化は行われていないものの、一般に、有価証券を主要な投資対象とする証券投資法人と、それ以外の資産を主要な投資対象とする証券投資法人以外の会社型投資信託<sup>8</sup>に分けられるとされる<sup>9</sup>。なお、会社型投資信託は資産運用に対して、投資家が意思表示を行う場があるという点が契約型投資信託との最大の相違点であるとされる<sup>10</sup>。

---

<sup>5</sup> 杉田・前掲注2) 105頁。

<sup>6</sup> 委託者指図型については投信法第2条第1項、委託者非指図型については投信法第2条第2項において定義づけられている。

<sup>7</sup> 田村威『十四訂 投資信託 基礎と実務』12-13頁（経済法令研究会，2017）。

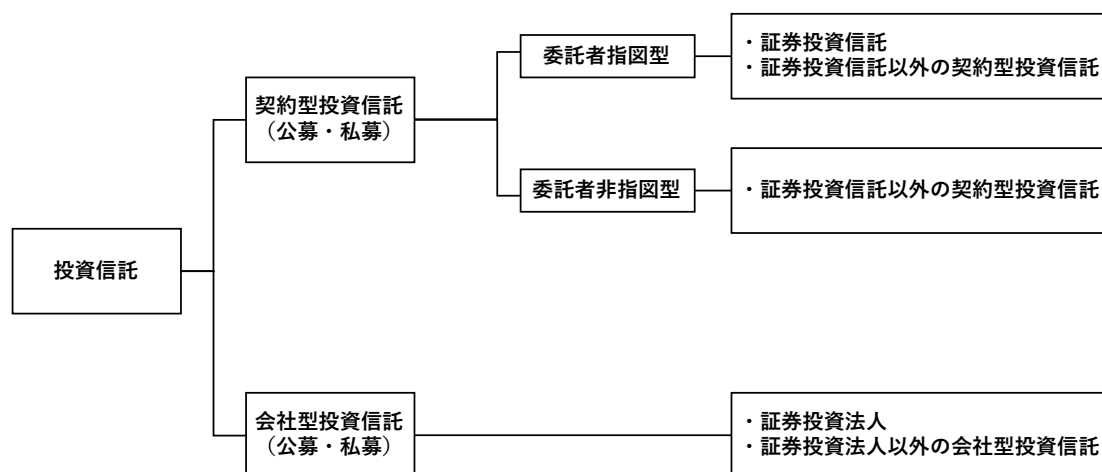
<sup>8</sup> 実際には不動産等を主要な投資対象とする会社型投資信託が主流となっている。投資信託協会「日本の投資信託 2014」26頁（2015年3月）[https://www.toushin.or.jp/fileadmin/open/kouhou/file/publication/%E6%97%A5%E6%9C%AC%E3%81%AE%E6%8A%95%E8%B3%87%E4%BF%A1%E8%A8%972014\\_%E5%92%8C%E6%96%87.pdf](https://www.toushin.or.jp/fileadmin/open/kouhou/file/publication/%E6%97%A5%E6%9C%AC%E3%81%AE%E6%8A%95%E8%B3%87%E4%BF%A1%E8%A8%972014_%E5%92%8C%E6%96%87.pdf)，2022年1月29日最終閲覧）。

<sup>9</sup> 投資信託協会・前掲注8) 25-26頁。

<sup>10</sup> 田村・前掲注7) 174頁。



図2 投資信託の類型化



(出所：田村威『十四訂 投資信託 基礎と実務』13頁(経済法令研究会，2017)の図を基に加筆して著者作成。)

#### 1-1-2. アジア地域ファンド・パスポート (ARFP) への参加

Asia Region Funds Passport (以下、ARFP という) とはアジア太平洋地域に投資ファンドの共通制度を創設し、グローバル化を進めることを目的とした制度である<sup>1112</sup>。ARFP 参加国で承認された投資ファンド (以下、パスポートファンドという) を他の参加国において簡潔な手続きのみで販売可能とする仕組みであり<sup>13</sup>、主に手続き面での簡素化を狙った制度となっている。ARFP はオーストラリアが発案した制度であり、わが国は自国の金融センター

<sup>11</sup> APEC, Memorandum of Cooperation on the Establishment and Implementation of the Asia Region Funds Passport, 1, 28 April 2016, <https://fundspassport.apec.org/wp-content/uploads/2019/03/28-April-2016-Asia-Region-Funds-Passport-Memorandum-of-Cooperation-signed-by-Australia-Japan-Korea-NZ.pdf>, last visited 29 January 2022.

<sup>12</sup> なお、ARFP はアジア地域でのファンドの相互販売を目的とするものの、投資対象についてはアジア地域に限定されない。そのため、当該制度を用いることによる他地域への投資も行われることが予定されている。APEC, Asia Region Funds Passport : A Study of Potential Economic Benefits and Costs, 45, July 2014, [https://www.apec.org/docs/default-source/publications/2014/7/asia-region-funds-passport---a-study-of-potential-economic-benefits-and-costs/asia-funds-passport---a-study-of-potential-economic-benefits-and-costs.pdf?sfvrsn=c281b733\\_1](https://www.apec.org/docs/default-source/publications/2014/7/asia-region-funds-passport---a-study-of-potential-economic-benefits-and-costs/asia-funds-passport---a-study-of-potential-economic-benefits-and-costs.pdf?sfvrsn=c281b733_1), last visited 29 January 2022.

<sup>13</sup> 野村亜紀子「中国・アジア・マーケット 日本のアジア地域ファンド・パスポート (ARFP) への参加表明」野村資本市場クォーターリー19巻2号191頁, 191頁 (2015)。

化<sup>14</sup>という目的を達成するために<sup>15</sup>、2015年9月に参加を表明している<sup>16</sup>。また、2017年12月には金融庁により、申請に関する具体的な手続きが公表されている<sup>17</sup>。

ARFPを巡る制度設計及びその要件についてはAPEC, Memorandum of Cooperation on the Establishment and Implementation of the Asia Region Funds Passport、金融庁「アジア地域ファンド・パスポート確認事項書」において明記されている<sup>18</sup>。なお、本項ではこれらを概観している恵谷(2016)を参考に主な整理を行う。

図3はARFPの仕組みを表したものである。パスポートファンドの販売については、まず①②③において、ファンド組成国(以下、ホーム国という)が当該ファンドやそのファンドの運用会社の適格性等について審査を行う。当該ファンドがパスポートファンドとして登録を受けた場合には、④⑤において他のARFP参加国(以下、ホスト国という)が一定の審査手続きを当該ファンドに対して行う。そして当該審査手続きが完了すると、⑥においてそのホスト国の市場において販売することが可能となる。このようにARFPの利用は、ホーム国において認可を受けたパスポートファンドを、ホスト国に対し、複雑な手続きなしで販売する、という流れとなる。ARFPを利用しないクロスボーダー取引は、販売国での必要な書類が国ごとに異なることや、手続きの完了が数か月にまで及ぶこともあることから事務上の負担が多大となっていた。ARFPはこのような複雑な手続きを回避しつつ、また、21日以内に審査手続きが完了することからクロスボーダーでの取引が簡便になるという点にメリットがある。このように当該制度は投資ファンドのグローバル化を狙う制度となる。

---

<sup>14</sup> 金融センター化の意義は明確に示されていないものの、金融庁「金融・資本市場活性化に向けての提言」13頁(2013年12月13日)(<https://www.fsa.go.jp/singi/kasseika/20131213/01.pdf>, 2022年1月29日最終閲覧)では、重要な点としてアジア等の投資を仲介することにより日本経済を成長させることを挙げている。

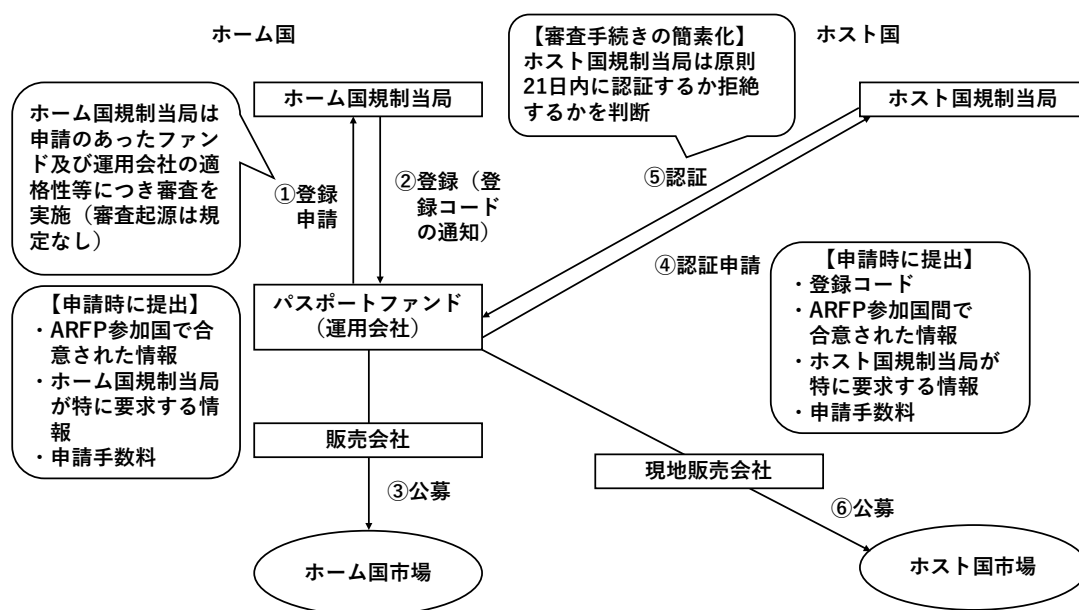
<sup>15</sup> 金融センター化とARFPの関係性を議論したものとして、東京国際金融センターの推進に関する懇談会「東京国際金融センターの推進に関する懇談会報告書」11-12頁(2015年9月9日)([https://www.jsda.or.jp/about/kaigi/chousa/TIFC\\_kondankai/tokyo\\_houkokusho.pdf](https://www.jsda.or.jp/about/kaigi/chousa/TIFC_kondankai/tokyo_houkokusho.pdf), 2022年1月29日最終閲覧)、日本証券業協会「資産運用等に関するワーキング・グループ報告書」10-12頁(2016年6月30日)(<https://www.toushin.or.jp/fileadmin/open/plan/file/topics/160630%E8%B3%87%E7%94%A3%E9%81%8B%E7%94%A8WG/%E8%B3%87%E7%94%A3%E9%81%8B%E7%94%A8WG%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8.pdf>, 2022年1月29日最終閲覧)等がある。

<sup>16</sup> 恵谷浩紀「アジア地域ファンド・パスポートの概要と利用上の留意点」商事法務 2113号53頁, 53-54頁(2016)。

<sup>17</sup> 金融庁「アジア地域ファンド・パスポート(ARFP)に係る申請手続きについて」(2017年12月)(<https://www.fsa.go.jp/status/arfp/index.html>, 2022年1月29日最終閲覧)。

<sup>18</sup> 金融庁「アジア地域ファンド・パスポート確認事項書」(2017年12月)(<https://www.fsa.go.jp/status/arfp/20171221.pdf>, 2022年1月29日最終閲覧)。APEC, Memorandum of Cooperation on the Establishment and Implementation of the Asia Region Funds Passport, 28 April 2016, <https://fundspassport.apec.org/wp-content/uploads/2019/03/28-April-2016-Asia-Region-Funds-Passport-Memorandum-of-Cooperation-signed-by-Australia-Japan-Korea-NZ.pdf>, last visited 29 January 2022. なお、この他に申請に必要な書面として、金融庁「アジア地域ファンド・パスポート登録確認書(ARFP登録要件を満たしていることを証する書面)」(2017年12月)(<https://www.fsa.go.jp/status/arfp/20171130-3.pdf>, 2022年1月29日最終閲覧)が公表されている。

図3 ARFPの仕組み



(出所：恵谷浩紀「アジア地域ファンド・パスポートの概要と利用上の留意点」商事法務2113号53頁，55頁（2016）の図を基に著者作成。)

上述の通り、ARFP を利用できるファンドはホーム国で認可を受ける必要があるため、全てのファンドをパスポートファンドとして登録はできない。パスポートファンドに該当するためにはパスポート規則を遵守する必要がある。パスポート規則は種々の要件から成るため、その対象は以下の特徴を有するものに限定される。

- ①契約型投資信託又は会社型投資信託
- ②金融資産に対する分散投資のみ行う（不動産投資は行えない）
- ③投資家保護規制の対象となる
- ④公募型である

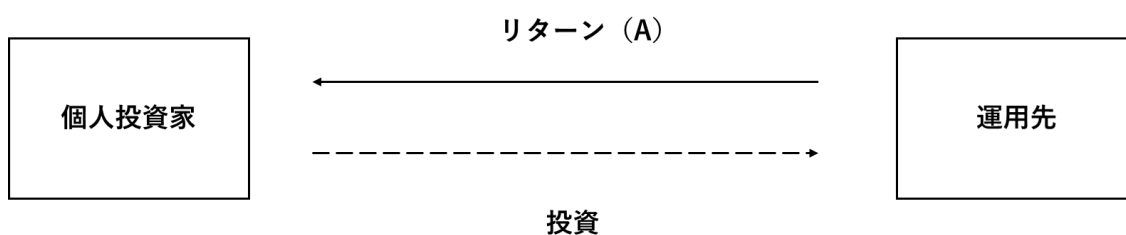
## 1-2. 投資信託の税制

本節では、投資信託を巡る税制につき、国内的側面と国際的側面でそれぞれ場面分けを行うことにより整理を行う<sup>19</sup>。なお、ARFP 参加に伴って影響が生じるのは、有価証券等の金融資産を主な投資対象とする公募型の投資信託であるため、個人投資家が有価証券を投資対象とする投資信託の持分を有している状況に対象を限定する。

<sup>19</sup> このような場面分けは沖村祐樹「投資ファンドの租税条約適格性に関する一考察」租税資料館賞受賞論文集21回中巻125頁，136-143頁（2012）、増井良啓「証券投資ファンド税制の比較」日税研論集第41号171頁，171-243頁（1999）における整理を基にしている。

まず、国内的側面を示したケースが図4と図5である。図4については個人投資家が国内資産に対して直接的に投資している場面を想定している。この場合、投資信託を介在させないことから少なくとも投資信託段階での追加的な課税は生じない<sup>20</sup>。

図4 国内直接投資



(出所: 増井良啓「証券投資ファンド税制の比較」日税研論集第41号171頁, 174頁(1999)の図を基に加筆して著者作成。)

図5 国内間接投資



(出所: 増井良啓「証券投資ファンド税制の比較」日税研論集第41号171頁, 175頁(1999)の図を基に加筆して著者作成。)

次に図5のような個人投資家が投資信託を介して投資した場合を想定する。この場合、契約型投資信託と会社型投資信託で課税関係が相違する。

契約型投資信託は、税務上、運用資産や募集形態の違いにより集団投資信託と法人課税信託に分類される。なお、法人課税信託とされる投資信託は、税法上、特定投資信託に分類される<sup>21</sup>。そのため、法人課税信託については特定投資信託に焦点をあてる。

なお、投資信託を巡る税制は、何れについても信託税制の設計を基に構成されている。そこで、まず信託税制がどのような設計となっているのかを概観する。

<sup>20</sup> 増井・前掲注19) 175頁。

<sup>21</sup> 法人課税信託はその性質によって特定法人課税信託と導管的法人課税信託に大別できるとされており、このうち特定投資信託は導管的法人課税信託に分類される。また、導管的法人課税信託については、特定投資信託の他に特定目的信託が含まれる。なお、特定法人課税信託と導管的法人課税信託は税法上の用語ではなく、文献内で示されている用語である。佐藤英明『新版 信託と課税 (租税法研究双書5)』468-483頁 (弘文堂, 2020)。

信託税制は、その設計上、法律的帰属説<sup>22</sup>を定めた実質的所得者課税の原則<sup>23</sup>を規定している所得税法第12条と法人税法第11条が重要となる。当該原則によると、わが国の信託は信託財産の所有権は委託者から受託者に移転するものと考えられているため、信託財産から生じた所得が法律的に帰属するのは受託者であると解される<sup>24</sup>。しかしながら、信託の受託者は一定の信託報酬を受領するのみで、信託財産に係る利益は受益者に分配することとなる<sup>25</sup>。そのため、信託については例外として所得税法第13条第1項本文及び法人税法第12条第1項本文において経済的帰属説<sup>26</sup>が採用されている<sup>27</sup>。これにより、信託の受益者が信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、信託財産に係る所得は受益者の所得であるとみなすことで受益者に課税するような設計となっている<sup>28</sup>。

これに対し、集団投資信託<sup>29</sup>は所得税法第13条第1項但書、法人税法第12条第1項但書により、信託税制の適用が排除されるような設計となっている<sup>30</sup>。これにより、規定の適用上は原則に戻り、集団投資信託に係る所得は信託財産の受託者のものとなるはずであるが<sup>31</sup>、法人税法第12条第3項により受託者の所得でないことにより、結果として信託財産に帰属する所得は少なくともそれが信託財産に帰属した時点では所得税法及び法人税法上、「誰のものでもない」所得であるということになる<sup>32</sup>。その結果、集団投資信託段階で追加的な課税は行われず、受益者に分配した時点で課税が行われるという設計となっている。

特定投資信託<sup>33</sup>は、所得税法第13条第1項但書、法人税法第12条第1項但書により、信託税制の適用が排除されるような設計となっている<sup>34</sup>。これにより、信託財産に係る所得は受託者に帰属することとなるが、特定投資信託の受託者は、所得税法第6条の2、法人税法第4条の6により、各法人課税信託の信託財産及び受託者の固有財産ごとに、それぞれ別

---

<sup>22</sup> 課税物件の法律上の帰属につき、その形式と実質とが相違している場合には、実質に即して帰属を判定すべきとする説。金子宏『租税法（第二十四版）』182頁（弘文堂，2021）。

<sup>23</sup> 法律的帰属説と経済的帰属説があり、文理的にはどちらも解釈可能だが、法律的帰属説が妥当であるとされている。金子・前掲注22）182-183頁。

<sup>24</sup> 伊藤剛志「投資信託への租税条約の適用」中里実ほか『デジタルエコノミーと課税のフロンティア』61頁，74頁（有斐閣，2020）。

<sup>25</sup> 同上。

<sup>26</sup> 課税物件の法律上の帰属と経済上の帰属が相違している場合には、経済上の帰属に即して帰属を判定すべきとする説。金子・前掲注22）182頁。

<sup>27</sup> 佐藤・前掲注21）143頁。

<sup>28</sup> 伊藤・前掲注24）74頁。

<sup>29</sup> 契約型投資信託では、証券投資信託、国内公募型のもの、投信法第2条第24項に規定する外国投資信託がこれに該当する。所得税法第13条第3項第1号、法人税法第2条第29号。

<sup>30</sup> 佐藤・前掲注21）143頁。

<sup>31</sup> 同上。

<sup>32</sup> 同上。

<sup>33</sup> 契約型投資信託では集団投資信託以外のものがこれに該当する。所得税法第2条第1項第8号の2、法人税法第2条第29号の2。なお、特定投資信託という用語については租税特別措置法第9条の6の4第1項、第68条の3の3第1項。

<sup>34</sup> 伊藤・前掲注24）75頁。

の者とみなす<sup>35</sup>こととされている<sup>36</sup>。すなわち、納税義務者たる受託者が、固有財産から生じる所得と信託財産から生ずる所得について、あたかも別々の法人が存在するものとみなして税額計算を行う制度となっている<sup>37</sup>。そのうえで、租税特別措置法第68条の3の3により一定要件<sup>38</sup>を満たすことで、事実上、法人課税がなされないような手当てがなされている<sup>39</sup>。このように特定投資信託は、原則的には法人課税の対象となり、例外的に法人課税が免除されるような設計となっている点に特徴があるものとなっている。

一方、会社型投資信託は私法上の法人格を有する<sup>40</sup>ことから、原則的に法人課税の対象となる設計となっている。しかしながら、会社型投資信託は法形態の相違はあるものの、経済的な実質は契約型投資信託と同質であり、その実態は運用資産の集合体にしかすぎない<sup>41</sup>。そのため、租税特別措置法第67条の15により一定要件<sup>42</sup>を満たすことを条件に、事実上、法人課税がなされないような手当てをすることで、税制上の措置を講じている<sup>43</sup>。このように、会社型投資信託は、原則的には法人課税の対象となり、例外的に法人課税が免除されるような設計となっている点に特徴があるものとなっている。

次に、源泉徴収税の視点でとらえた場合、(A) (B) は所得税法第181条により、本来、運用先及び投資信託段階で源泉徴収義務を負う。ただし、投資信託に対する支払については一定の要件<sup>44</sup>を満たすことを条件に当該源泉徴収を行わないこととされている<sup>45</sup>。このように、当該ケースでは、運用先から投資家までの間で源泉徴収税が重複しないような設計が採用されている。

次に国際的側面に関して概観する。図6は国内の個人投資家が国外資産に直接投資している場合を想定している。この場合、源泉地国では(A)段階で源泉徴収税を課すことが考えられる。その際、個人投資家は所得税法第95条における外国税額控除の規定により控除

---

<sup>35</sup> このうち、信託財産を保有しているとされる者のことを受託法人という。所得税法第6条の3柱書、法人税法第4条の7柱書。

<sup>36</sup> 伊藤・前掲注24) 75頁。

<sup>37</sup> 武田昌輔監修『DHCコンメンタール法人税法 2 § §1~28』889の103頁(第一法規, 1979)〔最終加除: 2021〕、武田昌輔監修『DHCコンメンタール所得税法 2 § §1~29』285頁(第一法規, 1983)〔最終加除: 2021〕。

<sup>38</sup> 分配可能収益の90%以上を分配する等の要件が一定要件とされている。

<sup>39</sup> 武田昌輔監修『DHCコンメンタール法人税法 10-2 措置法 § §66の10~68の7』5887の4頁(第一法規, 1979)〔最終加除: 2021〕。

<sup>40</sup> 投信法第61条。

<sup>41</sup> 武田・前掲注39) 5469の64頁。

<sup>42</sup> 配当可能利益の90%以上を配当する等の要件が一定要件とされている。

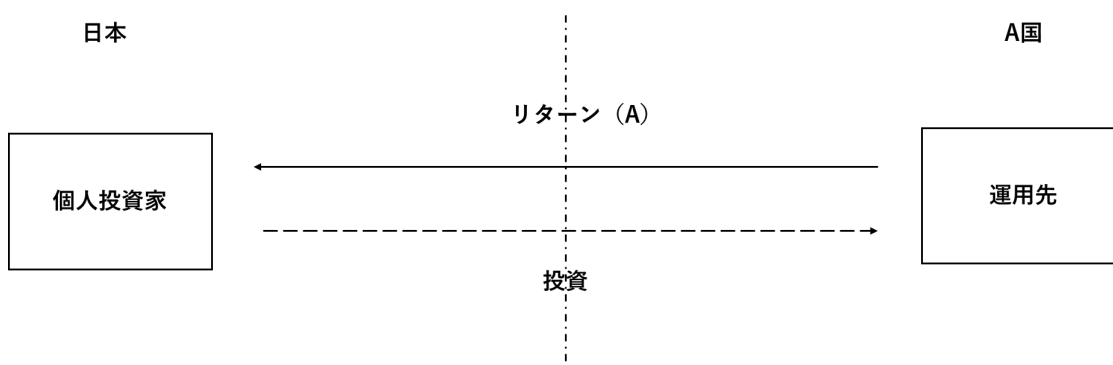
<sup>43</sup> 武田・前掲注39) 5469の64頁。

<sup>44</sup> 利子等又は配当等の支払をする者の備えつける帳簿に、投資信託の名称等を搭載していることが要件となる。武田昌輔監修『DHCコンメンタール所得税法 4 § §128~223』7566頁(第一法規, 1983)〔最終加除: 2021〕、武田昌輔監修『DHCコンメンタール所得税法 5 措置法 § §1~21』1336-1337頁(第一法規, 1983)〔最終加除: 2021〕。

<sup>45</sup> 証券投資信託については所得税法第176条第1項、証券投資信託以外の公募型投資信託については租税特別措置法第9条の4第2項、証券投資法人及び公募の会社型投資信託については租税特別措置法第9条の4第1項。措置法における対象については、武田・前掲注44) DHCコンメンタール所得税法 5 1334頁を参考とした。

限度額の範囲において、その年分の所得税の額から控除可能とされている。なお、仮に控除限度額を超えた場合であっても、同条第 2 項において前年 3 年以内に控除余裕額がある場合には当該余裕額を充当することができる。このケースでは、国内直接投資との比較で問題が起きる可能性はあるものの、それ以外に課税上の問題はないとされる<sup>46</sup>。

図 6 国外直接投資



(出所：著者作成。)

図 7 は国内の個人投資家が投資信託を介して国外資産に投資している場合を想定している。この場合、所得税法第 181 条により (B) 段階で源泉徴収税が課されるが、(A) が源泉徴収税の対象となる場合、二重課税が生じてしまう。このような二重課税を調整するために、(A) の源泉徴収税を (B) の源泉徴収税から控除できる仕組みとなっている<sup>47</sup>。ただし、当該控除はあくまで源泉徴収税の枠内において行われるものであることから、(A) の源泉徴収税率が高率である場合には十分な控除は行えない<sup>48</sup>。

なお、租税特別措置法第 9 条の 3 の 2 第 1 項により、(B) の源泉徴収を「支払の取扱者<sup>49</sup>」が行うような場合<sup>50</sup>であっても、上記措置との整合性を図るため<sup>51</sup>に同条第 3 項の規定により「支払の取扱者」における (B) の源泉徴収税から (A) の源泉徴収税を控除することが可

<sup>46</sup> 運用先の国で徴収される源泉徴収税の税率がわが国の国内法で規定する税率よりも高い場合には、税率の相違の問題が起きるとされる。沖村・前掲注 19) 138 頁。

<sup>47</sup> 集団投資信託については所得税法第 176 条第 3 項、第 4 項、特定投資信託については租税特別措置法第 9 条の 6 の 4 第 1 項、第 2 項、会社型投資信託については租税特別措置法第 9 条の 6 の 2 第 1 項、第 2 項。

<sup>48</sup> なお、外国税額の繰越、繰戻といった措置は設けられていない。鬼頭朱実「ファンドを巡る世界のルール (第 18 回) ファンドと二重課税(上) 投信などの二重課税排除策には限界」ファンド情報 259 号 17 頁、19 頁 (2017)。

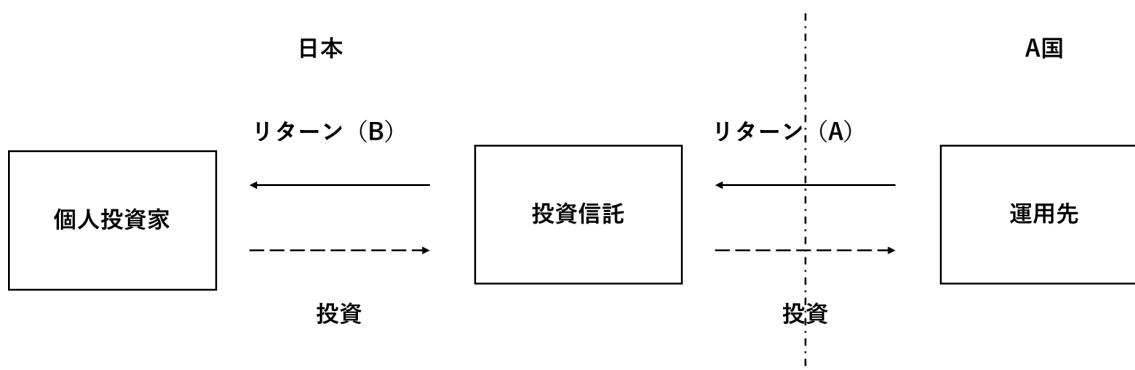
<sup>49</sup> 「支払の取扱者」とは、租税特別措置法施行令第 4 条の 6 の 2 第 2 項、租税特別措置法施行規則第 5 条の 2 第 1 項において定められており、上場株式等の支払を受ける者の配当等の受領の媒介、取次又は代理をする者であって、社債、株式等の振替に関する法律に規定する口座管理機関である者とされている。武田・前掲注 44) DHC コンメンタール所得税法 5 1317 の 2 頁。

<sup>50</sup> 今日における投資証券や受益証券のペーパーレス化を勘案し、平成 20 年度税制改正において、一定の投資信託に対する源泉徴収義務を「支払の取扱者」に移転させる改正がなされた。大蔵財務協会編『改正税法のすべて (平成 20 年度版)』77-79 頁 (大蔵財務協会, 2008)。

<sup>51</sup> 武田・前掲注 44) DHC コンメンタール所得税法 5 1317 の 8 頁。

能である。当該措置もあくまで源泉徴収税の枠内において行われるものであることから、(A)の源泉徴収税率が高率である場合には十分な控除が行えない<sup>52</sup>。

図7 運用資産のみ国外に所在している場合



(出所: 増井良啓「証券投資ファンド税制の比較」日税研論集第41号171頁, 214頁(1999)の図を基に加筆して著者作成。)

また、個人投資家段階での適用関係については、平成30年度税制改正により確定申告時の設計に変化が生じている。図8から図10は当該改正の背景を示した図となっている。前提として、外国所得税率10%、国内源泉所得税率15%、所得税率25%という条件が図8から図10までの共通条件であり、図9、図10については個人投資家に損失90があるものとする。

従来、集団投資信託段階で外国税額控除を行った場合、個人投資家段階では図8のように源泉徴収税額の一部として扱われていた。当該設計の場合、図9のように還付部分が生じる際に外国所得税額を日本が還付するというような事態が生じてしまっていた。このような状況に対応するため、平成30年度税制改正によって新たに分配時調整外国税相当額の控除制度<sup>53</sup>が創設されることとなった<sup>54</sup>。この改正により、図10のように集団投資信託が日本において納付した源泉徴収税額部分と外国所得税額部分を区分して申告する設計となり、外国所得税を日本が還付するというような状況に対応している。なお、このような問題は集団投資信託以外でも生じていたため<sup>55</sup>、その他の投資信託や「支払の取扱者」が介在する場合についても同様の改正が行われている<sup>56</sup>。

<sup>52</sup> なお、外国税額の繰越、繰戻といった措置は設けられていない。是枝俊悟「投資信託の外国税額控除の制度解説とファンドに及ぼす影響の試算」大和総研4-8頁(2019年6月12日)([https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/tax/20190612\\_020839.pdf](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/tax/20190612_020839.pdf), 2022年1月29日最終閲覧)。

<sup>53</sup> 所得税法第93条第1項。

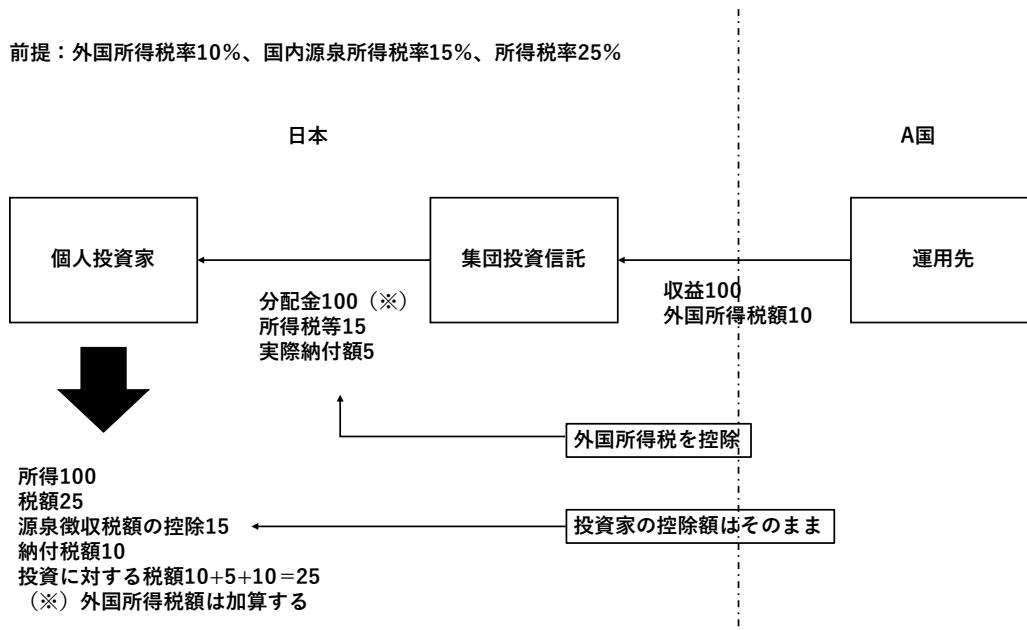
<sup>54</sup> 大蔵財務協会編『改正税法のすべて(平成30年度版)』719-720頁(大蔵財務協会, 2018)。

<sup>55</sup> 野々村昌樹「時事解説 分配時調整外国税相当額控除制度と新過大支払利子税制に対応 令和元年12月18日付法人税基本通達等の一部改正」税務弘報68巻4号113頁, 114-115頁(2020)。

<sup>56</sup> 特定投資信託については租税特別措置法第9条の6の4第3項、会社型投資信託については租税特別措置法第9条の6の2第3項。「支払の取扱者」が介在する場合は、租税特別措置法第9条の3の2第6項。大蔵財務協会編・前掲注54)153、742頁。

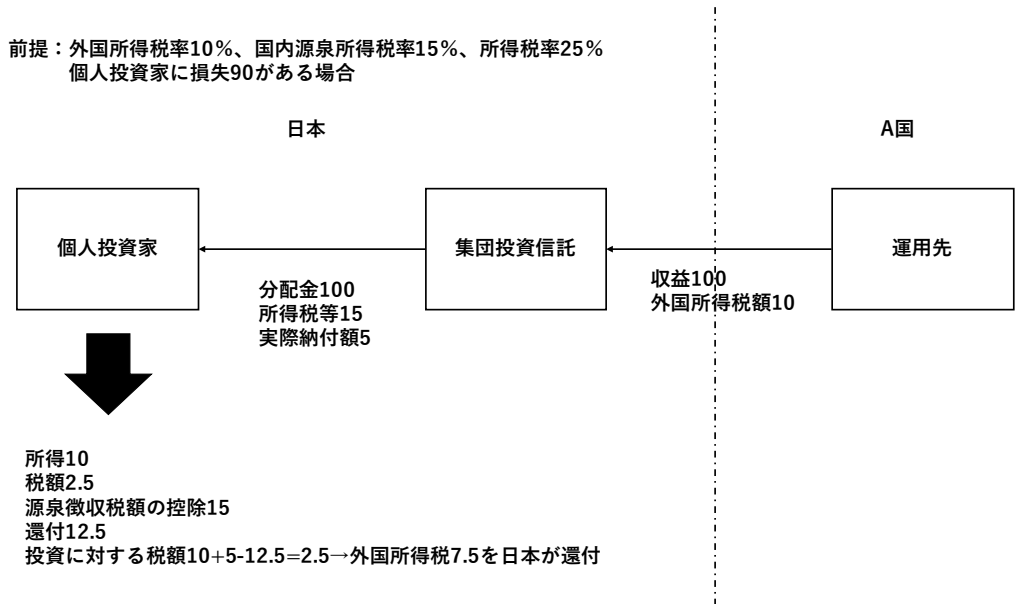


図8 平成30年度税制改正前の適用関係



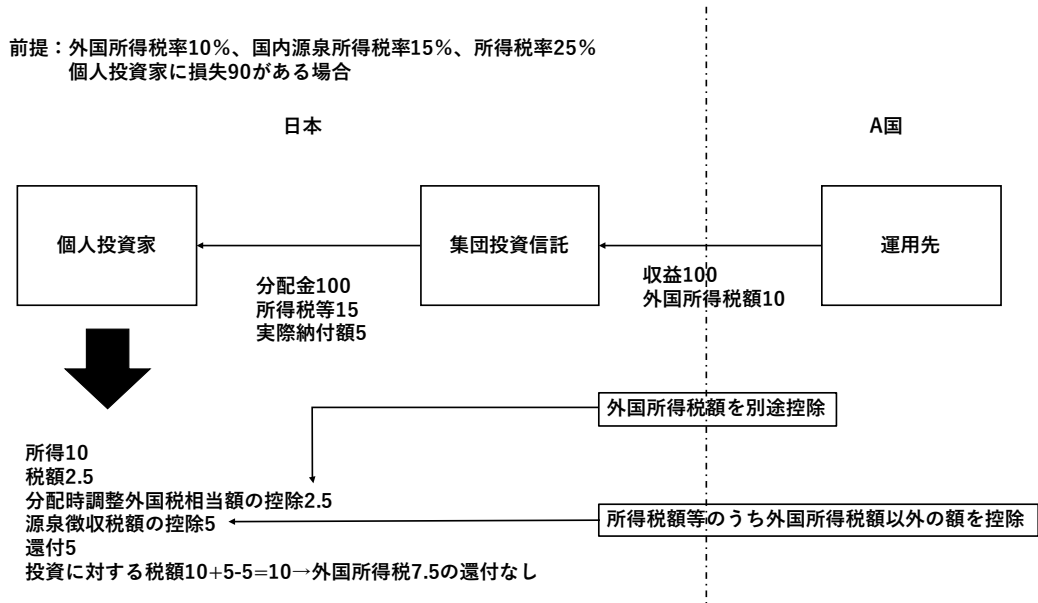
(出所：野々村昌樹「時事解説 分配時調整外国税相当額控除制度と新過大支払利子税制に対応 令和元年 12 月 18 日付法人税基本通達等の一部改正」税務弘報 68 巻 4 号 113 頁, 114 頁 (2020) の図を基に加筆して著者作成。)

図9 平成30年度税制改正前の適用による問題点



(出所：野々村昌樹「時事解説 分配時調整外国税相当額控除制度と新過大支払利子税制に対応 令和元年 12 月 18 日付法人税基本通達等の一部改正」税務弘報 68 巻 4 号 113 頁, 114 頁 (2020) の図を基に加筆して著者作成。)

図 10 平成 30 年度税制改正による対応



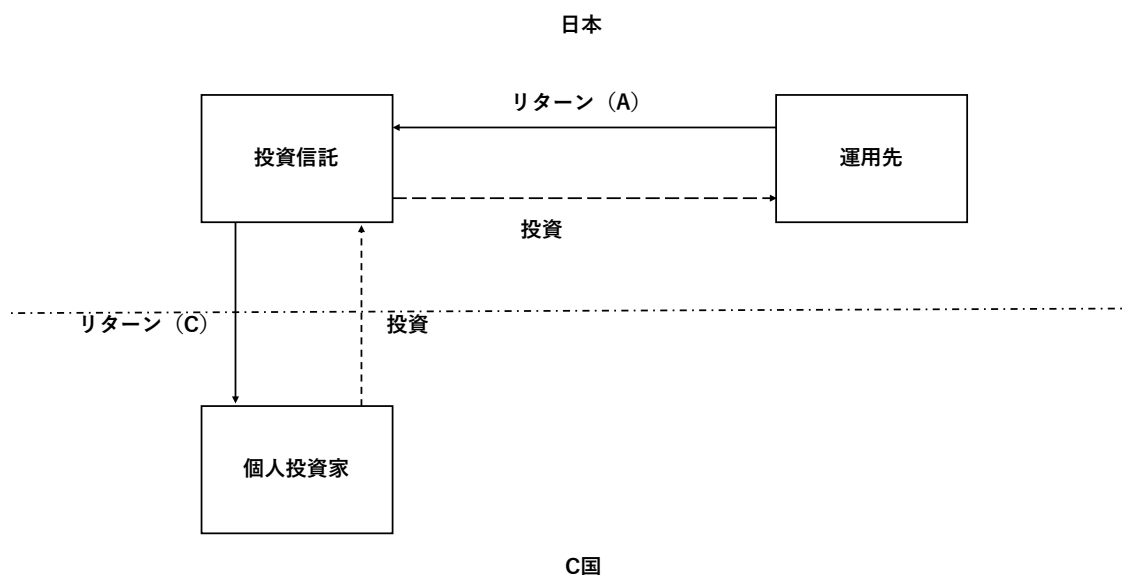
(出所：野々村昌樹「時事解説 分配時調整外国税相当額控除制度と新過大支払利子税制に対応 令和元年 12 月 18 日付法人税基本通達等の一部改正」税務弘報 68 巻 4 号 113 頁、116 頁 (2020) の図を基に加筆して著者作成。)

図 11 は国外の個人投資家が投資信託を介して国内資産に投資している場合を想定している。この場合、投資信託については図 5 における整理と同様に、(A) における源泉徴収は行われない<sup>57</sup>。また、恒久的施設のない国外の個人投資家に対する投資信託のリターンは源泉分離課税の対象となる<sup>58</sup>ことから、日本国内においては (C) の源泉徴収によって課税関係は完結する。

<sup>57</sup> 証券投資信託については所得税法第 176 条第 1 項、証券投資信託以外の公募型投資信託については租税特別措置法第 9 条の 4 第 2 項、証券投資法人及び公募の会社型投資信託については租税特別措置法第 9 条の 4 第 1 項。措置法における対象については、武田・前掲注 44) DHC コメントール所得税法 5 1334 頁を参考とした。

<sup>58</sup> 所得税法第 161 条第 8 項、第 9 項、第 164 条第 2 項。

図 11 個人投資家のみ国外に所在している場合



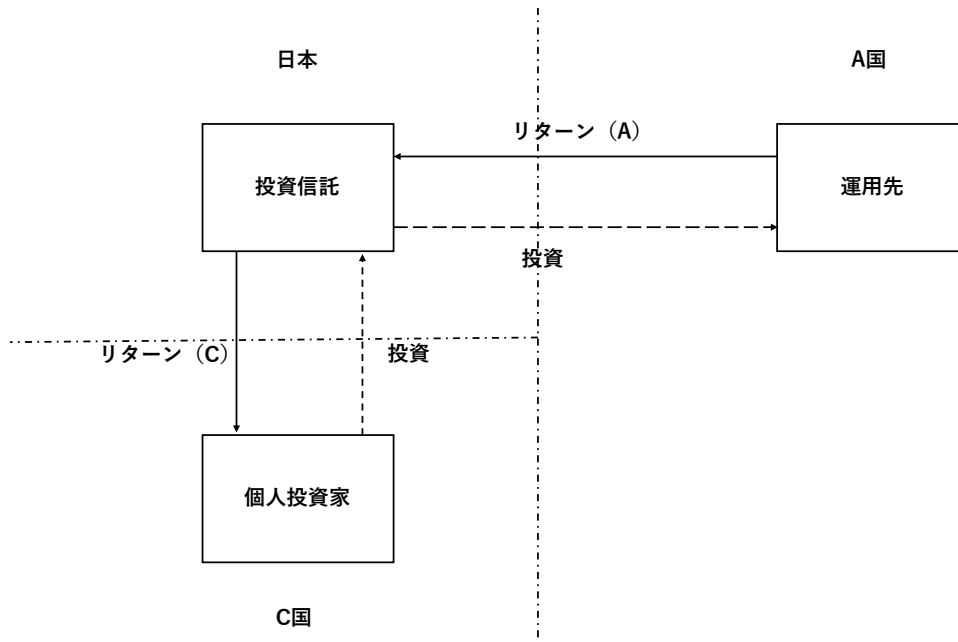
(出所: 増井良啓「証券投資ファンド税制の比較」日税研論集第 41 号 171 頁, 238 頁 (1999) の図を基に加筆して著者作成。)

図 12 は国外の個人投資家が投資信託を介して国外資産に投資している場合を想定している。この場合、所得税法第 212 条により (C) の段階で源泉徴収税が課されるが、図 7 の場合と同様に (C) の源泉徴収税から (A) の源泉徴収税を控除できる<sup>59</sup>。また、租税特別措置法第 9 条の 3 の 2 第 1 項により、(C) の源泉徴収を「支払の取扱者」が行うような場合であっても、同条第 3 項の規定により同様の控除が可能である。なお、恒久的施設のない国外の個人投資家に対する投資信託のリターンは源泉分離課税の対象となる<sup>60</sup>ことから、日本国内においては (C) の源泉徴収によって課税関係は完結する。

<sup>59</sup> 集団投資信託については所得税法第 176 条第 3 項、第 4 項、特定投資信託については租税特別措置法第 9 条の 6 の 4 第 1 項、第 2 項、会社型投資信託については租税特別措置法第 9 条の 6 の 2 第 1 項、第 2 項、「支払の取扱者」が介在する場合は、租税特別措置法第 9 条の 3 の 2 第 3 項。なお、特定投資信託及び会社型投資信託に対する調整法は平成 20 年度税制改正において確立されているが、改正趣旨の一つに国外投資家が直接投資をした際の税額と日本の投資信託を介して投資した場合の税額を同じにするという内容が含まれている。大蔵財務協会編・前掲注 50) 510 頁。

<sup>60</sup> 所得税法第 161 条第 8 号、第 9 号、第 164 条第 2 項。

図 12 トライアングラーケース



(出所：著者作成。)

### 1-3. 租税条約の現状

前節では投資信託の国内税法について概観したが、ARFP 参加にあたって懸念されている問題点として、租税条約の特典享受に関する指摘がある<sup>61</sup>。そこで、本節では現状の投資信託に係る租税条約上の位置づけをはじめ、我が国の租税条約の現状について概観する。

#### 1-3-1. 投資信託を巡る租税条約の適用関係

租税条約上、我が国の投資信託の位置づけを明示的に示しているものとして、契約型投資信託では日英・日仏租税条約が、会社型投資信託では親子会社間配当の制限規定がある<sup>62</sup>。

日英・日仏租税条約<sup>63</sup>では契約型投資信託を含む一定の公認投資基金<sup>64</sup>に投資する者が、

<sup>61</sup> 鬼頭朱美「ファンドを巡る世界のルール（第19回）ファンドと二重課税（下）開示強化が国際的な流れ、欧米型の「導管扱い」も検討課題」ファンド情報 261号 21頁、23頁（2017）。

<sup>62</sup> 伊藤・前掲注24）82-84頁、宮本・前掲注1）310-316頁。

<sup>63</sup> 日英租税条約2006年時の交換公文第3条、日仏租税条約第29条。なお、日英租税条約については2006年時の全面改訂前における旧日英租税条約第28条のAにおいても同種の規定が存在していた。宮本十至子「投資ビークルとしての信託と課税—信託法改正を踏まえて—」信託研究奨励金論集第30号 84頁、90頁（2009）、旧日英租税条約の解説については筒井順二『日英・日伊・日独・日洪・日波・日比租税条約の解説』12-14頁（本租税研究協会、1981）。

<sup>64</sup> 日英租税条約では、日本国については投信法第2条第3項及び第28項に定義する投資信託及び外国投資信託、貸付信託法第2条第1項に定義する貸付信託、所得税法第2条第1項第11号に定義する合同運用信託並びに資産の流動化に関する法律第2条第13項に定義する特定目的信託が該当する。また、日仏租税条約では、フランスについては1988年12月23日の法律第88条第1201号に定義する投資共同基金及び可変資本投資会社が該当し、日本については投信法第2条第3項及び第28項に定義する投資信託及

当該投資基金から取得する配当又は利子に関する条約適用の申請手続きを当該投資基金の運用者又は受託者が代行して請求する、と規定（以下、代行アプローチという）されている<sup>65</sup>。両条約の特徴は、条約特典を享受する主体は契約型投資信託そのものにあらず、それを構成する投資家にあるとしている点、第三国の投資家に対応する部分については条約特典を与えないという点にある<sup>66</sup>。すなわち、源泉地国は理論上、条約特典を相手国の国内投資家の割合に応じて比例的に与えることとなる<sup>67</sup>。また、日英・日仏租税条約における代行アプローチは、契約型投資信託全般を対象としている。1-2でも概観したように、集団投資信託と特定投資信託は受託者段階での課税の有無をはじめ、国内税法上、相当程度の相違があるものとなっている。両条約ではこのような国内税法上の相違に関わらず、両投資信託を同様の扱いとしている点に特徴がある<sup>68</sup>。なお、代行アプローチは契約型投資信託を構成する投資家は日本国内に所在しているという状況の下で採用されている<sup>69</sup>という点を念頭に置く必要がある。

一方、日英・日仏租税条約以外では、契約型投資信託の位置づけは明確にされていない。そのため、これらの租税条約では解釈による分析が必要となる。契約型投資信託等のファン드가租税条約の適用主体となるには「者」「居住者」といった概念を充足する必要がある<sup>70</sup>。また、利子、配当、使用料といった投資性所得についてはこれらの概念に加え、「受益者」といった概念を充足することが必要であるとされる<sup>71</sup>。この点につき、契約型投資信託がこれらの概念を充足するか否かについては不明確な状況となっている<sup>72</sup>。

会社型投資信託の租税条約上の位置づけと関係性のある親子会社間配当とは、支払法人の発行済株式の一定割合以上を有する法人に対する配当に対し、通常のポートフォリオ配当に係る限度税率よりも低い限度税率を適用するというものである<sup>73</sup>。この点につき、会社型投資信託が支払う配当については、当該規定の適用を制限する規定が日米租税条約をは

---

び外国投資信託、貸付信託法第2条第1項に定義する貸付信託、所得税法第2条第11号に定義する合同運用信託並びに資産の流動化に関する法律第2条第13項に定義する特定目的信託が該当する。

<sup>65</sup> 筒井・前掲注63) 12頁。渡辺勲『新日仏租税条約の解説』32頁（日本租税研究協会、1996）。

<sup>66</sup> 同上。

<sup>67</sup> 増井・前掲注19) 219-221頁。

<sup>68</sup> 集団投資信託の一部と法人課税信託の一部が代行アプローチの対象とされている点に着目した論文として宮本・前掲注63) 90頁。

<sup>69</sup> 筒井・前掲注63) 12頁。

<sup>70</sup> OECD, MODEL TAX CONVENTION ON INCOME AND ON CAPITAL : CONDENSED VERSION 2017, Art.1 para.1 (2017).

<sup>71</sup> *Id.* at Art.10 para.2, Art.11 para.2, Art.12 para.3.

<sup>72</sup> 宮本・前掲注1) 324-326頁。

<sup>73</sup> OECD, *supra* note 70, Art.10 para.2 subpara.(a).

じめ<sup>74</sup>、多数の租税条約で採用されている<sup>75</sup>。このように、会社型投資信託は租税条約の適用を受ける主体であることが確認されていることから、多くの租税条約で「居住者」として扱われていることが分かる<sup>76</sup>。一方、会社型投資信託は所得の大部分を配当として分配・損金算入することで導管として機能しているといえるから、「受益者」概念の充足を疑問視する見解が存在する<sup>77</sup>。

### 1-3-2. TS 防止に係る租税条約締結方針

わが国は TS<sup>78</sup>を懸念しており、租税条約上も各種の対応策を講じることにより、これに対応している。そのため、租税条約の議論をする上で TS の懸念は必要不可欠なものであることから、わが国の TS 防止に係る租税条約締結方針を確認しておく。

わが国の TS 防止策の一つが Limitation on Benefits 条項（以下、LOB 条項という）である。LOB 条項 (OECD, MODEL TAX CONVENTION ON INCOME AND ON CAPITAL : CONDENSED VERSION 2017, Art. 29 para. 1-8) は、米国発祥であり<sup>79</sup>、租税条約における特典享受に関し、TS 防止に対する客観的な基準を設けることによって対応するものである<sup>80</sup>。LOB 条項は 2003 年

---

<sup>74</sup> 親子会社間配当に係る課税減免は直接投資としての性格に着目しているが、支払配当を損金算入できるような法人についてはそのような性格が希薄であるため、会社型投資信託に対する制限がなされている。なお、課税関係が類似している特定投資信託が当該制限規定の対象に含まれているか否かは必ずしも明らかでないとする指摘がある。親子間配当の説明については、浅川雅嗣『コンメンタール 改訂日米租税条約』103 頁（大蔵財務協会，2005）。指摘事項については、本庄資「新日米租税条約の適用・解釈に関する問題点について」国際税制研究 14 号 87 頁，96-97 頁（2005）。

<sup>75</sup> アメリカ (03)、イギリス (06)、フランス (07)、オーストラリア (08)、カザフスタン (08)、パキスタン (08)、ブルネイ (09)、オランダ (10)、クウェート (10)、サウジアラビア (10)、スイス (10)、香港 (10)、ポルトガル (11)、ニュージーランド (12)、アラブ首長国連邦 (13)、スウェーデン (13)、オマーン (14)、カタール (15)、ドイツ (15)、スロベニア (16)、ベルギー (16)、エストニア (17)、オーストリア (17)、デンマーク (17)、ラトビア (17)、リトアニア (17)、ロシア (17)、アイスランド (18)、クロアチア (18)、コロンビア (18)、スペイン (18)、アルゼンチン (19)、ウズベキスタン (19)、ウルグアイ (19)、エクアドル (19)、ジャマイカ (19)、セルビア (20)、モロッコ (20)、ジョージア (21) において導入されている。財務省「我が国の租税条約等の一覧」（2021 年 11 月 8 日）([https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/international/tax\\_convention/tax\\_convnetion\\_list\\_jp.html](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/tax_convnetion_list_jp.html)，2022 年 1 月 29 日最終閲覧) 掲載情報参照。

<sup>76</sup> 相手国における会社形態の投資ファンドについては、日仏租税条約及び日ルクセンブルク租税条約においてその位置づけが示されているが、我が国の会社型投資信託に対して直接的に扱っているものではないことから、本稿では扱わない。なお、両条約における投資ファンドの位置づけが異なることから、租税条約の適格性は必ずしも法人格の有無に左右されるとは言い切れない、とする見解がある。宮本・前掲注 1) 315 頁。

<sup>77</sup> 栗原克文「REIT に関する国際税務上の論点について」不動産証券化ジャーナル 36 号 87 頁，97-98 頁（2008）。

<sup>78</sup> TS に明確な定義はないものの、有力説によると「租税条約の特典を受ける権利を有しない者が直接利用できない条約の特典を得るために広義の個人又は法人を利用する状況」をいうとされている。よって本稿においても TS とは同様の意義であると位置づける。なお、当該定義については WEEGHEL, VAN S., THE IMPROPER USE OF TAX TREATIES : WITH PARTICULAR REFERENCE TO THE NETHERLANDS AND THE UNITED STATES, 119 (1998)。有力説であると位置づけている文献については本庄資「国際課税における重要な課税原則の再検討（第 24 回）租税条約の濫用・トリートメントショッピングの防止ルールの新展開と問題点」租税研究 811 号 256 頁，285 頁（2017）。

<sup>79</sup> 村井正『入門国際租税法 改訂版』44 頁（清文社，2020）。

<sup>80</sup> 今村隆「租税条約における LOB 条項の意義と問題点」日本法學 79 巻 2 号 518 頁，518 頁（2013）。

の日米租税条約の改訂時に初めて導入され<sup>81</sup>、今日では、わが国の租税条約締結方針の一つとして認識されている<sup>82</sup>。なお、租税条約の全ての所得に対して LOB 条項によりスクリーニングするものもあるが、わが国では投資性所得に限定してスクリーニングを行う LOB 条項が一般的となっている<sup>83</sup>。

二つが Principle Purpose Test 条項（以下、PPT 条項という）、導管取引防止条項である。PPT 条項（OECD, MODEL TAX CONVENTION ON INCOME AND ON CAPITAL : CONDENSED VERSION 2017, Art. 29 para. 9）とは租税条約の特典享受を主要な目的とするような仕組みや取引に対しては租税条約の特典を与えないというものである<sup>84</sup>。当該条項は LOB 条項のように客観的な基準によるものではなく、解釈的な要素によって対応するという点に特徴がある<sup>85</sup>。なお、当該条項についても LOB 条項と同様に、わが国の租税条約締結方針の一つとして認識されている<sup>86</sup>。また、導管取引防止条項とは導管取引を対象を絞って TS 防止を図る条項であるが、当該条項も PPT 条項と同様に解釈的要素を含んでいるため、限定的 PPT 条項と称する文献も存在する<sup>87</sup>。

これらは、LOB 条項で対応できなかった TS に対して PPT 条項、導管取引防止条項で対応するという関係性になる<sup>88</sup>。なお、今日におけるわが国の導入状況を示したものが表 1 である。

表 1 わが国の租税条約締結状況

	導管取引防止条項 (投資性所得限定)	PPT 条項 <sup>89</sup>	
		投資性所得限定	一般
LOB 条項なし		オマーン (14) 香港 (10) メキシコ (96)	セルビア (20) モロッコ (20) アルゼンチン (19) ウルグアイ (19) エクアドル (19) ジャマイカ (19) ペルー (19) スロベニア (16) チリ (16) カタール (15) アラブ首長国連邦 (13)

<sup>81</sup> 浅川・前掲注 74) 189-190 頁。

<sup>82</sup> 吉村浩一郎「租税条約濫用防止措置としての主要目的テスト」租税研究 844 号 118 頁, 129 頁 (2020)。

<sup>83</sup> 今村・前掲注 80) 511-512 頁。

<sup>84</sup> 吉村・前掲注 82) 122-123 頁。

<sup>85</sup> 吉村・前掲注 82) 123 頁。

<sup>86</sup> 吉村・前掲注 82) 129 頁。

<sup>87</sup> 本庄・前掲注 78) 301 頁。

<sup>88</sup> 吉村・前掲注 82) 129 頁。

<sup>89</sup> 実際の規定にはバリエーションがあるが、主要目的テストを規定しているものを PPT 条項と整理する。

			ポルトガル (11) サウジアラビア (10) 韓国 (98) 南アフリカ (97)
LOB 条項 (投資性所得限定)			ジョージア (21) ウズベキスタン (19) アイスランド (18) コロンビア (18) スペイン (18) エストニア (17) オーストリア (17) デンマーク (17) ラトビア (17) リトアニア (17) ロシア (17) ベルギー (16) スウェーデン (13) ニュージーランド (12)
		オーストラリア (08) フランス (07) イギリス (06)	
		スイス (PPT については一般) (10)	
		オランダ (10)	
LOB 条項 (一般)	アメリカ (03)		ドイツ (15)

(出所：財務省「我が国の租税条約等の一覧」(2021年11月8日) ([https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/international/tax\\_convention/tax\\_convnetion\\_list\\_jp.html](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/tax_convnetion_list_jp.html), 2022年1月29日最終閲覧) 掲載情報を基に著作作成。なお、表の区分については、緒方健太郎「BEPS プロジェクト等における租税回避否認をめぐる議論」ファイナンシャルレビュー126号196頁, 201頁(2016)の表を基にした。)

このようにわが国は、LOB 条項と PPT 条項 (若しくは導管取引防止条項)、ないしは PPT 条項のみにより TS に対応していることが分かる。なお、わが国の租税条約締結方針としては LOB 条項と PPT 条項 (若しくは導管取引防止条項) の併用である<sup>90</sup>ものの、PPT 条項のみの租税条約が多数ある理由は、当該条項がほとんどの国でデファクトスタンダードとしての地位を確立しているからであるとされる<sup>91</sup>。

#### 1-4. ARFP 参加に伴う懸念事項

前節での租税条約上の扱いをまとめると、契約型投資信託については日英・日仏租税条約において代行アプローチが採用されているが、それ以外の租税条約においては位置づけが

<sup>90</sup> 吉村・前掲注 82) 129 頁。

<sup>91</sup> 吉村・前掲注 82) 125 頁。



不明確となっていた。また、代行アプローチは、契約型投資信託を構成する投資家が国内投資家から構成されているという状況の下で考案されたものとなっていた。これまでわが国の契約型投資信託は、国外投資家に対して販売してこなかったという経緯がある<sup>92</sup>が、ARFP参加を皮切りにそのような状況は今後変化していくことが予想される。すなわち、パスポートファンドが登場し、アジア地域の投資家が多数投資するような状況となった場合、当該アプローチが今後も好ましいものとなりうるかは必ずしも明らかでないということになる。一方、会社型投資信託は親子会社間配当に係る制限規定の対象とされているという点から、多数の租税条約において「居住者」として扱われていることが分かるが、「受益者」に該当するかという点については疑義が生じている。

今後、パスポートファンドが登場した際には図 13 のようなケースが想定されるが、この場合、懸念しなければいけない問題が TS である。わが国は、前節で示した通り、TS に対して LOB 条項等により厳格に対応するという立場を示している。図 13 で示すように、わが国の投資信託は今後、C 国所在の投資家に多数投資されるケースが想定されるため、投資信託を巡る租税条約の適用問題を検討するには、TS への対応という面も踏まえることが重要となる。

このように投資信託を巡る租税条約の適用問題は、ARFP 参加を皮切りに今後大きな障壁として現れるおそれがある<sup>93</sup>。また、わが国は金融センター化の障壁に対応する税制改正を令和 3 年に行っていることから<sup>94</sup>、金融センター化という目的を税制上も考慮する方向性が見られる。そのため、こういった方向性が見られる以上、投資信託を巡る租税条約の適用問題についても ARFP 参加を踏まえた検討が必要な状況であるといえるであろう<sup>95</sup>。

---

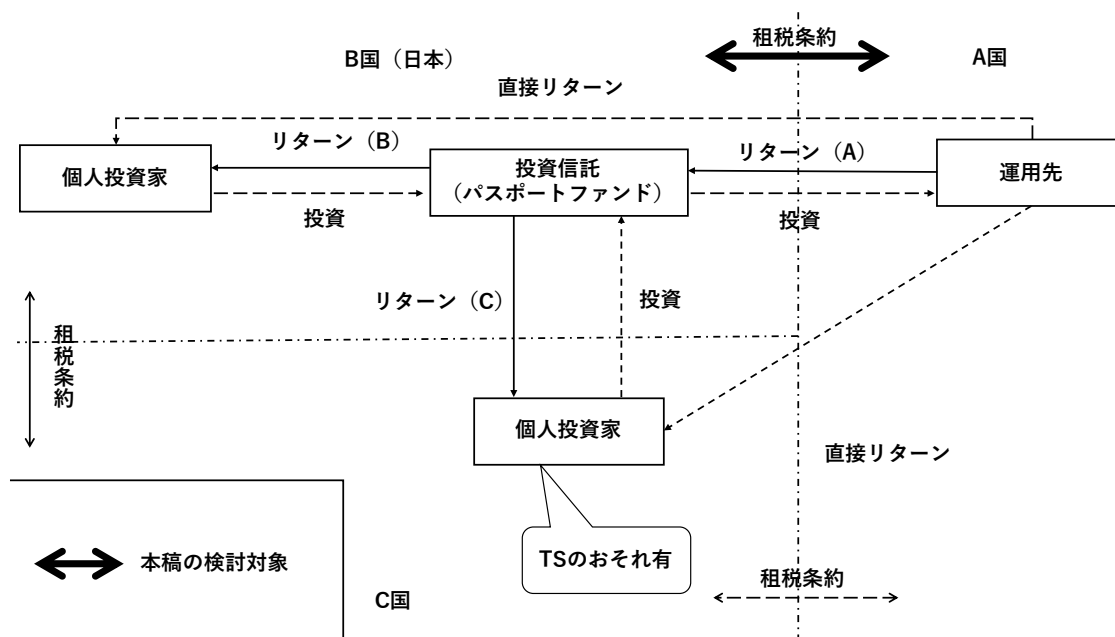
<sup>92</sup> 投資信託協会「資産運用業強化委員会報告書 資料」内「ビジネス環境の整備等に係る小委員会中間報告書」16 頁（2017 年 5 月 30 日）（<https://www.toushin.or.jp/fileadmin/open/plan/file/topics/%E8%B3%87%E7%94%A3%E9%81%8B%E7%94%A8%E6%A5%AD%E5%BC%B7%E5%8C%96%E5%A7%94%E5%93%A1%E4%BC%9A/170629%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8/%E8%B3%87%E7%94%A3%E9%81%8B%E7%94%A8%E6%A5%AD%E5%BC%B7%E5%8C%96%E5%A7%94%E5%93%A1%E4%BC%9A%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8%E8%B3%87%E6%96%99.pdf>，2022 年 1 月 29 日最終閲覧）。

<sup>93</sup> ARFP 参加による投資信託事情の変化は、租税条約上の問題以外にも、国内法に関する税の中立性の問題、課税とレポーティングに関する問題が指摘されている。鬼頭朱実「ファンドを巡る世界のルール（第 12 回）ARFP の課税問題 国内 F 輸出へ、税手続き・中立性など検討急務」ファンド情報 243 号 23 頁，23-25 頁（2017）。

<sup>94</sup> 法人税、相続税、所得税において金融センター化に即した税制改正が行われている。大蔵財務協会編『改正税法のすべて（令和 3 年度版）』5 頁（大蔵財務協会，2021）。

<sup>95</sup> なお、2020 年現在において、わが国ではパスポートファンドの申請は行われていないが、その理由の一つに税制上の問題があるとされている。東京都政策企画局『『国際金融都市・東京』構想に関する有識者懇談会 事務局説明資料』18 頁（2021 年 3 月 29 日）（[https://www.seisakukikaku.metro.tokyo.lg.jp/pgs/2021/04/images/03zimukyoku\\_4.pdf](https://www.seisakukikaku.metro.tokyo.lg.jp/pgs/2021/04/images/03zimukyoku_4.pdf)，2022 年 1 月 29 日最終閲覧）。

図 13 今後想定されるケース



(出所：著者作成<sup>96</sup>。)

#### 1-5. 小括

本章では投資信託を巡る租税条約上の問題点を考察するにあたり、契約型投資信託及び会社型投資信託の双方の国内法、ARFP 参加に伴う投資信託事情の変化、現行の租税条約の規定ぶりについて概観した。その結果、租税条約上、契約型投資信託については ARFP 参加に伴う国外投資家の増加という投資信託事情の変化により、現行の代行アプローチが今後も好ましいアプローチと言えるかが必ずしも明らかでないことを明らかにした。また、当該アプローチが採用されていない租税条約では、その位置づけが不明確なものとなっていた。一方、会社型投資信託は租税条約上、「居住者」としては扱われるものの「受益者」として扱われるかについては疑義が生じている現状であった。

また、わが国は租税条約適用に対する姿勢として TS に対し厳格に対応するという方向性を示している。パスポートファンドはアジア地域の投資家から多数投資されるという特徴がある以上、今後、投資信託を巡る租税条約の適用問題を検討するには、TS への対応という面も踏まえることが重要となる。このように、わが国の投資信託を巡る租税条約の適用問題は、ARFP 参加を念頭に入れた検討が必要な状況となっている。

<sup>96</sup> AC 国間及び BC 国間の租税条約については、本稿の直接的な検討対象とはならない。なお、2021 年現在、ARFP はわが国と租税条約を締結している国々（オーストラリア、韓国、タイ、ニュージーランド）で実施されるが、源泉地国はアジア地域に限定されないため、AC 国間の租税条約は締結されている場合も締結されていない場合も想定される。そのため、AC 国間の租税条約は点線表記としている。ARFP の現状については、APEC, 9th ARFP Joint Committee Virtual Meeting 22 April 2021, June 2021, <https://fundspassport.apec.org/9th-arfp-joint-committee-virtual-meeting-22-april-2021-2/>, last visited 29 January 2022. 租税条約の締結状況については、財務省・前掲注 75)。

そこで、本稿では投資信託が条約特典を享受できないことによる問題点を明らかにしたうえで、TS への対応も踏まえた望ましい租税条約締結方針を示すことを目的とする。なお、当該議論は OECD 等によって伝統的に行われてきた分野となることから、次章では OECD 等における議論を概観する。

## 第2章 OECD等における議論

### 2-1. OECD等における議論の歴史

OECD等における投資ファンドを巡る租税条約上の議論は伝統的に行われているが、2010年に公表した「集団投資ビークルの所得に関する条約上の特典付与<sup>97)</sup>」(2010CIV報告書)によって一定の整理がなされている。そこで、本節では2010CIV報告書以前の議論、2010CIV報告書による議論に分割して概観する。

#### 2-1-1. 2010CIV報告書以前の議論

OECDにおける投資ファンドを巡る議論は1977年に「The Taxation of Collective Investment Institutions」を公表したことに端を発する<sup>98)</sup>。当該報告書では、各国はCII( Collective Investment Institutions)を通じた投資による税負担が直接投資による税負担よりも不利に扱われないような国内税法を設けていると分析している<sup>99)</sup>。そのうえで、租税条約上もこのような点を考慮して<sup>100)</sup>投資ファンドであるCIIに対し、当該CIIの法形態に関わらず、常に条約の対象とすべきである旨が示されている<sup>101)</sup>。このような分析は、後の議論においても懸念すべき事項として取り上げられるものとなっており、1997年のニュー・デリーIFA総会<sup>102)</sup>では、国内法の調整に限界がある場合に条約特典の享受に係る検討を行う必要があるとする整理が行われている<sup>103)</sup>。

1999年にはOECDから実証的研究とも称される<sup>104)</sup>「Taxation of Cross-Border Portfolio : Mutual Funds and Possible Tax Distortions」が公表された。当該報告書ではCIIを、課税上透明であり、公募販売され広く保有されている投資ファンドとして、金融資産に主に投資するものと位置づけたうえで<sup>105)</sup>、国内法の調整方法や租税条約上の問題につき、各種場面分けを行うことによる整理が行われている。

当該報告書では、投資家による直接投資と間接投資の中立性という面に焦点を当てた議論がなされており<sup>106)</sup>、CIIの条約特典に関連する場面としては図14及び図15が挙げられている。図14については、(A)に係る源泉徴収税に対し、国内法による外国税額控除の規定、租税条約による源泉地国における源泉徴収税額の引き下げが、直接投資と間接投資の中

---

<sup>97)</sup> OECD, The Granting of Treaty Benefits with Respect to The Income of Collective Investment Vehicles, 23 April 2010, <https://www.oecd.org/tax/treaties/45359261.pdf>, last visited 29 January 2022.

<sup>98)</sup> 宮本・前掲注1) 286頁。

<sup>99)</sup> OECD, THE TAXATION OF COLLECTIVE INVESTMENT INSTITUTIONS, para. 11 (1977).

<sup>100)</sup> *Id.* at para. 35.

<sup>101)</sup> *Id.* at para. 39.

<sup>102)</sup> なお、IFAは1961年のアテネ総会、1971年のワシントン総会においても投資ファンドの議論を行っている。増井・前掲注19) 212頁。

<sup>103)</sup> Lynne J. Ed & Paul J. M. Bongaarts, IFA, *The Taxation of Investment Funds*, in CAHIERS DE DROIT FISCAL INTERNATIONAL 21, 41-42 (Vol. 82b, 1997).

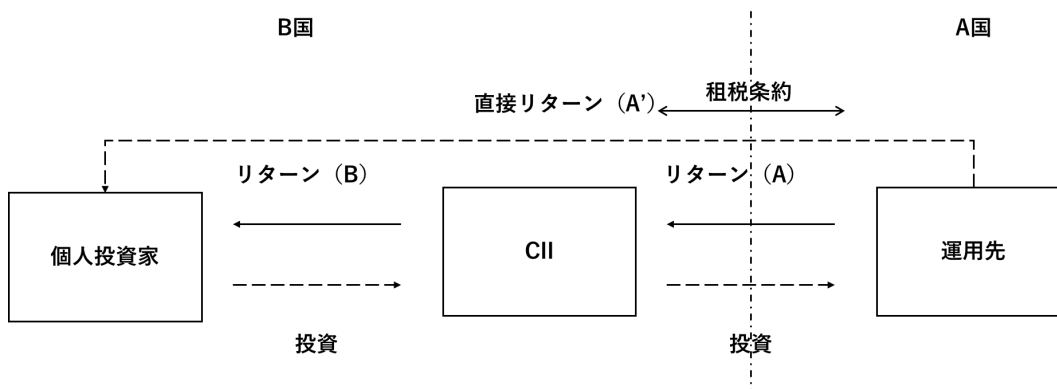
<sup>104)</sup> 宮本・前掲注1) 286頁。

<sup>105)</sup> OECD, TAXATION OF CROSS-BORDER PORTFOLIO : MUTUAL FUNDS AND POSSIBLE TAX DISTORTIONS, 17 (1999).

<sup>106)</sup> *Id.* at 17-19.

立性に関して考慮すべき要因であるとしている<sup>107</sup>。

図 14 運用資産のみ国外に所在している場合 (OECD)



(出所：OECD, TAXATION OF CROSS-BORDER PORTFOLIO：MUTUAL FUNDS AND POSSIBLE TAX DISTORTIONS, 52 (1999)の図を参考に加筆して著者作成<sup>108</sup>。)

図 15 における (A) に係る源泉徴収税に対しては以下の二つが挙げられるとしている<sup>109</sup>。

- ①投資家所在地国における外国税額控除
- ②CII 所在地国における外国税額控除

①についてはコスト面に係る実行可能性及び CII の性質決定に係る問題から、結果として外国税額控除の規定が有効に機能しない可能性が高いとされている<sup>110</sup>。②については CII 段階で法人税が課されている場合と CII からのリターンに源泉徴収税が課されている場合で対応が異なる。まず、CII 段階で法人税が課されている場合は、当該法人税額に係る外国税額控除を行うことが調整方法となる<sup>111</sup>。この方法では投資家所在地国において CII 自体の法人税額が外国税額控除の対象とならないことから、結果として調整されない部分が残ることとなる<sup>112</sup>。CII からのリターンに源泉徴収税が課されている場合は、当該リターンに係る源泉徴収税段階で外国税額控除を行うことが調整方法となる<sup>113</sup>。この方法では、投資家所在地国において外国税額控除の対象となる (C) に係る源泉徴収税額は軽減するものの、(A) に係る源泉徴収税額部分については①に示した理由から調整できない部分は残り続け

<sup>107</sup> *Id.* at 53.

<sup>108</sup> なお、OECD のレポートでは個人投資家所在地国を国内と表記しているが、本稿の表記に合わせて B 国としている。

<sup>109</sup> OECD, *supra* note 105, at 64.

<sup>110</sup> *Id.* at 65.

<sup>111</sup> *Id.* at 64.

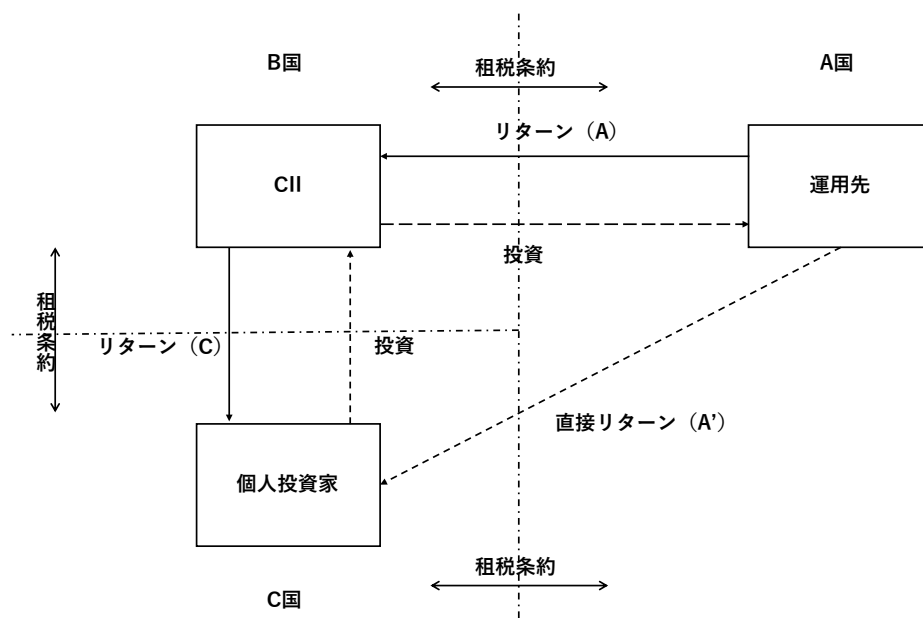
<sup>112</sup> *Id.*

<sup>113</sup> *Id.* at 65.

ることとなる<sup>114</sup>。このようなことから (A) に係る源泉徴収税の調整は国内法においては行えない領域となっている。

そのため、投資家が源泉地国との租税条約において条約特典を享受できる場合には、CII 所在地国と源泉地国の租税条約による源泉徴収税率の引き下げが、直接投資と間接投資の中立性の面からは特に重要な要素となるとしている<sup>115</sup>。なお、(C) に係る租税条約も関係する領域ではあるものの、当該源泉徴収税は投資家所在地国における外国税額控除の対象となる<sup>116</sup>ことから、このケースにおいて  $A' = A + C$  に近づけるためには租税条約による (A) に係る源泉徴収税の引き下げが特に重要な要素であると整理している<sup>117</sup>。このように、(A) に係る租税条約の適用は、国内法での対応に限界がある場合、図 14 及び図 15 の両ケースにおいて、考慮すべき重要な要素となることが分かる。

図 15 トライアングラーケース (OECD)



(出所：OECD, TAXATION OF CROSS-BORDER PORTFOLIO : MUTUAL FUNDS AND POSSIBLE TAX DISTORTIONS, 58 (1999)の図を参考に加筆して著者作成<sup>118</sup>。)

なお、OECD は当該報告書とは別に、課税上の透明性という点で類似性のあるパートナーシップに対し、同年に「The Application of the OECD Model Tax Convention to Partnerships」を公表しており、当該結論が 2000 年版の OECD モデル租税条約第 23 条 A の

<sup>114</sup> *Id.*

<sup>115</sup> *Id.* at 66.

<sup>116</sup> *Id.* at 64.

<sup>117</sup> *Id.* at 66.

<sup>118</sup> なお、OECD のレポートでは個人投資家所在地国を国内と表記しているが、本稿の表記に合わせて C 国としている。

第4項に組み込まれ、第1条及び第5条に関するコメントの改正に繋がった<sup>119</sup>。これによりパートナーシップへの租税条約の適用関係が整理された。REITについては2007年に「Tax Treaty Issues Related to REITs : Public Discussion Draft」を公表し、2008年版のOECDモデル租税条約コメントにREITの所得分配及び持分譲渡益に関する租税条約上の扱いが明記されることとなった<sup>120</sup>。一方、当該コメントには「…CII…に支払われる配当に関する特別な問題についてはコメントにおいて取り上げていない…<sup>121</sup>」と記載されており、投資ファンドの条約特典の享受に関する取り扱いは示されていない状況であった<sup>122</sup>。

#### 2-1-2. 2010CIV 報告書による議論

2010CIV 報告書はCIV (Collective Investment Vehicle) の租税条約適用に関する議論が主となっている。当該報告書では、まずCIVを「広く保有され、分散した有価証券ポートフォリオを保有し、設立された国で投資家保護規制の対象となるファンド<sup>123</sup>」と定義したうえで、当該CIVに対する租税条約適格性の議論が行われている。

当該報告書ではまず、CIVが「者」「居住者」に該当し、租税条約の適用主体となるか、また「受益者」に該当するか否かという点から租税条約適格性を判断している。「者」についてはCIV自体の納税義務の有無に着目しており<sup>124</sup>、信託であるCIVについては信託若しくは信託の受託者が納税義務者である場合には「者」に該当するとされる<sup>125</sup>。「居住者」についてはCIVが設立国において租税を課されるべきものとされるか否かにより判断するとされている<sup>126</sup>。また、租税を課されるべきものの判断についてはCIV段階での課税がなく課税上透明主体である場合には該当しないのに対し、原則的にはCIV段階での課税があるが一定要件を満たすことにより事実上課税がなされないような設計となっている場合には該当する、という基準が示されている<sup>127</sup>。「受益者」については、CIVの管理者に資産の運用権限が一任されている場合に該当するとされる<sup>128</sup>。なお、当該基準はCIVの投資家が資産運用権限を有さない場合には、CIVの管理者がその権限を有する<sup>129</sup>というCIVの構造に着目したものとなっている。そして、これら適格性の判断は以降のOECDモデル租税条約コメ

---

<sup>119</sup> 川田剛＝徳永匡子『2017 OECDモデル租税条約コメント逐条解説』27頁（税務研究会出版局、2018）。

<sup>120</sup> 川田＝徳永・前掲注119）274頁。

<sup>121</sup> OECD, MODEL TAX CONVENTION ON INCOME AND ON CAPITAL : CONDENSED VERSION 2008, Commentary on Art.10 para.59 (2008).

<sup>122</sup> Emre Akin, *The Treatment of Collective Investment Vehicles (CIV) Under the OECD Model, in HYBRID ENTITIES IN TAX TREATY LAW* 303, 309-310 (Sriram Govind ed., 2020).

<sup>123</sup> OECD, *supra* note 97, para.4.

<sup>124</sup> なお、法人であるCIVについては明確に「者」に該当するとしている。Id. at para.25.

<sup>125</sup> Id. at para.6.10.

<sup>126</sup> Id. at para.6.11-6.13.

<sup>127</sup> Id. at para.29.

<sup>128</sup> Id. at para.6.14.

<sup>129</sup> Id. at para.33.

ンタリーに組み込まれている<sup>130</sup>。

CIV が「者」「居住者」「受益者」概念を充足せず条約特典を享受できない場合、それを構成する投資家段階で租税条約の適用申請を行うこととなるが、当該申請は事実上行えないという特徴がある<sup>131</sup>。そのため、CIV 段階で条約の適用申請を行えなければ CIV を通じて投資した投資家は直接投資した場合よりも不利な立場に置かれ、直接投資と間接投資の中立性が阻害されるおそれがある<sup>132</sup>。また、仮に CIV が「者」「居住者」「受益者」概念を充足すると解される場合であっても、当該 CIV に無条件で条約特典を与えることは TS の懸念がある<sup>133</sup>。

2010CIV 報告書では両問題に対し、各種アプローチによる対応策を示している。また、当該各種アプローチは今日における OECD モデル租税条約コメントリーを構成している<sup>134</sup>。そこで、以下では当該各種アプローチの設計について概観する。

#### ① 比例アプローチ<sup>135</sup>

比例アプローチとは、CIV の同等受益者若しくは CIV 設立国の居住者の割合に応じて当該 CIV をその設立国の居住者たる個人かつ受益者として扱う（条約特典を認める）というものである。同等受益者とは「CIV が設立された締約国の居住者及び所得が生じる締約国と効率的かつ包括的な情報交換規定を定める条約を有するその他の締約国の居住者でこの条約において特典を要求しようとしている特定の所得を当該者が受取ったとしたならば、その所得が生ずる国の条約上又は国内法上、CIV が当該所得に関してこの条約で要求した税率よりも低い税率の適用を受けることができる居住者<sup>136</sup>」とされている。なお、本稿では便宜上、同等受益者の割合に応じた比例アプローチのことを「同等受益者基準」、CIV 設立国の居住者の割合に応じた比例アプローチのことを「居住者基準」とする。図 16 は各種アプローチの適用関係を表したものである。

- ・ CIV は B 国で設立されており、A 国居住者である法人 D から配当を受け取る。
- ・ CIV の持分は B 国居住者たる個人投資家 Xs が 65%、C 国居住者たる個人投資家 Ys が 25%、C 国居住者たる年金基金 Zs が 10% 所有している。
- ・ AB 租税条約では、配当は源泉地国において限度税率 10% で課税される。

<sup>130</sup> OECD, *supra* note 70, Commentary on Art. 1 para. 23-30.

<sup>131</sup> なお、その理由としては CIV を構成する投資家が不特定多数であるため申請数が膨大になってしまうこと等が挙げられている。OECD, *supra* note 97, para. 37.

<sup>132</sup> *Id.* at para. 36.

<sup>133</sup> *Id.* at para. 52.

<sup>134</sup> OECD, *supra* note 70, Commentary on Art. 1 para. 35-48.

<sup>135</sup> OECD, *supra* note 97, 6. 21-6. 26.

<sup>136</sup> 川田＝徳永・前掲注・119) 46-47 頁。 *Id.* at para. 6. 21. なお、当該定義における「…CIV が当該所得に関してこの条約で要求した税率よりも低い税率の適用を受けることができる居住者」とは、CIV が要求する税率と同程度に低い税率の適用を受けることができる居住者であると解される。



- ・ AC 租税条約では、源泉地国で年金基金は免税、それ以外の場合には配当は 15% で課税される。
- ・ 法人 D から配当を投資家が直接受け取る場合は、A 国で個人投資家 Xs は税率 10%、個人投資家 Ys は 15%、年金基金 Zs は免税となる。
- ・ AB 租税条約及び AC 租税条約は効率的かつ包括的な情報交換規定を有している。
- ・ AB 租税条約では比例アプローチが採用されている。

このような場合、B 国の CIV の 75% 部分の投資家 (B 国の個人投資家 Xs 部分 : 65%、C 国の年金基金 Zs 部分 : 10%) は CIV に適用される税率 (10%) 以下となる。そのため、同等受益者基準では、CIV の 75% 部分が居住者たる個人かつ受益者と扱われ、居住者基準では CIV の 65% 部分が居住者たる個人かつ受益者と扱われることとなる。

このように同等受益者基準は、直接的に投資していれば図 17 で示すように A' に係る租税条約の特典が得られた投資家を、B 国の CIV を通じて投資した場合であっても、不利な立場に置かないことを目指している<sup>137</sup>。また、当該基準では税率による基準を設けることで、TS に対応している。

一方、居住者基準は国外投資家を考慮することが租税条約の適用範囲を超えていると判断する場合に採用される基準であるとされる。

## ② 閾値アプローチ<sup>138</sup>

閾値アプローチとは、同等受益者基準を例にとると、同等受益者の割合が一定数を超えた場合には、当該 CIV はその割合に関係なく、その設立国の居住者たる個人かつ受益者として扱う (条約特典を認める) というものである。

当該アプローチの適用関係を図 16 から示す。前提条件としては AB 租税条約で同等受益者基準に基づく閾値アプローチが採用されており、当該閾値を 70% としていること以外は①と同様であると仮定する。この場合、B 国の CIV の持分は 75% が同等受益者により保有されていることから、閾値 70% を超えることとなるため、CIV は B 国の居住者たる個人かつ受益者となり、AB 国間で受ける配当につき、100% 特典を享受することとなる。

なお、このアプローチは手続き負担という面から、執行上の問題を懸念したものとなっている。また、閾値アプローチは居住者基準にも援用可能であるため、そのような場合には CIV 設立国の居住者の持分保有割合が参照されることとなる。

## ③ 上場アプローチ<sup>139</sup>

<sup>137</sup> この際に問題となる中立性は A' = A+C 間であることから、CIV 所在地国と投資家所在地国間の租税条約の問題についても議論が展開されているが、OECD モデル租税条約コメンタリーには組み込まれていない。 *Id.* at para. 44-47.

<sup>138</sup> *Id.* at para. 6. 27.

<sup>139</sup> *Id.* at para. 6. 32.

上場アプローチとは、CIV が設立された国で上場し、定期的取引が行われている場合、当該 CIV は持分割合に関係なく、その設立国の居住者たる個人かつ受益者として扱う（条約特典を認める）というものである。

当該アプローチの適用関係を図 16 から示す。前提条件としては AB 租税条約で上場アプローチが採用されており、B 国の CIV が B 国において上場していること以外は、①と同様であると仮定する。この場合、B 国の CIV は上場していることから B 国の居住者たる個人かつ受益者となり、AB 国間で受ける配当につき、100%特典を享受することとなる。

このアプローチは実行可能性という面に加え、上場している場合には TS リスクがないという観点から、提案されたものとなっている。なお、①～③は CIV を条約特典の享受主体とするアプローチであるという点で共通している。

#### ④ルックスルーアプローチ<sup>140</sup>

ルックスルーアプローチとは、CIV の投資家を条約特典の享受主体と見たうえで、その適用申請のみを CIV が代わりに行うというものである。年金基金は直接投資をした場合、租税条約によって免税となるケースが多々存在する。そのため、CIV を条約特典の享受主体とする①～③のアプローチでは、かえって中立性を阻害してしまう恐れがある。そこで、当該アプローチでは、CIV 自体が条約特典を享受できない場合に加え、CIV 自体が条約特典を享受できると解されるような場合であったとしても、CIV 自体は「居住者とは取り扱われない」という規定ぶりにすることでこのような状況への対応を図っている。

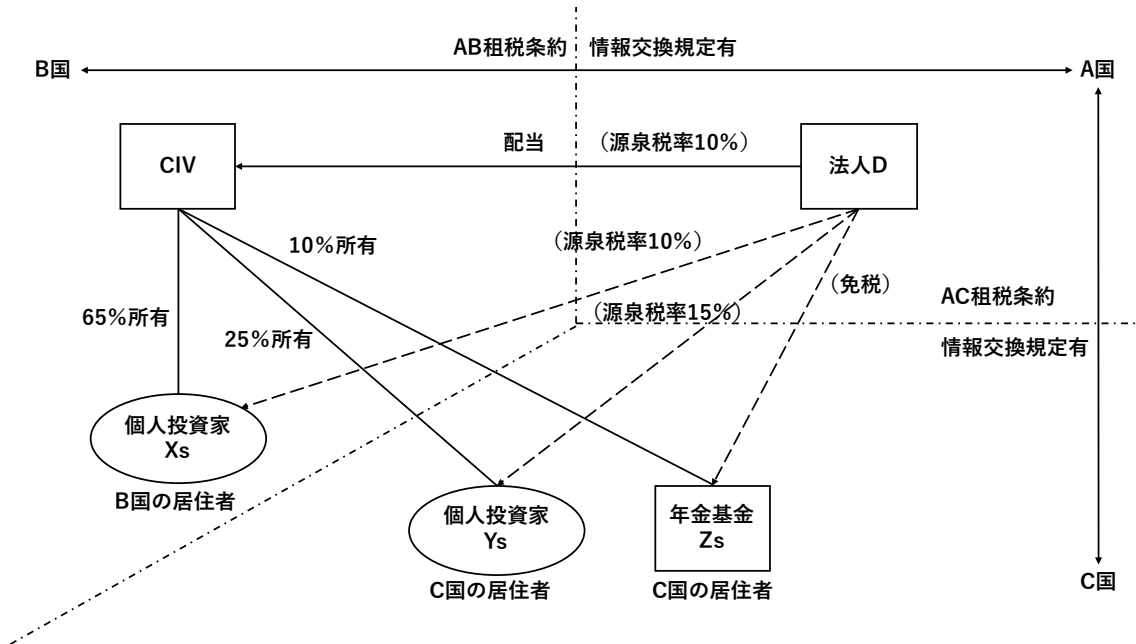
当該アプローチの適用関係を図 16 から示す。前提条件としては AB 租税条約でルックスルーアプローチ及び年金基金に対する免税規定が採用されており、B 国の個人投資家 Xs が年金基金 Xs であること以外は①と同様であると仮定する。この場合、AB 租税条約における条約特典の享受主体は年金基金 Xs となる。そのため、CIV は年金基金 Xs の保有する持分 65%に対し、10%の税率による申請ではなく、免税（0%）による申請を行うこととなる。なお、当該アプローチは規定ぶりを一部変更する<sup>141</sup>ことで、CIV 所在地国の投資家のみならず、源泉地国が租税条約を締結している国に所在している投資家の適用申請を代わりに行うこともできるとされている。この場合、源泉地国である A 国は C 国と租税条約を締結していることから、CIV は年金基金 Xs の持分に係る部分に加え、年金基金 Zs の保有する持分 10%部分及び個人投資家 Ys の保有する持分 15%部分に対し、AC 国間の租税条約で定められる税率による申請を行うこととなる<sup>142</sup>。なお、当該アプローチは CIV ではなく、投資家を条約特典の享受主体とするアプローチであるという点で上記①～③との相違点がある。

<sup>140</sup> *Id.* at para. 6. 28.

<sup>141</sup> CIV 所在地国の投資家に限定する場合には、申請対象とする租税条約の範囲を「this Convention」と規定している一方で、CIV 所在地国の投資家に限定しない場合には、申請対象とする租税条約の範囲を「any Convention to which the other Contracting State is a party」と規定している。

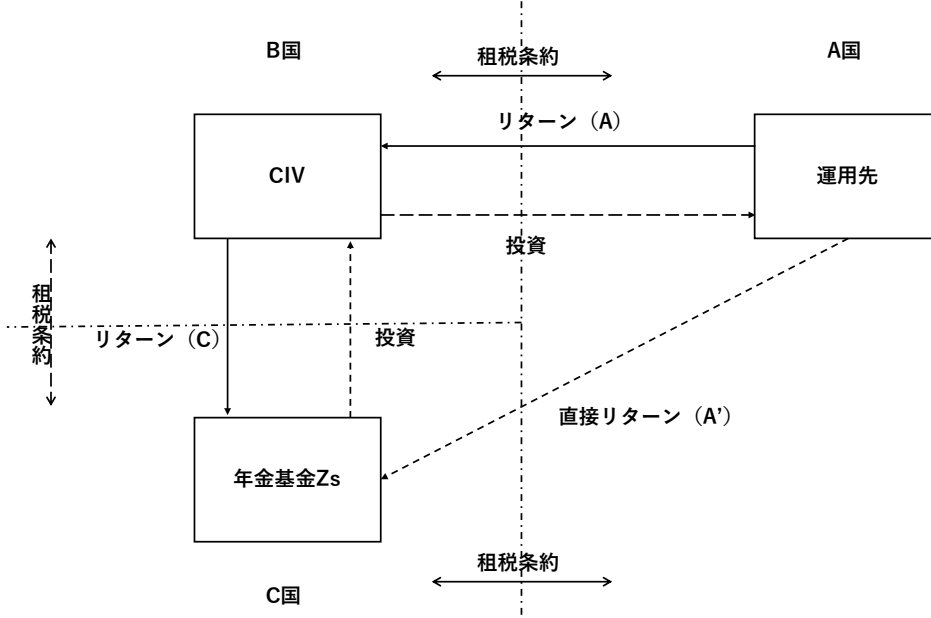
<sup>142</sup> なお、国外投資家に係るルックスルーアプローチの適用関係については、Gijs Fibbe, *The 2010 Update of the OECD Commentary on Collective Investment Vehicles, in THE TAX TREATMENT OF COLLECTIVE INVESTMENT VEHICLES AND REAL ESTATE INVESTMENT TRUST* 45, 67 (Hein Vermeulen., 2013)を参考にした。

図 16 各種アプローチの適用関係



(出所：川田剛＝徳永匡子『2017 OECDモデル租税条約コメントリー逐条解説』47頁（税務研究会出版局，2018）の図を基に著者作成。)

図 17 同等受益者基準の適用関係（抜粋）<sup>143</sup>



(出所：著者作成。)

<sup>143</sup> なお、当該基準ではBC国間の租税条約の有無は関係しないことから、点線による表記をしている。

表2 各種アプローチの整理

		適用関係	特徴
①比例アプローチ	同等受益者基準	同等受益者の割合に応じて条約特典を享受	CIV 自体が条約特典の享受主体（CIV を条約特典の享受主体とするアプローチ）
	居住者基準	CIV 設立国の居住者の割合に応じて条約特典を享受	
②閾値アプローチ		同等受益者若しくはCIV設立国の居住者割合が一定数を超えた場合に条約特典を完全に享受	
③上場アプローチ		CIV が上場している場合に条約特典を享受	
④ルックスルーアプローチ		投資家の代わりに条約適用を申請（国内投資家若しくは国内外投資家）	CIV の投資家が条約特典の享受主体（投資家を条約特典の享受主体とするアプローチ）

（出所：著者作成。）

なお、①②④のアプローチについては、何れにしても CIV を構成する投資家の所在地国を判断する必要があることから、特定日における特典を受ける資格のある投資家の割合を用いて、合意された期間にわたり租税条約の特典を要求することができるような手続き規定の導入が推奨されている<sup>144</sup>。

## 2-2. BEPS プロジェクトにおける議論とその後

### (1) BEPS プロジェクトの背景

BEPS プロジェクトは、多国籍企業による税源浸食・利益移転に対処する方法を検討するために、OECD が 2013 年 2 月のモスクワ G20 財務相会合に「税源浸食と利益移転（Base Erosion and Profit Shifting, 以下、BEPS という）への対応<sup>145</sup>」を提出したことに端を発する<sup>146</sup>。その後、OECD は 2013 年 7 月 19 日に「BEPS 行動計画<sup>147</sup>」を公表し、15 の行動計画を示した。その後は行動計画ごとにそれぞれ議論が行われていくこととなる。そのうち、租税条約の濫用の防止に関するものは行動計画 6 とされる。なお、行動計画 6 の変遷については表 3 の通りである。

行動計画 6 はディスカッションドラフトの段階から、「A. 不適切な状況の下で条約の特典を与えることを防止するための条約の規定と国内ルール」、「B. 租税条約は二重非課税を生じるために利用されることを意図するものでないことの明確化」、「C. 一般に各国が他国と

<sup>144</sup> OECD, *supra* note 97, para. 6. 31.

<sup>145</sup> OECD, ADDRESSING BASE EROSION AND PROFIT SHIFTING (2013).

<sup>146</sup> 本節では当該プロジェクトの背景及び内容を概観している本庄資「国際課税における重要な課税原則の再検討（第 10 回）—租税条約の濫用を防止する国際課税ルールの見直し—」租税研究 781 号 130 頁, 130-182 頁（2014）。本庄・前掲注 78）256-310 頁を基に主な整理を行う。

<sup>147</sup> OECD, ACTION PLAN ON BASE EROSION AND PROFIT SHIFTING (2013).

の租税条約の締結を決定する前に考慮すべき租税政策上の配慮」を目標として掲げている<sup>148</sup>。このうち、CIV と関係性が深い議論は「A. 不適切な状況の下で条約の特典を与えることを防止するための条約の規定と国内ルール」内の「条約自体の定める制限の裏を掻く場合」であるため、以降は当該議論に焦点を絞って概観する。

表 3 行動計画 6 の変遷

2014年3月	ディスカッションドラフト <sup>149</sup> の公表
2014年4月	パブリックコメント <sup>150</sup> の公表
2014年9月	第一次提言 <sup>151</sup> の公表
2014年11月	ディスカッションドラフト・フォローアップ作業 <sup>152</sup> の公表
2015年1月	パブリックコメント・フォローアップ作業 <sup>153</sup> の公表
2015年5月	ディスカッションドラフト・改訂版 <sup>154</sup> の公表
2015年6月	パブリックコメント・改訂版 <sup>155</sup> の公表
2015年9月	最終報告書 <sup>156</sup> の公表

(出所：PwC Japan グループ「BEPS 行動 6：租税条約の濫用防止」([https://www.pwc.com/jp/ja/services/tax/international-tax/beps/beps-action6.html?\\_CAMCID=cKPnibYQqo-450&\\_CAMI=3.3.0.1.DCPDurEDoTF.nJ94E9zDiK3Fwoaa-76&\\_CAMSID=nJ94E9zDiK3Fwoaa-76&\\_CAMVID=DCPDurEDoTF&\\_c\\_d=1&\\_ct=1643594803001](https://www.pwc.com/jp/ja/services/tax/international-tax/beps/beps-action6.html?_CAMCID=cKPnibYQqo-450&_CAMI=3.3.0.1.DCPDurEDoTF.nJ94E9zDiK3Fwoaa-76&_CAMSID=nJ94E9zDiK3Fwoaa-76&_CAMVID=DCPDurEDoTF&_c_d=1&_ct=1643594803001), 2022年1月29日最終閲覧)を基に著

<sup>148</sup> OECD, Public Discussion Draft BEPS Action 6 : Preventing the Granting of Treaty Benefits in Inappropriate Circumstances, para.3, 14 March 2014 to 9 April 2014, <https://www.oecd.org/tax/treaties/treaty-abuse-discussion-draft-march-2014.pdf>, last visited 29 January 2022.

<sup>149</sup> OECD, Public Discussion Draft BEPS Action 6 : Preventing the Granting of Treaty Benefits in Inappropriate Circumstances, 14 March 2014 to 9 April 2014, <https://www.oecd.org/tax/treaties/treaty-abuse-discussion-draft-march-2014.pdf>, last visited 29 January 2022.

<sup>150</sup> OECD, Comments Received on Public Discussion Draft BEPS Action 6 : Preventing the Granting of Treaty Benefits in Inappropriate Circumstances, 11 April 2014, <https://www.oecd.org/ctp/treaties/comments-action-6-prevent-treaty-abuse.pdf>, last visited 29 January 2022.

<sup>151</sup> OECD, PREVENTING THE GRANTING OF TREATY BENEFITS IN INAPPROPRIATE CIRCUMSTANCES, OECD/G20 BASE EROSION AND PROFIT SHIFTING PROJECT (2014).

<sup>152</sup> OECD, Public Discussion Draft Follow Up Work on BEPS Action 6 : Preventing Treaty Abuse, 21 November 2014 to 9 January 2015, <https://www.oecd.org/tax/treaties/discussion-draft-action-6-follow-up-prevent-treaty-abuse.pdf>, last visited 29 January 2022.

<sup>153</sup> OECD, Comments Received on Public Discussion Draft Follow Up Work on BEPS Action 6 : Prevent Treaty Abuse, 12 January 2015, <https://www.oecd.org/ctp/treaties/public-comments-action-6-follow-up-prevent-treaty-abuse.pdf>, last visited 29 January 2022.

<sup>154</sup> OECD, Revised Discussion Draft BEPS Action 6 : Prevent Treaty Abuse, 22 May 2015 to 17 January 2015, <https://www.oecd.org/tax/treaties/revised-discussion-draft-beps-action-6-prevent-treaty-abuse.pdf>, last visited 29 January 2022.

<sup>155</sup> OECD, Comments Received on Revised Public Discussion Draft Follow Up Work on BEPS Action 6 : Prevent Treaty Abuse, 18 June 2015, <https://www.oecd.org/ctp/treaties/public-comments-revised-beps-action-6-follow-up-prevent-treaty-abuse.pdf>, last visited 29 January 2022.

<sup>156</sup> OECD, PREVENTING THE GRANTING OF TREATY BENEFITS IN INAPPROPRIATE CIRCUMSTANCES, ACTION 6 - 2015 FINAL REPORT, OECD/G20 BASE AND PROFIT SHIFTING PROJECT (2015).

者作成。)

## (2)議論概要

「条約自体の定める制限の裏を搔く場合」に対し、最終報告書ではミニマムスタンダードとして、次の二つの措置を講じることを提言している<sup>157</sup>。

①租税条約のタイトル及び前文に「租税条約は、租税回避・脱税（TSを含む。）を通じた二重非課税又は税負担軽減の機会を創出することを意図したものでないこと」の明記

②次のいずれかの規定の導入

- ・ PPT 条項
- ・ PPT 条項及び簡易版 LOB 条項
- ・ 詳細版 LOB 条項及び導管取引防止条項

このうち、①については「B. 租税条約は二重非課税を生じるために利用されることを意図するものでないことの明確化」において深く検討されており、「条約自体の定める制限の裏を搔く場合」では主に②に関する検討がなされている。

まず、LOB 条項は当該報告書の第 [X] 条「特典の資格」において簡易版と詳細版が策定されている。なお、当該条文は次の構造から成るとされている<sup>158</sup>。

1. 第 2 項において定義する「適格者」でない一方の締約国の居住者に対して条約特典の享受を否認するような条項
2. 居住者が適格者となる状況の定義：適格者には以下が含まれる。
  - a) 個人
  - b) 一方の締約国、その地方政府及びその全部所有事業体
  - c) 一定の上場事業体及びその関連者
  - d) 一定の慈善団体及び年金基金
  - e) 一定の所有要件を満たす他の事業体
  - f) 一定の集団投資ビークル (CIV)
3. 適格者でない者がその居住地国で能動的に事業を行い、かつ、当該事業又は当該事業に付随して所得を得る場合には、当該所得に対し条約特典を与える規定
4. 適格者でない者の合意された割合以上を、同等の条約特典を享受する権利を有する一定の者に所有されている場合、その者に条約上の特典を与える規定
5. 第 1 項から第 4 項までの規定により条約特典を与えられないとされた者に、一方の締約国の権限のある当局が、一定の条約特典を与えることを認める規定

<sup>157</sup> *Id.* at Introduction para.19-22.

<sup>158</sup> *Id.* at 21.

## 6. 第1項から第5項までの目的で適用される定義

LOB条項における議論のうち、CIVとの関連性が深い議論は第2項における「適格者」の定義にある。最終報告書における「適格者」の定義においては第f号においてCIVが含まれているが、ディスカッションドラフトの段階では当該定義にCIVが含まれていなかった<sup>159</sup>。CIVはその性質上、基本的には適格者とならない<sup>160</sup>ため、何ら考慮を行わないとほとんどの場合、条約特典を否定してしまうこととなる。このような状況を危惧し、パブリックコメントではいくつかの関係者団体が、LOB条項とCIVの関係性の明確化に関する意見を公表した<sup>161</sup>。その結果、2010CIV報告書で提唱されたCIVを条約特典の享受主体とする各種アプローチをLOB条項においても支持するという内容が第一次提言で示され<sup>162</sup>、第f号において「一定の集団投資ビークル(CIV)」を設けることにより、これに対応することとなった。当該対応は最終報告書でも支持されている<sup>163</sup>ことから、当該各種アプローチはCIVに対するLOB条項内のTSの判断条件として位置づけられている。

なお、この位置づけは詳細版LOB条項において検討されている内容であるが、当該各種アプローチはCIVを条約上の「個人」とであるとみなしていることから、詳細版LOB条項に当該規定がない場合であっても第2項第a号の「個人」として「適格者」の要件を満たすとされる<sup>164</sup>。なお、簡素版においても同様に第2項第a号の「個人」として「適格者」の要件を満たすと解されている<sup>165</sup>。

またPPT条項については第X条「特典の資格」において次のように策定されている<sup>166</sup>。

7. この条約の他の規定に関わらず、この条約に基づく条約特典は、関連するすべての事実及び状況を考慮して、その特典を得ることが直接又は間接に得ることとなる仕組み又は取引の主要な目的の一つであったと結論付けることが合理的である場合には、そのような状況でその特典を与えることがこの条約の関連規定の目的及び趣旨に合致することが立

<sup>159</sup> 当該指摘をしている文献として本庄・前掲注146) 国際課税における重要な課税原則の再検討(第10回)153-182頁を参照した。

<sup>160</sup> CIVの持分は上場されない、CIVの持分が国外投資家によって保有される、CIVによって行われる分配が控除可能な支払である、CIVが第3項における「事業の能動的行為」以外の投資目的のために用いられる、という特徴があることからCIVは適格者とされない場合が多いとされる。OECD, *supra* note 156, Commentary on Article [X] Concerning The Entitlement to Treaty Benefits Preliminary remarks para. 31.

<sup>161</sup> 当該団体意見をまとめている文献として本庄・前掲注146) 国際課税における重要な課税原則の再検討(第10回)153-166頁を参照した。

<sup>162</sup> OECD, *supra* note 151, para. 31-43.

<sup>163</sup> OECD, *supra* note 156, Commentary on Article [X] Concerning The Entitlement to Treaty Benefits Preliminary remarks para. 31-43.

<sup>164</sup> *Id.* at Commentary on Article [X] Concerning The Entitlement to Treaty Benefits Preliminary remarks para. 32-42 (2015).

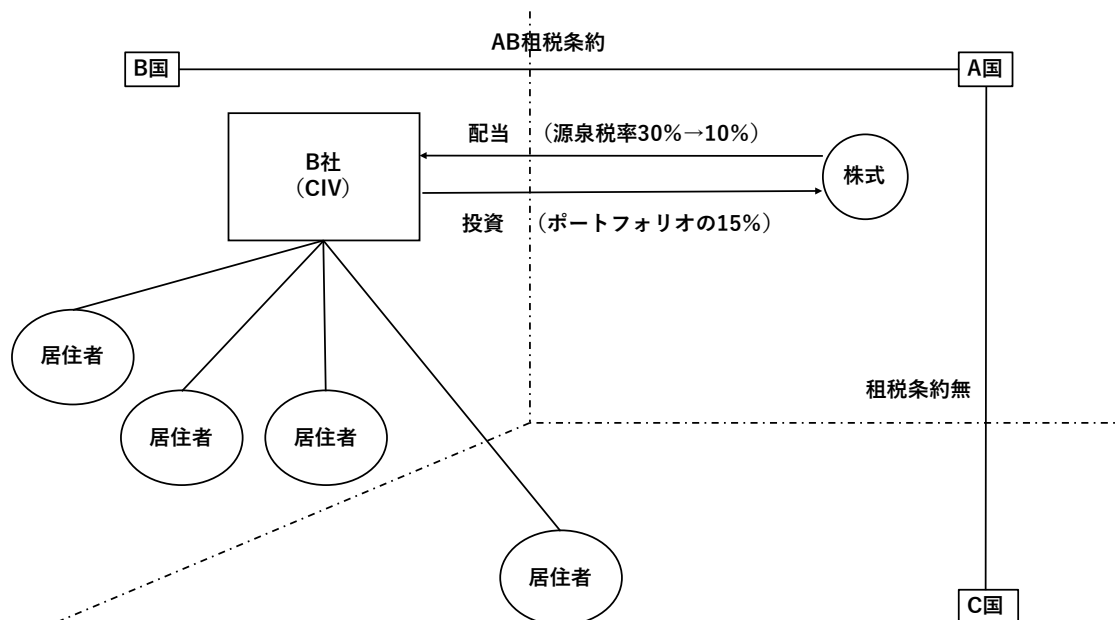
<sup>165</sup> Scherleitner Moritz, *Thoughts on the Potential Effects of the OECD/G20 BEPS Action Plan on Collective Investment Vehicles-Part II*, 71(2) BULLETIN FOR INTERNATIONAL TAXATION 98, 103 (2017).

<sup>166</sup> OECD, *supra* note 156, at 55.

証されない限り、条約特典は与えられない。

PPT 条項は主観的な要素を含んでいることから、当該報告書では適用関係につき一定の事例が示されている。当該事例には CIV に関するものも取り上げられており、以下はその抜粋である<sup>167</sup>。

- B 国の居住者である CIV の B 社は、国際金融市場で多様な投資のポートフォリオを管理している
- B 社はそのポートフォリオのうち、15%を A 国の居住法人の株式に投資しており、毎年配当を受け取る
- A 国と B 国は租税条約を締結しており、当該租税条約の適用によると源泉徴収税率は 30% から 10%に軽減される
- B 社の投資判断は B 国の広範な租税条約のネットワークに基づき与えられる条約特典を考慮して行われる
- B 社における大半の投資家は B 国の居住者であるが、少数の投資家は A 国が租税条約を締結していない C 国の居住者である
- B 社に投資する投資家の意思決定は B 社の特定の投資によって左右されることはなく、B 社の投資戦略はその投資家の税務上の立場によって影響されているものではない
- B 社は毎年、その所得のほとんど全てをその投資家に分配し、分配しない所得については B 国において税金を支払う



<sup>167</sup> なお、国名及び社名の表記については本稿の表記に合わせている。Id. at Article X Entitlement to Benefits Commentary para.14 Example D (2015).



(出所：想定事案を基に著者作成。)

このような場合、B社はA国の居住者である企業の株式への投資を決定するにあたり、AB租税条約に基づく配当金に関する条約特典の存在を考慮したが、これだけではPPT条項の適用を受けるには十分でない。租税条約の目的はクロスボーダーでの投資を促進するために条約特典を与えることであるため、PPT条項が適用されるかどうかを判断するには、その投資が行われた背景を考慮する必要がある。この例ではB社の投資が条約特典を受けることを主要な目的として行われた仕組みの一部であったり、他の取引に関連していたりしない限り、B社にAB租税条約の条約特典を与えないことは合理的ではない。

次に導管取引防止条項であるがこれも1-3-2でも触れたとおり、PPT条項と同様に主観的な要素を含んでいるものとなる。そのため、当該報告書では適用関係につき一定の事例が示されているが、CIVに関するものはないことから、本項では取り扱わない。

なお、BEPSプロジェクト後、年金基金<sup>168</sup>やnon-CIV<sup>169</sup>において議論の進展が見られるものの、CIVについては特に議論の進展は見られない<sup>170</sup>。

### 2-3. 小括

本章ではOECD等による投資ファンドを巡る租税条約の議論の変遷、現在CIVがどのような位置づけとなっているのかについて概観した。その結果、直接投資と間接投資で税負担に相違が生じるような場合には、両者の中立性が阻害されるおそれがあることを明らかにした。当該懸念は、投資家が直接的に国外投資をする場合と間接的に国外投資をする場合を比較した際、国内法の調整規定により両者の税負担が同様となる場合には生じない。しかしながら、直接投資であれば条約特典が得られるにも関わらず、間接投資であれば条約特典を得

<sup>168</sup> 年金基金のうち一定要件を満たす「公認年金基金」について居住者該当性を明確化する議論が展開され、2017年版のOECDモデル租税条約に組み込まれている。OECD, Public Discussion Draft : Treaty Residence of Pension Funds, 29 February 2016, <https://www.oecd.org/tax/treaties/discussion-draft-treaty-residence-pension-funds.pdf>, last visited 29 January 2022. OECD, *supra* note 70, Art.3 para.1, Art.4 para.1. なお、経緯については川田＝徳永・前掲注119) 87、104頁を参考とした。

<sup>169</sup> CIV以外の投資ファンドであるnon-CIVについて一定の議論がなされている。OECD, Public Discussion Draft : Treaty Entitlement of Non-CIV Funds, 24 March 2016, <https://www.oecd.org/ctp/treaties/BEPS-consultation-treaty-entitlement-non-CIV-funds.pdf>, last visited 29 January 2022. OECD, Base Erosion and Profit Shifting (BEPS) Public Discussion Draft : BEPS Action 6 Discussion Draft on non-CIV Examples, 6 January 2017 to 3 February 2017, <https://www.oecd.org/tax/treaties/Discussion-draft-non-CIV-examples.pdf>, last visited 29 January 2022.

<sup>170</sup> なお、議論の進展はみられないものの、2010CIV報告書で示された各種アプローチが次回の国連モデル租税条約コメントリーの改定時に組み込まれることが決定している。United Nations Committee of Experts on International Cooperation in Tax Matters, Report on the twenty-first Session, para.21-25, 2021, <https://undocs.org/pdf?symbol=en/E/2021/45/ADD.1>, last visited 29 January 2022.

られない場合には、間接投資に係る国内法の調整に限界が生じ、両者の税負担が相違するおそれがある。このような場合、OECD は租税条約による源泉徴収税率の引き下げが重要な要素になると指摘している。

租税条約上の議論については、2010CIV 報告書において、CIV 自体の租税条約適格性に関する判断要素や、TS への対応も踏まえた条約特典の享受に係る各種アプローチが示されたことにより一定の整理がなされている。これらのアプローチは CIV を条約特典の享受主体とするものと、背後の投資家を条約特典の享受主体とするもので大別できる。また、これらの中には国内投資家に加え国外投資家による自国 CIV を介した投資についても直接投資より不利に扱わないように配慮するものがある。そのため、アプローチの選定においては、CIV、投資家の何れを条約特典の享受主体とすべきかという面に加え、租税条約における投資家の射程範囲という面も踏まえた多角的な検討が必要となる。このような点から、どのような租税条約締結方針にすべきかという検討に際しては、OECD 等の議論のみに依拠するのではなく、これらのアプローチを実際に採用した国の議論を参考に、わが国への最適化を図ることが有用である。

そこで次章では、実際にこれらのアプローチを導入したオーストラリアの動向を概観する。

### 第3章 オーストラリアにおける議論

本章では、2010CIV 報告書で示された各種アプローチを実際に導入しているオーストラリアの議論を概観する。なお、当該アプローチは EU 加盟国も導入している<sup>171</sup>が、内外投資家に係る議論は EU 市場独自の考えが介入するおそれがある<sup>172</sup>。また、オーストラリアは同じ ARFP 参加国であるという点からわが国と状況が類似している。このような理由から同国を選定の対象とした。

#### 3-1. ARFP との関係性

##### (1)ARFP の発案

オーストラリアの動向を分析する上で、まずは同国が ARFP とどのような関係性にあるのかという点を概観する。ARFP の制度内容及び制度趣旨については 1-1-2 で触れたとおりであるが、当該制度は Australian Financial Centre Forum<sup>173</sup>が 2009 年に提出した報告書（以下、ジョンソンレポートという<sup>174</sup>）における内容が基となっている<sup>175</sup>。当該報告書は主にオーストラリアが金融センター化<sup>176</sup>することのメリットや、目指すうえでの必要な政策事項などの検討・提言が示されている<sup>177</sup>。当該レポートによる提言<sup>178</sup>と、それに対するオーストラリア政府の承認<sup>179</sup>により、今日における ARFP の開発が進められていくこととなる。

また、同国は ARFP 発案国として当該制度を有効活用するためにあるべき税制上の措置について分析している。これにより、ジョンソンレポートでは国外投資家への販売の促進のため、信託型以外の法形態による投資ファンドを開発すべきであるとする提言が示されている<sup>180</sup>。当該提言に対し、オーストラリア政府が承認した<sup>181</sup>ことから、当該議論を踏まえた

---

<sup>171</sup> 独愛租税条約、独ルクセンブルク租税条約、仏ルクセンブルク租税条約において採用されている。安居孝啓ほか「国際課税 2019 年度 IFA 年次総会（ロンドン大会）報告会」租税研究 845 号 381 頁、401 頁（2020）。

<sup>172</sup> 関西大学法学研究所『金融取引と国際課税：学術フロンティア推進事業国際シンポジウム』157 頁（関西大学法学研究所、2002）。

<sup>173</sup> 2008 年にオーストラリアの Assistant Treasurer 兼 Competition and Consumer Policy 大臣である Hon Chris Brown MP が指示し、設立された。Australian Government The Treasury, Appointment of the Chair and Panel of Experts to Lead the Government's Initiative to Position Australia as a Leading Financial Services Centre in the Asia-Pacific Region, 26 September 2008, <https://ministers.treasury.gov.au/ministers/chris-bowen-2007/media-releases/appointment-chair-and-panel-experts-lead-governments>, last visited 29 January 2022.

<sup>174</sup> 当該フォーラムの代表が Mark Johnson であることから、ジョンソンレポートとする。

<sup>175</sup> Australian Financial Centre Forum, AUSTRALIA AS A FINANCIAL CENTRE (2009).

<sup>176</sup> 金融センター化の意義は明確に示されていないものの、金融サービスの輸出が重要な要素であると言及している。Id. at 1.

<sup>177</sup> Id. at 1-3.

<sup>178</sup> Id. at 86-88, Recommendation 4.3.

<sup>179</sup> Australian Government The Treasury, Government Responds to Australia as a Financial Services Centre Report, 11 May 2010, <https://ministers.treasury.gov.au/ministers/nick-sherry-2009/media-releases/government-responds-australia-financial-services-centre-0>, last visited 29 January 2022.

<sup>180</sup> Australian Financial Centre Forum, *supra* note 175, 62-64, Recommendation 3.3.

<sup>181</sup> Australian Government The Treasury, *supra* note 179.

報告書（以下、A-CIV レポートという）が 2011 年に提出されている<sup>182</sup>。同国では信託型の投資ファンドである、Managed Investment Trust（以下、MIT という）が用いられており、MIT に対する税制上の議論及び提言をまとめた報告書（以下、MIT レポートという）も 2009 年に提出されている<sup>183</sup>。なお、A-CIV レポートは MIT の税制との関係性を考慮することが前提とされている<sup>184</sup>ことから、MIT レポートと A-CIV レポートは深い関係性となっている。

## (2) パスポートファンドの概要

パスポートファンドとして適格とされるファンドは、Corporations Act 2001 に基づくファンドである<sup>185</sup>が、中でも MIT 及び Corporate Collective Investment Vehicle（以下、CCIV という）が利用される<sup>186</sup>。このうち、CCIV は同国でこれまで存在しなかった、法人型のフロースルー課税が適用されるファンドである<sup>187</sup>。しかし、当該ファンドは課税制度や規制の枠組みが完成しているものではなく、2022 年 7 月以降にそれらの整備を行うことが予定されているものとなっている<sup>188</sup>。一方、MIT は従来からある投資ファンドであり、国内法及び租税条約上も規定がある状況となっている。そのため、本章では同国のパスポートファンドのうち、既に導入されている MIT に関する税制及び議論に焦点を絞り、以下概観する。

### 3-2. Managed Investment Trust (MIT) の税制

MIT の税制は信託課税を前提に制度が構築されている。そこで本節ではまず、信託課税に関し、国内的側面と国際的側面からそれぞれ場面分けを行い、整理を行う<sup>189</sup>。

---

<sup>182</sup> The Board of Taxation, REVIEW OF THE TAX ARRANGEMENTS APPLYING TO COLLECTIVE INVESTMENT VEHICLES : A REPORT TO THE ASSISTANT TREASURER (2011).

<sup>183</sup> The Board of Taxation, REVIEW OF THE TAX ARRANGEMENTS APPLYING TO MANAGED INVESTMENT TRUSTS : A REPORT TO THE ASSISTANT TREASURER (2009).

<sup>184</sup> Australian Government The Treasury, *supra* note 179.

<sup>185</sup> APEC, *supra* note 11, Annex 3 Passport Rules Part 2 para. 4.

<sup>186</sup> APEC, Guidance on Host Economy Laws and Regulations Relating to the Asia Region Funds Passport, 24-25, 2020, [https://fundspassport.apec.org/wp-content/uploads/2020/01/ARFP-Guidance\\_as-of-Jan-2020.pdf](https://fundspassport.apec.org/wp-content/uploads/2020/01/ARFP-Guidance_as-of-Jan-2020.pdf), last visited 29 January 2022.

<sup>187</sup> フロースルー課税とは、ファンドを介しているにも関わらず、直接投資と同じ課税となるような設計のことを言うときれる。*Id.*

<sup>188</sup> Australian Taxation Office, Corporate tax - corporate collective investment vehicle revised start date, May 11 2021, <https://www.ato.gov.au/General/New-legislation/In-detail/Direct-taxes/Income-tax-for-businesses/Corporate-Collective-Investment-Vehicle/>, last visited 29 January 2022.

<sup>189</sup> 本節におけるオーストラリアの信託課税の整理は、ALAN JESSUP, MANAGED INVESTMENT SCHEMES (2012). ANNA ZIARAS, AUSTRALIAN TRUSTS HANDBOOK 2016-17 (2016). WOELLNER ROBIN ET AL., AUSTRALIAN TAXATION LAW 2021 (2021). Graeme S. Cooper, *Reforming the Taxation of Trusts: Piercing Together the Mosaic*, 35(1) SYDNEY LAW REVIEW 187 (2013). Australian Government The Treasury, Exposure Draft : Managed Investment Trusts : Explanatory Material, 9 April 2015 to 23 April 2015, [https://treasury.gov.au/sites/default/files/2019-03/C2015-019\\_MIT-Reforms-ED-Explanatory-Material.pdf](https://treasury.gov.au/sites/default/files/2019-03/C2015-019_MIT-Reforms-ED-Explanatory-Material.pdf), last visited 29 January 2022. を主に参考としている。なお、邦語文献では、トーマツ

### 3-2-1. 信託課税の制度設計

#### (1) 国内的側面

まず、国内的側面から概観する。図 18 は個人投資家が信託を介して資産に投資している場合を想定している。オーストラリアの信託は、Income Tax Assessment Act 1936（以下、ITAA1936 という）の Part III Division6 において課税関係が定められており、フロースルー課税の対象となるという点<sup>190</sup>が基本的な特徴として挙げられる。そのため、個人投資家段階では当該信託が得た運用資産に係る所得と同じ所得を得たものとして課税関係が決定される<sup>191</sup>。ただし、当該課税根拠は投資家が present entitlement を有しているか否かに基づいて決定している。なお、信託の受益者である投資家は、次の要件を充足することにより present entitlement を有する者とされる<sup>192</sup>。

- ① 持分や所有において付与される信託利益を享受する権利を有すること
- ② 受益者が利益の配分を要求し収受する即座のないしは現在の法的権利を保有していること<sup>193</sup>

上記要件を充足しない場合、受託者段階での課税となるが、当該課税は ITAA1936 Section99A により個人所得税の最高税率が適用されるという特徴があり、所得留保に対する懲罰的な位置づけであるとされている<sup>194</sup>。そのようなこともあり、受託者段階での課税は ITAA1936 Section 96 により例外的な位置づけであるとされる<sup>195</sup>。そのため、同国の信託課税は、投資家段階での課税を前提としており、所得留保がなされている場合において受託者段階での課税も例外的に生じうる、というような設計となっている。

なお、オーストラリアにおいて源泉徴収の対象となる場面は、1. 従業員に対する給与賃金の支払い 2. コントラクター等に対する報酬の支払い 3. ABN（オーストラリア事業者番号制度）の提示を行わない事業者に対する支払 4. 非居住者に対する配当金・利息・使用料の支

---

『オーストラリアの税制と投資』（トーマツ、2020）、広川裕一「国際信託税務研究会 第6回発表 オーストラリアにおける信託制度と税制」月刊税務事例 49 巻 12 号 67 頁（2017）、広川裕一「オーストラリアの信託課税と租税回避防止：日米との比較法的検討」税務会計研究 30 号 265 頁（2019）。

<sup>190</sup> なお、例外的に company corporate unit trust と public trading trust のみ法人税の対象となる。

<sup>191</sup> JESSUP, *supra* note 189, 340. なお、当該文献では Charles v Federal Commissioner of Taxation (1954) HCA 16; 90 CLR 598. を根拠として課税関係を整理している。

<sup>192</sup> 広川・前掲注 189) 国際信託税務研究会 70 頁。なお、当該文献では Federal Commissioner of Taxation v Whiting (1943) HCA 45; 68 CLR 199. Union Fidelity Trustee Co (Aust) Ltd v Federal Commissioner of Taxation (1969) HCA 36; 1 ATR 200. Taylor v Federal Commissioner of Taxation (1970) HCA 10; 1 ATR 582. Federal Commissioner of Taxation v Harmer (1991) HCA 51; 22 ATR 726. Pearson v Federal Commissioner of Taxation (2006) 64 ATR 109. を根拠として判断基準を整理している。

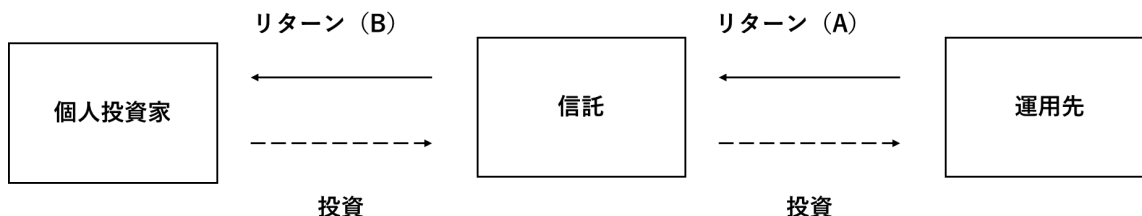
<sup>193</sup> なお、かかる場合において、受託者が利益分配の要求に応じることが不可能であるといったことや付与される正確な額が課税年度末に決定することが不可能であるということは問わないとされる。

<sup>194</sup> ZIARAS, *supra* note 189, 66-69.

<sup>195</sup> JESSUP, *supra* note 189, 338 (2012).

払いの4つであるから、(A) (B) に対する支払に対して源泉徴収は行われない。

図 18 国内間接投資 (オーストラリア)

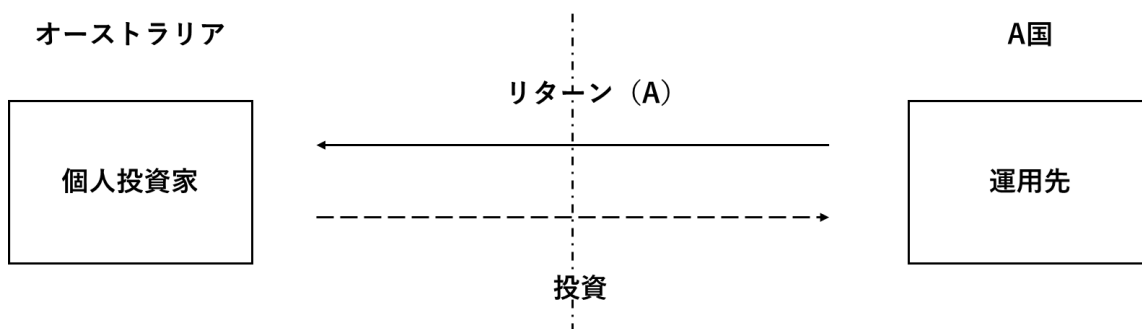


(出所：著者作成。)

(2)国際的側面

次に信託課税の国際的側面について概観する。図 19 はオーストラリア国内の個人投資家が国外資産に直接投資している場合を想定している。この場合、源泉地国では (A) に対し、源泉徴収税を課することが考えられる。その際、個人投資家は Income Tax Assessment Act 1997 (以下、ITAA1997 という) の part III Division 770 を根拠とする Foreign Income Tax Offsets (以下、FITO という) と呼ばれる外国税額控除規定の適用を受ける。この規定の適用により、個人投資家はその年分の個人所得税額から算出された控除限度額の範囲において、外国税額を控除することができる<sup>196</sup>。なお、FITO は ITAA1997 Section 63-10(1)により実際の外国税額が控除限度額を超える場合に、当該外国税額の繰越が認められない。そのため、外国で高額な課税が行われた場合には控除限度額と実際に納付した外国税額の差額は調整されないこととなる。

図 19 国外直接投資 (オーストラリア)



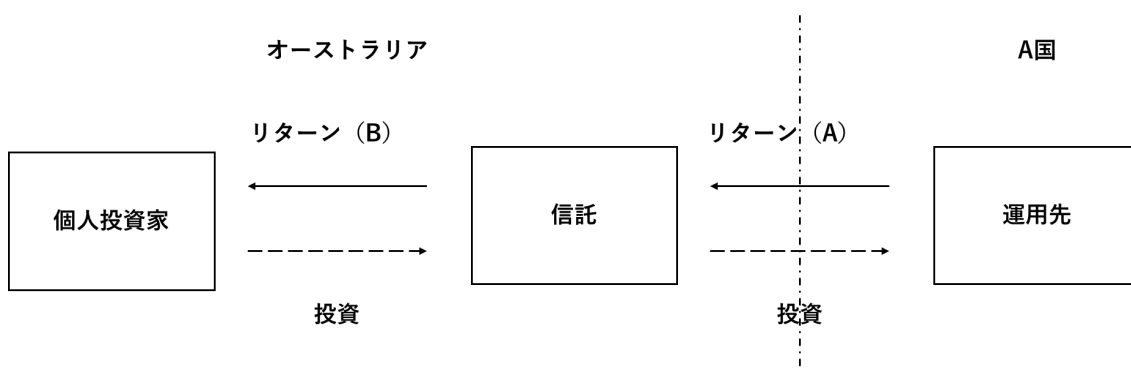
(出所：著者作成。)

図 20 はオーストラリア国内の個人投資家が信託を介して国外資産に投資した場合を想定している。上述のように (B) 及び信託段階での課税は生じないことから、(A) において源

<sup>196</sup> なお、実際の外国税額が 1,000 ドル以下の場合には控除限度額に関わらず実際の外国税額が控除される。ITAA1997 Section 770-75(2)。

泉徴収税が課された場合、個人投資家段階で FITO を適用することにより、調整する仕組みとなっている。この場合、ITAA1997 Section 770-130 により、信託が支払った外国税は個人投資家が支払ったものとみなして FITO の規定を適用することとなり、直接的に国外資産に投資した場合と同様の課税関係となる。

図 20 運用資産のみ国外に所在している場合（オーストラリア）



(出所：著者作成。)

図 21 は国外の個人投資家がオーストラリアの信託を介して同国の資産に投資している場合を想定している。この場合、信託が得る所得分類によって課税関係が相違する。まず、信託が利子・配当・使用料といった国外の個人投資家に対する支払に対して源泉徴収の対象となるリターンを得た場合について概観する。この場合、ITAA1936 Section 128AF, 128B, Taxation Administration Act 1953 (以下、TAA1953 という) -Schedule1 Section 12-215, 12-250, 12-285 により (A) 段階では源泉徴収されず、(C) 段階において信託の受託者により当該源泉徴収が行われる。また、運用資産に係る所得分類は国外の個人投資家であっても同じ性格を保持すると捉えられる<sup>197</sup>ため、(C) における源泉徴収税率は運用資産の所得分類に依存する形となる。

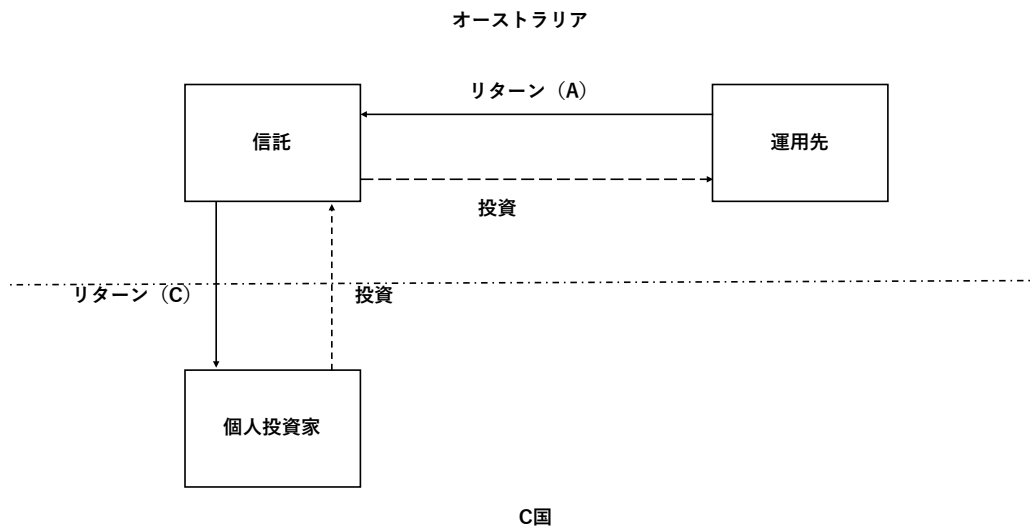
次に信託が利子・配当・使用料以外の国外の個人投資家に対する支払に対して源泉徴収の対象とならないリターンを得た場合（不動産賃料など）について概観する。この場合、(A) 段階での源泉徴収は行われないが、(C) において税額の徴収が行われる。上述のように、運用資産に係る所得分類は国外の個人投資家であっても同じ性格を保持すると捉えられているため<sup>198</sup>、本来、当該投資家は ITAA1936 Section98A によりオーストラリア源泉の所得に対し納税義務がある。しかしながら、国外の個人投資家段階での税額の徴収は困難であるため、ITAA1936 Section98(3)により、便宜上、受託者が納税義務を負うこととされている。この場合、受託者は ITAA1936 Section98(4)により国外の個人投資家が有する present

<sup>197</sup> JESSUP, *supra* note 189, 340 (2012). なお、当該文献では Charles v Federal Commissioner of Taxation (1954) HCA 16; 90 CLR 598. を根拠として課税関係を整理している。

<sup>198</sup> *Id.*

entitlement の額に応じてオーストラリアの個人所得税に係る累進税率により課税される。なお、理論的には国外の個人投資家に申告義務があることから、当該信託に帰属する費用（当該信託への投資にかかる借入金の利息等）がある場合には、申告を行うことで当該費用分の税額の還付を受けることが可能である。

図 21 個人投資家のみ国外に所在している場合（オーストラリア）



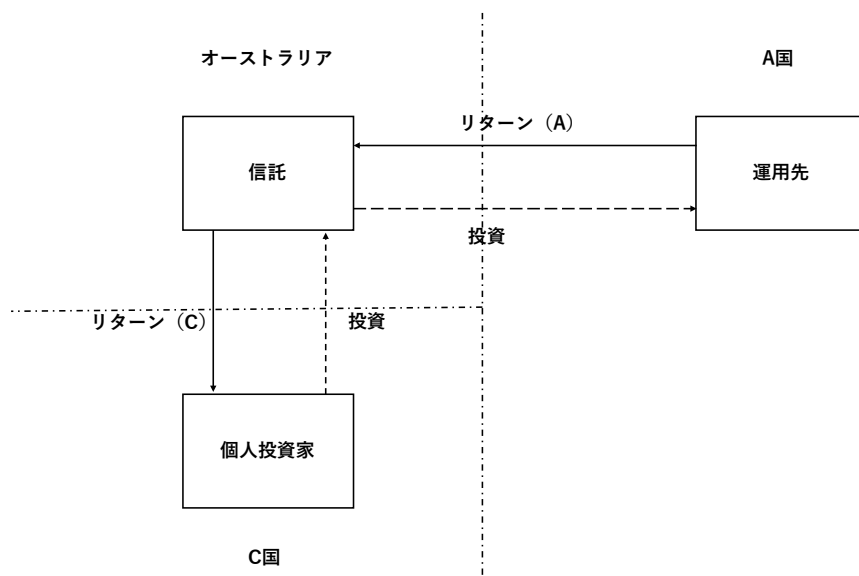
(出所：著者作成。)

図 22 は国外の個人投資家がオーストラリアの信託を介して国外資産に投資している場合を想定している。この場合においても運用資産に係る所得分類と当該投資家段階での所得分類は同じ性格であるとされるため、C 国所在の個人投資家が得た所得は A 国源泉の所得であると捉えられている<sup>199</sup>。そのため、オーストラリアにおいて追加的な課税は一切生じない設計となっている。

<sup>199</sup> *Id.*



図 22 トライアングラーケース（オーストラリア）



(出所：著者作成。)

### 3-2-2. MIT 課税の制度設計

MIT の税制を概観する上で、信託課税との比較においてどのような面で異なるのか、という点を明確にする。そこで、本項では主に MIT がどのような背景で登場したのか、という点に焦点を絞って両者の相違を明らかにする<sup>200</sup>。

MIT とは Corporations Act 2001 に基づく Managed Investment Scheme であること等、TAA1953-Schedule1 Section 12-400 に規定される一定要件<sup>201</sup>を満たした信託のことを言い、信託と一部異なる課税関係となる点に特徴がある。MIT は 2007 年に登場したが、当初は税制簡素化の目的から導入されている。信託では図 21 において利子・配当・使用料といった国外の個人投資家に対する支払に対して源泉徴収の対象とならないリターンを得た場合（不動産賃料など）には、受託者が累進税率によって税額を徴収する設計となっているが、当該制度に対する簡素化措置が MIT の登場背景となる。具体的には、このような場面において受託者が徴収する税率を単一税率にするというものである。なお、利子・配当・使用料については信託と同様の課税設計となる。また、導入当時の税率は一律 30% であった。

一方、2007 年、当時の野党である Australian Labor Party（以下、ALP という）は公約としてオーストラリアの金融センター化を掲げていたことから、MIT に関する源泉徴収税率を 30% ではなく、15% にすべきである旨の提案を行っていた。同年 11 月に ALP が選挙で勝利したことから、同国の金融センター化及びそれに即した税制措置として MIT の源泉徴収

<sup>200</sup> なお、MIT の税制に関する背景については、Cooper, *supra* note 189 を参考にしている。

<sup>201</sup> この他に受託者の居住地要件、事業性要件、公募要件、保有要件、管理要件がある。

税率の見直しを行った。

現在では、TAA1953-Schedule1 Section12-385(3)により、当該源泉徴収に係る税率は同国と国外投資家の居住地国が情報交換協定を結んでいるか否かによって異なっており、締結国の国外投資家であれば15%、非締結国であれば30%となっている。

このようにMITは当初は税制簡素化の目的から導入されており、概ね信託課税と同様であるが部分的に異なる点があることが分かる。また、近年では税制簡素化のみならず、金融センター化の促進という目的も包摂している。

### 3-3. 租税条約に係る議論及び現状

MITは実際の租税条約における規定をはじめ、租税条約に係る議論も行われている。本節では、そういったMITに係る租税条約上の位置づけをはじめ、オーストラリアの租税条約の現状について概観する。

#### (1)MITの租税条約上の位置づけ

オーストラリアは2010CIV報告書に基づくアプローチを導入しており、MITは当該アプローチの対象とされている。当該租税条約は二つあり、一つが豪新租税条約である。豪新租税条約は2009年6月26日に締結されており、比例アプローチ(居住者基準)に加え閾値アプローチ(同国居住者割合80%)、上場アプローチといった簡便なアプローチの双方を採用するという設計になっている<sup>202</sup>。また、当該租税条約ではMITを租税条約上も課税上透明主体であると認識しており、当該各種アプローチが無ければ、それを構成するオーストラリアの個人投資家が租税条約の申請を行う必要があるとされる<sup>203</sup>。しかしながら、そのような申請は事実上困難であることから、当該各種アプローチを導入したとされている<sup>204</sup>。なお、ニュージーランドにはMITに相当する課税上透明なファンドが存在しないため、当該規定はMITにのみ適用されることとなる<sup>205</sup>。

もう一つが豪独租税条約である。豪独租税条約は2015年12月11日に締結されており比

---

<sup>202</sup> 豪新租税条約第4条第7項。なお、当該租税条約は2010CIV報告書が公表される前のものであるが、ニュージーランド側の公文書においてCIVに係るOECDの租税条約のガイダンスに従ったものであるという説明がなされている。New Zealand Parliament, International Treaty Examination of the Convention between New Zealand and Australia for the Avoidance of Double Taxation with Respect to Taxes on Income and Fringe Benefits and the Prevention of Fiscal Evasion, 14, 10 December 2009, [https://www.parliament.nz/resource/en-NZ/49DBSCH\\_SCR4557\\_1/5f0c1bd785d9c9f4babb328d0bf7eec35604f6f](https://www.parliament.nz/resource/en-NZ/49DBSCH_SCR4557_1/5f0c1bd785d9c9f4babb328d0bf7eec35604f6f), last visited 29 January 2022.

<sup>203</sup> New Zealand Parliament, *supra* note 202, at 14. The Parliament of the Commonwealth of Australia, House of Representatives: International Tax Agreements Amendment Bill (No.2) 2009: Explanatory Memorandum, para.5.45, 2009, <https://www.legislation.gov.au/Details/C2009B00248/Explanatory%20Memorandum/Text>, last visited 29 January 2022.

<sup>204</sup> New Zealand Parliament, *supra* note 202, at 14. The Parliament of the Commonwealth of Australia, *supra* note 203, para.5.48.

<sup>205</sup> なお、将来的にニュージーランドがMITに相当する課税上透明なCIVを導入した場合には、当該CIVに対しても同項の適用を求めることを予定している。New Zealand Parliament, *supra* note 202, at 14.

例アプローチ（同等受益者基準）に加え、閾値アプローチ（同国居住者割合 75%、同等受益者割合 90%）、上場アプローチといった簡便なアプローチの双方を採用するという設計になっている<sup>206</sup>。なお、当該租税条約は豪新租税条約と異なり、CIV を定義したうえで上記アプローチを適用しており、オーストラリアでは MIT が、ドイツでは投資法（Kapitalanlagegesetzbuch）に基づくファンドがこれに該当するとされる<sup>207</sup>。また、豪独租税条約では MIT を租税条約上も課税上透明主体であると認識しており、当該各種アプローチが無ければ、それを構成する投資家が租税条約の申請を行う必要があるとされる<sup>208</sup>。しかしながら、そのような申請は事実上困難であることから、当該各種アプローチを導入したとされている<sup>209</sup>。このような点から、両条約が採用する比例アプローチは異なる基準を採用しているものの、比例アプローチをはじめとする特別な規定が無ければ、MIT は「居住者」とされないという点で、共通点もあることが分かる。

また、オーストラリアでは実際の租税条約に加え、政府主導の下、MIT に係る租税条約の議論を行っている。租税条約に係る議論が行われている報告書は MIT レポートと A-CIV レポートであり、これらはそれぞれ同国の金融センター化と深い関係のあるものとなっている。MIT レポートのうち、租税条約に係る議論は 2008 年に公表されたディスカッションペーパー内の Q. 5. 1 において提起されたことに端を発する<sup>210</sup>。

そして、当該ディスカッションペーパーを受け、各方面からのコメントを反映して作成されたものが MIT レポートとなる。当該レポートでは租税条約上の問題を国際課税分野に係る税制上の問題として位置づけた上で、MIT の投資家が条約特典を享受できるか不明確な現状にある点が問題であると指摘している<sup>211</sup>。また、当該レポートでは国外投資家に対する税制上の問題があるのであればそれに対応すべきであるとするポリシーを有している<sup>212</sup>。そのため、租税条約上の議論においても、国内投資家に限定せず、同等受益者までを射程範囲とすることが望ましいとしたうえで、MIT 段階で条約特典を享受すべきであるとする提言が示されている<sup>213</sup>。

---

<sup>206</sup> 豪独租税条約第 4 条第 4 項。

<sup>207</sup> 豪独租税条約第 3 条第 1 項第 1 号。なお、Collective Investment Vehicle の定義については OECD モデル租税条約コメントリーに示されているものと一致するとしながらも、不動産投資信託も当該定義に含まれる可能性が有るとしている。The Parliament of the Commonwealth of Australia, House of Representatives : International Tax Agreements Amendment Bill 2016 : Explanatory Memorandum, para. 1. 79, 2016, [https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/ems/r5681\\_ems\\_dcb06e04-a8cb-41fd-bf9f-a104d9126534/upload\\_pdf/489531.pdf;fileType=application/pdf](https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/ems/r5681_ems_dcb06e04-a8cb-41fd-bf9f-a104d9126534/upload_pdf/489531.pdf;fileType=application/pdf), last visited 29 January 2022.

<sup>208</sup> *Id.* at para. 1. 104.

<sup>209</sup> *Id.* at para. 1. 103.

<sup>210</sup> The Board of Taxation, REVIEW OF THE TAX ARRANGEMENTS APPLYING TO MANAGED INVESTMENT TRUSTS : DISCUSSION PAPER, para. 5. 15-5. 17, Q 5. 1 Issues/Questions (2008).

<sup>211</sup> The Board of Taxation, *supra* note 183, para. 9. 6 (2009).

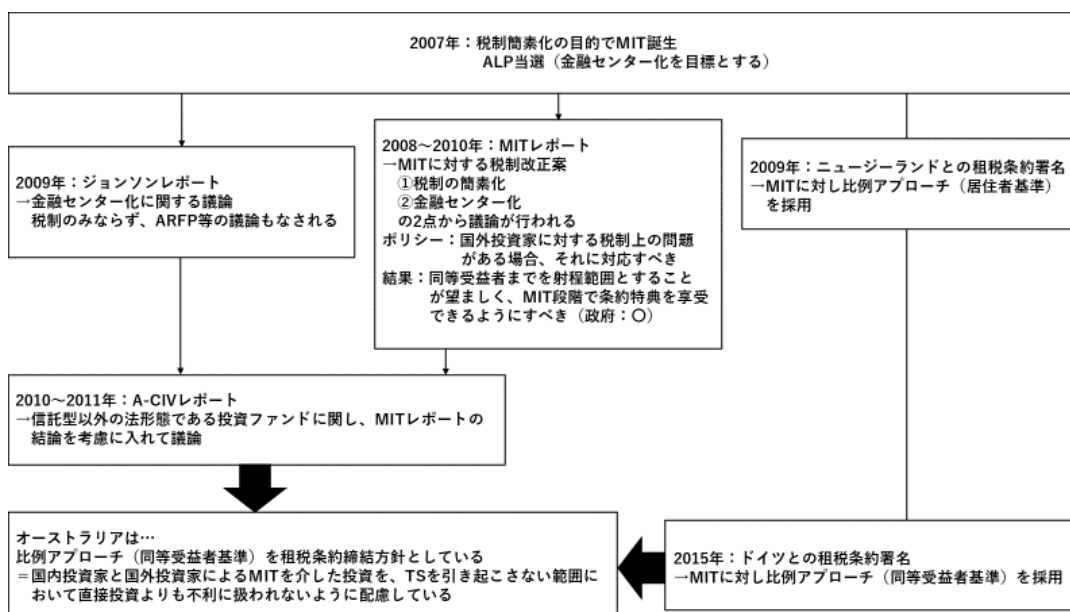
<sup>212</sup> *Id.* at para. 9. 1.

<sup>213</sup> *Id.* at para. 9. 10-9. 12, Recommendation 35.

当該提言はオーストラリア政府により承認されている<sup>214</sup>ことから、今日におけるオーストラリアの租税条約締結方針となっていることが分かる。また、国外投資家による直接投資と同国投資ファンドを介した間接投資に係る租税条約上の議論は、A-CIV レポートにおいても MIT レポートでの議論内容を反映した形で、信託型以外の法形態に対する投資ファンドに関し、より詳細に行われている<sup>215</sup>。このような点から、オーストラリアは国内投資家のみならず、国外投資家であっても MIT 所在地国として、TS を引き起こさない範囲において MIT を介した投資を直接投資よりも不利に扱われないように配慮していることが分かる。

なお、実際の租税条約と当該レポートの関係性を表したものが図 23 である。

図 23 実際の租税条約と各種レポートの関係性



（出所：著者作成。）

## (2)TS 防止に係る租税条約締結方針

上述のように、オーストラリアは MIT に関する租税条約の規定及び議論があるが、TS についても各種 TS 防止条項を導入することでこれに対応している租税条約が存在する。同国における各種 TS 防止条項の導入状況を示したものが表 4 である。表 4 によると、LOB 条項に比べ PPT 条項が多数採用されていることが分かる。同国は国内法において一般的租税回

<sup>214</sup> Australian Government The Treasury, New Tax System for Managed Investment Trusts, 7 May 2010, <https://ministers.treasury.gov.au/ministers/nick-sherry-2009/media-releases/new-tax-system-managed-investment-trusts>, last visited 29 January 2022.

<sup>215</sup> A-CIV レポートでは、MIT レポートの結論を考慮に入れたうえで他の法形態に対する租税条約上の議論が行われており、国内投資家のみならず、国外投資家に対する視点から議論が展開されている。The Board of Taxation, *supra* note 182, para. 3.19-3.27.

避否認規定を有している<sup>216</sup>。そのため、PPT 条項との親和性が高く<sup>217</sup>、当該条項の採用は今日における租税条約締結方針であるとされている<sup>218</sup>。

表 4 オーストラリアの租税条約締結状況

	導管取引防止条項 (投資性所得限定)	PPT 条項 <sup>219</sup>	
		投資性所得限定	一般
LOB 条項なし		チリ (10) ニュージーランド (09) 南アフリカ (08) ノルウェー (06) フィンランド (06) イギリス (03) メキシコ (02) 中国 (88)	イスラエル (19) ドイツ (15) スイス (13)
LOB 条項 (投資性所得限定)	日本 (08)		
LOB 条項 (一般)	アメリカ (導管取引防止条項なし) (01)		

(出所: Australian Government The Treasury, Income Tax Treaties, <https://treasury.gov.au/tax-treaties/income-tax-treaties>, last visited 29 January 2022. 掲載情報を基に著者作成。なお、表の区分については、緒方健太郎「BEPS プロジェクト等における租税回避否認をめぐる議論」フィナンシャルレビュー126号196頁, 201頁(2016)の表を基にした。)

#### 3-4. 小括

本章ではオーストラリアのパスポートファンドである MIT に関する国内法及び租税条約について概観した。その結果、MIT は基本的に投資家段階での課税となるものの、例外的に受託者段階での課税も生じうるという点に国内法上の大きな特徴があった。

租税条約については MIT レポートにおける議論が一つの契機となっていた。当該レポートは MIT の投資家が条約特典を享受できるか不明確である点を指摘しており、対応策に

<sup>216</sup> なお、一般的租税回避否認規定は ITAA1936 の Section177A から 177H において定められている。今村隆「租税回避の意義と G8 各国の対応」フィナンシャルレビュー126号17頁(2016)32頁。

<sup>217</sup> See Michelle Markham, *Australia/Germany/OECD - The New Australia-Germany Income and Capital Tax Treaty (2015) : A Tax Treaty for the Era of the OECD/G20 BEPS Initiative?*, 71(8) BULLETIN FOR INTERNATIONAL TAXATION 410, 418 (2017).

<sup>218</sup> See Graeme S. Cooper, *Australia's Twin-Track Approach to Treaty Shopping*, 62(3) CANADIAN TAX JOURNAL 753, 765-766 (2013).

<sup>219</sup> 実際の規定にはバリエーションがあるが、主要目的テストを規定しているものを PPT 条項と整理する。

ついて議論している。また、当該議論は、自国が金融センター化を図る背景から、国外投資家に対する税制上の問題に対応すべきであるという前提の下で行われていた。そのため、租税条約上の議論においても、国内投資家に限定せず、同等受益者までを射程範囲とすることが望ましいとしたうえで、MIT 段階で条約特典を享受すべきであるとする提言が示されている。当該提言は同国政府により承認されていることから、今日における租税条約締結方針となっていることが分かる。また、実際にその後締結されたドイツとの租税条約においては、比例アプローチ（同等受益者基準）を採用するに至っている。このように同国は国内投資家のみならず、国外投資家であっても MIT 所在地国として、TS を引き起こさない範囲において、MIT を介した投資を直接投資よりも不利に扱われないように配慮していることが分かる。

また、オーストラリアの TS 防止に係る租税条約締結方針は PPT 条項のみであるという点に特徴がみられた。

このようにオーストラリアは自国の状況を踏まえた議論を行ったうえで 2010CIV 報告書に基づくアプローチを導入しているという点で参考にすべき点があるように思われる。そこで次章では前章における分析を当てはめることにより、わが国への示唆を論じる。



## 第4章 我が国への示唆

本章では、投資信託が条約特典を得られない場合に対する国内法の限界を分析し、直接投資と間接投資の中立性の問題が生じうる可能性が有るのかを検討する。その後、投資信託の租税条約適格性について検討したうえで、2010CIV 報告書で示された各種アプローチの選定を行い、我が国への示唆を示す。

### 4-1. 国内法の限界

まず、国内法の限界について分析する。なお、本節では投資信託の条約特典の享受が関連する領域として運用資産のみ国外に所在する場合とトライアンギュラーケースの二つがあることから、両者の限界点について分析を行う。

はじめに、運用資産のみ国外に所在する場合について分析する。1-2 でも触れたように、国内投資家が投資信託を介さずに国外資産に投資した場合、源泉地国における源泉徴収税に対し、投資家段階で外国税額控除の適用により調整がなされる（所得税法第95条）。一方、投資信託を介した場合は、源泉地国における源泉徴収税を、投資信託からのリターンに係る源泉徴収税から控除するという方法によって調整される（所得税法第176条第3項、第4項、租税特別措置法第9条の6の4第1項、第2項、租税特別措置法第9条の6の2第1項、第2項）。なお、当該制度は投資信託からのリターンに係る源泉徴収税率に応じて控除限度額が求められる、控除が充分に行えない場合でも外国税額の繰越、繰戻が行えないという点に特徴がある。そのため、この場合、直接投資であれば条約特典が得られるにも関わらず、間接投資であれば条約特典が得られないということになると、我が国の国内法では調整しきれない部分が出る可能性がある。このような事態はOECDが提起する直接投資と間接投資の中立性の面で問題が生じる。よって、間接投資であっても租税条約の特典を享受することが当該問題の対応には不可欠な要素となる。

次に、トライアンギュラーケースについて分析する。この場合、1-2 でも触れたように、投資信託からのリターンに対し源泉徴収税が課されるが、源泉地国において課された源泉徴収税額は当該税額から控除可能である（所得税法第176条第3項、第4項、租税特別措置法第9条の6の4第1項、第2項、租税特別措置法第9条の6の2第1項、第2項）。そのため、我が国はトライアンギュラーケースに対しても国内税法上、一定の調整規定を有しているという位置づけとなる。しかしながら、当該ケースは2-1-1でも触れたように国内法における規定のみでは調整しきれない部分が生じることは自明である。よって、国外投資家が直接投資であっても条約特典を享受できる場合に、中立性を懸念し、国外投資家による投資信託を介した投資を直接投資より不利に扱わないように配慮するのであれば、租税条約上の考慮事項として整理する必要がある。

### 4-2. 租税条約適格性に係る検討

次に投資信託の租税条約適格性に係る検討を行う。当該検討は租税条約の解釈が関連す



る領域であるが、この点につき、わが国はウィーン条約法条約<sup>220</sup>を批准していることから、条約法条約第 31 条から第 33 条における「条約の解釈」に関するルールが適用される<sup>221</sup>。OECD モデル租税条約のコメンタリーは、ウィーン条約法条約第 32 条における「解釈の補足的な手段」として、わが国が締結した租税条約の解釈に際して参照されるべき資料と解されている<sup>222</sup>。そのため、本節では OECD モデル租税条約のコメンタリー（2010CIV 報告書における判断基準）に基づく租税条約適格性の検討を行っている沖村（2012）と伊藤（2020）の見解を先行研究として検討を行う。また、契約型投資信託は国内法において集団投資信託と特定投資信託の二つに分けられる。そこで本節では、租税条約適格性に係る検討においても両者を区分して行う。

まず、集団投資信託の「者」該当性から検討する。2010CIV 報告書で示された基準では、信託若しくは信託の受託者が納税義務者に該当する場合に「者」に該当するとされる。この点につき沖村（2012）は、「国内法上、その受託者も信託自体も課税されないので、『者』及び『居住者』要件を満たさない<sup>223</sup>」として「者」には該当しないと判断している。実際に、集団投資信託は信託や受託者への課税は生じようがない設計となっていることから、当該見解に異論はない。これに対し、伊藤（2020）は「我が国の信託法制及び信託税制は、信託財産は信託の受託者に帰属し、特別な規定がなければ、信託の受託者が信託財産に係る所得の納税義務者となることを前提として制度が組み立てられているものと解される。即ち、『信託のために行為する受託者を納税者』とする制度である（る）<sup>224</sup>」とし、「者」に該当すると判断している。当該見解はわが国の信託税制及び信託法制の根幹に着目して「者」該当性を肯定しているものとなっている。しかしながら、わが国の信託制度は大正 11 年に旧信託法制が設計された当時から、信託財産は受益者が所有するものとみなして受益者段階での課税を前提とした制度設計となっている<sup>225</sup>。そのため、「特別な規定がなければ、信託の受託者が信託財産に係る所得の納税義務者となることを前提として制度が組み立てられている」というものの、「特別な規定」はわが国の信託税制の原則的な位置づけを表すものであり、受託者を納税義務者として制度が組み立てられていると解することは困難であると言わざるを得ない。よって、集団投資信託は「者」に該当するとは解せない。一方、特定投資信託は国内法上、受託者が納税義務者とされるような設計となっている。そのため、「者」に該当すると解することができる。また、法人である CIV は、法人として納税義務を負うこ

---

<sup>220</sup> ウィーン条約法条約とは国際条約法の解釈に係る基礎を法典化したものである。租税条約は国際条約法としての性格を有することから、ウィーン条約法条約が適用されることとなる。木村功之亮「二重課税条約の解釈」法学研究 68 巻 6 号 1 頁、2-12 頁（1995）。

<sup>221</sup> 増井良啓＝宮崎裕子『国際租税法（第 4 版）』33 頁（東京大学出版会，2019）。

<sup>222</sup> 同上。当該文献では最判平成 21 年 10 月 29 日民集 63 巻 8 号 1881 頁（グラクソ事件）を根拠としている。なお、この点については、馬場広貴「租税条約上の企業の利得の解釈—グラクソ判決における租税条約適合性を中心として—」租税資料館賞受賞論文集 22 回下巻 371 頁（2013）が詳しい。

<sup>223</sup> 沖村・前掲注 19) 152 頁。

<sup>224</sup> 伊藤・前掲注 24) 79 頁。

<sup>225</sup> 佐藤・前掲注 21) 1-2 頁。

とから「者」に該当すると解することができる<sup>226</sup>。

次に集団投資信託の「居住者」該当性について検討する。2010CIV 報告書で示された基準では、CIV が設立国において租税を課されるべきものとされるか否かにより判断し、CIV 段階での課税がないような課税上透明である主体である場合には明確に「居住者」でないとされる。この点につき、沖村（2012）と伊藤（2020）の見解は、集団投資信託自体は課税がなされないような設計となっているという点に着目し「居住者」該当性を否定しているという点で一致している<sup>227</sup>。当該見解における国内法上及び「居住者」該当性の判断基準に対する矛盾点はないことから、集団投資信託は「居住者」に該当するとは解せない。一方、特定投資信託は、原則的には法人課税の対象となり、例外的に法人課税が免除されるような設計となっている点に国内法上の特徴がある。このような特徴を有する CIV は「居住者」に該当するとされることから、特定投資信託及び会社型投資信託は「居住者」に該当すると解することができる<sup>228</sup>。

最後に集団投資信託の「受益者」該当性について検討する。この点につき、沖村（2012）は「委託者非指図型投資信託以外は投資ファンドのマネージャーが売買等の指示を出さないために受益者要件を満たさない<sup>229</sup>」として委託者非指図型投資信託以外の全ての投資信託の「受益者」該当性を一蹴しているのに対し、伊藤（2020）は「委託会社が証券投資信託の売買・ポートフォリオ構築その他の資産運用に関する権限を有する。証券投資信託では受益者は運用財産に関する権限を何ら有しておらず、委託会社は一任の運用権限を有している<sup>230</sup>」として委託者指図型投資信託の「受益者」該当性を肯定している。両者の見解には、CIV の投資家が資産の運用権限を有しているか否かという点に着目している点に相違点が見られる。この点につき、CIV の受益者該当性は CIV の管理者に資産運用権限が一任されているか否かにより判断されるが、当該基準には CIV の投資家による資産運用権限の有無が関係している。そのため、投資家段階の資産運用権限にまで着目して「受益者」該当性を判断している伊藤（2020）の見解が妥当であろう。

また、契約型投資信託は、1-1-1 でも触れたように、委託者指図型、委託者非指図型に関わらず、資産運用権限は投資家ではなく投資信託の委託会社若しくは受託会社にある。よって、契約型投資信託については、運用形態に関わらず「受益者」に該当すると解することができる。一方、会社型投資信託は、投資家が資産運用に対する意思表示を行うことができる。そのため、この限りにおいては会社型投資信託の運用会社が資産運用権限を一任しているとは言い切れない部分があることから、「受益者」に該当するとは解せない。これら投資信託の租税条約適格性に関する検討結果をまとめたものが表 5 である。

---

<sup>226</sup> なお、沖村（2012）においても同様の理由で「者」該当性を肯定している。沖村・前掲注 19）152 頁。

<sup>227</sup> 伊藤・前掲注 24）80 頁、沖村・前掲注 19）152 頁。

<sup>228</sup> なお、会社型投資信託については、沖村（2012）においても同様の理由で「居住者」該当性を肯定している。沖村・前掲注 19）152 頁。

<sup>229</sup> 沖村・前掲注 19）152-153 頁。

<sup>230</sup> 伊藤・前掲注 24）82 頁。

表5 投資信託の租税条約適格性に関する検討

	集団投資信託	特定投資信託	会社型投資信託
者	×	○	○
居住者	×	○	○
受益者	○	○	×

(出所：著者作成。)

このように、集団投資信託及び会社型投資信託は「者」「居住者」「受益者」の何れかに該当しないという点で、条約特典を享受できない可能性が有ることが分かる。そのため、両投資信託は2010CIV報告書で示された何れかのアプローチを採用する必要がある。一方、特定投資信託は条約特典を享受できると解することもできるが、租税条約の「者」「居住者」「受益者」該当性は源泉地国による解釈が関連する領域である<sup>231</sup>ことから、確実に条約特典を享受できるとは言いきれない面がある。また、2-1-2でも触れたように条約特典を得ることができる場合であっても、無条件に条約特典を与えることはTSに用いられる可能性が有るということを鑑みれば、特定投資信託についても2010CIV報告書で示された何れかのアプローチを採用する必要がある。

#### 4-3. 租税条約締結方針に係る示唆

本節では前節におけるわが国の租税条約適格性に係る検討結果を基に、望ましい租税条約締結方針について検討する。なお、2010CIV報告書で示されたアプローチは、CIVを条約特典の享受主体とする各種アプローチと、投資家を条約特典の享受主体とするアプローチに大別される。そのため、本節では何れのアプローチにおける位置づけがわが国の投資信託として整合的なのかという点を検討したうえで、ARFP参加という背景を踏まえた検討を行う。

##### 4-3-1. 条約特典の享受主体に関する検討

上述のように、2010CIV報告書で示されたアプローチは、CIVを条約特典の享受主体とする各種アプローチと、投資家を条約特典の享受主体とするアプローチに大別される。そこで、本項では両者の特徴を確認するとともに、実際に規定されているMITの租税条約適格性の判断を行うことにより、望ましい投資信託の位置づけについて検討する。

まず、CIVを条約特典の享受主体とする各種アプローチは、何れについてもCIV自体を居住者たる個人かつ受益者として扱う、と明記することによってCIV自体を条約特典の享受主体としている。このようにCIVを条約特典の享受主体とするアプローチではCIVを「者」として扱う、とは記されていないことから、最低限CIVが「者」である必要があることが分かる。

<sup>231</sup> 伊藤・前掲注24) 79頁。

この点につき、比例アプローチが採用されている MIT の租税条約適格性を判断することで、実際にそのような前提となっているか確認する。MIT は 3-2-1 でも触れたように、基本的には MIT 段階での課税がないが、例外的には受託者段階での課税が生じる設計となっている。そのため、MIT は明確に「者」に該当するといえる<sup>232</sup>。一方、豪新租税条約及び豪独租税条約では、MIT は課税上透明であるとされており、特別な規定がない場合、MIT 自体が条約特典の享受主体とはならないことが確認されている。このような点から、実際の租税条約においても CIV 自体が「居住者」「受益者」に該当するののかという点は採用に関して影響しないものの、「者」には該当している必要があることが分かる。

次に、投資家を条約特典の享受主体とするアプローチ（ルックスルーアプローチ）は、あくまで条約特典の享受主体は投資家にあると見たうえで CIV がその適用の申請を代わりに行う、という位置づけとなっている。そのため、ルックスルーアプローチはわが国が採用している代行アプローチと同種であるとされている<sup>233</sup>点に特徴がある。

これらを踏まえて、わが国の投資信託が採用すべきアプローチの検討を行う。先行研究である沖村（2012）は投資信託全般に対して比例アプローチ（同等受益者基準）及び閾値アプローチを採用すべきであるとする見解を示している<sup>234</sup>。しかしながら、当該見解は特定投資信託及び会社型投資信託については採用可能なものの、「者」に該当しない集団投資信託については採用しえないものとなっており、新たにアプローチの選定をする必要がある。そこで、4-2 における検討結果より、わが国の投資信託が採用可能なアプローチを示したものが以下の通りである。

- ①投資信託全般に対してルックスルーアプローチ（代行アプローチ）
- ②会社型投資信託に対し CIV を条約特典の享受主体とするアプローチ、契約型投資信託（集団投資信託及び特定投資信託）に対しルックスルーアプローチ（代行アプローチ）
- ③会社型投資信託及び特定投資信託に対し CIV を条約特典の享受主体とするアプローチ、集団投資信託に対しルックスルーアプローチ（代行アプローチ）

これら採用可能なアプローチのうち、何れが租税条約締結方針として望ましいかを、これまでのわが国の租税条約締結状況に当てはめることにより検討する。これまで、わが国の投資信託は、1-3-1 で整理したように、会社型投資信託ではそれ自体を「居住者」として扱い、契約型投資信託では代行アプローチが採用されてきた、という締結状況となっている。このような点を踏まえれば、①については会社型投資信託における扱いと整合的でない面が現れ、③については特定投資信託における扱いと整合的でない面が現れることとなる。そのた

---

<sup>232</sup> なお、MIT に関する規定が採用されている豪新租税条約では、MIT を含むオーストラリアの信託は「者」に該当すると明示的に扱われている。豪新租税条約第 3 条第 1 項第 j 号。The Parliament of the Commonwealth of Australia, *supra* note 203, para.2.55.

<sup>233</sup> 伊藤・前掲注 24) 84 頁。

<sup>234</sup> 沖村・前掲注 19) 153-155 頁。

め、わが国の租税条約締結状況を鑑みれば②が最も整合的な切り分けとなる。よって、今後の租税条約締結方針は、少なくとも会社型投資信託については CIV を条約特典の享受主体とするアプローチを採用し、契約型投資信託については代行アプローチを採用すべきである。

ただし、代行アプローチについては契約型投資信託自体の租税条約適格性には言及しておらず規定ぶりに不明瞭な点があるとする指摘も存在する<sup>235</sup>。この点につき、2-1-2でも触れたように、ルックスルーアプローチは CIV 自体が条約特典を享受できると解されるケースもあることを懸念し、CIV は「居住者とは取り扱われない」と明示したうえで、CIV が代行としての立場しかないことを示している。そのため、条約特典を享受できると解することのできる特定投資信託も包摂して、代行アプローチを租税条約締結方針とする以上、少なくともこのような規定ぶりの配慮が必要になる。

#### 4-3-2. ARFP 参加を踏まえた検討

前項では、租税条約締結方針として条約特典の享受主体を CIV とするのか、投資家とするのかという点からアプローチの検討を行った。これらのアプローチは、どこまでを考慮対象である投資家とするかでさらに細分化することができる。そこで、本項では ARFP 参加という背景を踏まえ、当該アプローチについてさらに選定を行う<sup>236</sup>。

まず、内外投資家のどこまでを租税条約上の考慮事項とするのかという点について、国内法上の扱いから検討する<sup>237</sup>。わが国の投資信託税制は会社型投資信託及び契約型投資信託、どちらについても、国内投資家及び国外投資家に対して国外運用資産に係る調整規定を有している。そのため、少なくとも国内法上の調整規定という面においては、租税条約上も国内投資家に加え国外投資家についても考慮事項とするアプローチは矛盾しないといえる。

次に ARFP の参加背景である金融センター化という面から検討する。この点につき、わが国と類似の目的を有しているオーストラリアでは、当該状況を踏まえた議論が MIT レポートにおいて展開されている。当該議論の結果、同国は国内投資家に加え国外投資家に対する税制上の問題を懸念し、MIT に対し比例アプローチ（同等受益者基準）を租税条約締結方針として掲げている。同国の議論を踏まえれば、わが国としても国内投資家に加え国外投資家についても間接投資が直接投資よりも不利に扱われないように配慮することが整合的であるように思われる。

また、比例アプローチは CIV が条約特典の享受主体となることから、投資家は条約特典を間接的に享受するという設計となる点に特徴がある。その結果、実際には CIV が得た条約特

<sup>235</sup> 伊藤・前掲注 24) 83 頁、本庄資「国際課税 国際的租税回避の研究(その 2) 企業形態の選択 透明な存在—投資媒体 (インベストメント・ビークル)」租税研究 610 号 72 頁, 85 頁 (2000)。

<sup>236</sup> なお、先行研究である沖村 (2012) は上述のように比例アプローチ (同等受益者基準) が好ましいとしているが、同等受益者基準が居住者基準よりも好ましいとする理由について言及していない。沖村・前掲注 19) 153-155 頁。

<sup>237</sup> 租税条約は国内法あつてのものであることから、取引が国境を跨ぐ場合、国内法上においても最低限の規定を整備するのが通常であるとされている。村井・前掲注 79) 21 頁。

典を持分に応じて投資家が比例的に得ることとなる<sup>238</sup>。これは、国外投資家のごく一部に限られる場合においては居住者基準も同等受益者基準も国内投資家に与える影響はほとんど変わらないが、国外投資家が増えていく場合、居住者基準では結果的に国内投資家の条約特典を保証することが難しくなることに繋がる。そのため、金融センター化を目指す以上、同等受益者基準は居住者基準よりも国内投資家の条約特典の確保という面においても優れた基準となる。このような点から、会社型投資信託については比例アプローチ（同等受益者基準）を採用することが最も実情に即しているといえる。

一方、代行アプローチを採用する契約型投資信託についても、金融センター化という状況を踏まえれば、会社型投資信託と同様に、国内投資家に加え国外投資家についても間接投資が直接投資よりも不利に扱われないように配慮することが整合的である。そのため、当該アプローチの下では、国内投資家のみ限定するのではなく国外投資家についても代行の対象とすることが必要となる。この点につきルックスルーアプローチは、源泉地国における条約特典を享受できる全ての内外投資家に対して代行とする案を提示している。しかしながら、全ての投資家の代行とした場合、会社型投資信託との扱いに著しい違いが生じることとなり、好ましくない<sup>239</sup>。そのため、契約型投資信託については会社型投資信託と同様に、同等受益者を対象とした代行アプローチを採用することが望ましいと考える。

次に、これらのアプローチがわが国として全世界的な租税条約締結方針として位置づけることができるかについて検討する。租税条約は相互主義<sup>240</sup>に基づいて締結されることから、租税条約締結方針として位置づけられるかは、わが国が源泉地国である場合も想定する必要がある。

この点につき、源泉地国として条約特典を与える際に重要な要素となるのが TS 防止条項となる。わが国とオーストラリアにおける最も大きな相違点は、LOB 条項を TS 防止に係る租税条約締結方針として掲げているか否かにある。そのため、同等受益者を租税条約の射程範囲として全世界的な租税条約締結方針として掲げられるか否かは、LOB 条項との関係性を考慮することが必要不可欠となる。この点につき、LOB 条項は租税条約の二国間性を重視することから、同等受益者までを射程範囲とすることは困難であるとする見解がある<sup>241</sup>。実際に厳格な LOB 条項は、国外投資家を射程範囲とすることなく、二国間において完結するよ

---

<sup>238</sup> Daniel Dürschmidt, *Treaty Entitlement of Funds in the Pre-BEPS World*, in INVESTMENT FUND TAXATION DOMESTIC LAW, EU LAW, AND DOUBLE TAXATION TREATIES (EUROTAX SERIES ON EUROPEAN TAXATION) 197, 216-217 (Werner Haslechner ed., 2018).

<sup>239</sup> 法形態の相違により、扱いが大幅に変わることは、経済的に類似する構造を同様に取り扱うという一般的な政策目標を侵害する可能性があると指摘している。OECD, *supra* note 97, para. 50.

<sup>240</sup> 本庄資『国際課税の理論と実務（第3巻）租税条約』5頁（税務経理協会，2000）。

<sup>241</sup> Keith Lawson, *Treaty Entitlement of Funds in the Post-BEPS World*, in INVESTMENT FUND TAXATION : DOMESTIC LAW, EU LAW, AND DOUBLE TAXATION TREATIES (EUROTAX SERIES ON EUROPEAN TAXATION) 243, 264 (Werner Haslechner ed., 2018).

うな規定を設けることにより TS に対処している<sup>242</sup>。しかしながら、わが国は一部の国<sup>243</sup>とは派生的便益基準 (OECD, MODEL TAX CONVENTION ON INCOME AND ON CAPITAL : CONDENSED VERSION 2017, Art. 29 para. 4) を採用しており、LOB 条項を採用しながらも同等受益者を租税条約の射程範囲としてきた背景がある。そのため、派生的便益基準を採用する国との租税条約においては LOB 条項との関係性からも問題はなく、上記のアプローチが採用可能であるといえる。一方で派生的便益基準を採用しない国との租税条約では同等受益者までを射程範囲とすることは困難であるから、両投資信託のアプローチは国内投資家のみを射程範囲とせざるを得ない。すなわち、こういった国との租税条約においては、会社型投資信託では比例アプローチ (居住者基準) を、契約型投資信託では国内投資家のみを対象とした代行アプローチを採用すべきである。また、会社型投資信託と契約型投資信託の対象を合わせることで、両者の扱いに整合性を持たせることができる。

最後にオーストラリアが採用する簡便なアプローチを、わが国は採用すべきかという点について検討する。先行研究である沖村 (2012) は、閾値アプローチの採用を推奨したうえで、当該アプローチによる TS については LOB 条項等によって対応すべきであるとしている<sup>244</sup>。しかしながら、CIV を条約特典の享受主体とする各種アプローチは BEPS 最終報告書により、LOB 条項のスクリーニング要素として整理されているため、当該見解は今日では成り立たないものとなってしまっている。そのため、簡便なアプローチを採用したことによる TS は、PPT 条項 (若しくは導管取引防止条項) により対応が求められることとなる。

この点につき、BEPS 最終報告書の議論では、PPT 条項の不適用に関する一定のケースが示されているが、当該ケースは CIV の持分のほとんどを国内投資家が保有しているという限定的な例であることから、他のケースにおいて適用・不適用の関係性が不明確であるとする指摘がある<sup>245</sup>。特にわが国は、ARFP 参加によって今後国内投資家の割合が減少し、当該ケースと異なる場面が多くなることが想定される。それに加え、わが国は PPT 条項の適用が困難であるとする指摘<sup>246</sup>があり、TS リスクを払拭できないという問題もある<sup>247</sup>。また、論者によっては「租税条約とは二国間で合意を得た範囲内で、限定的に特典を与えるものであり、その適用は厳格でなければならず、仲介者 (金融機関) の事務の煩雑さとか当局の事務の効

---

<sup>242</sup> 例えば、日米租税条約では第 22 条第 1 項から第 4 項にかけて、適格者基準、能動的事業活動基準、権限のある当局の認定をスクリーニングの要素として挙げているが、何れの基準においても国外投資家を射程範囲とする要素は見受けられない。浅川・前掲注 74) 185-203 頁。

<sup>243</sup> イギリス (06)、フランス (07)、オランダ (10)、スイス (10)、スウェーデン (13)、ドイツ (15)、ベルギー (16)、エストニア (17)、オーストリア (17)、デンマーク (17)、ラトビア (17)、リトアニア (17)、ロシア (17)、アイスランド (18)、コロンビア (18)、スペイン (18) において導入されている。財務省・前掲注 75) 掲載情報参照。

<sup>244</sup> 閾値アプローチによる TS リスクは、LOB 条項、PPT 条項、導管取引防止条項により対応すべきであるとしている。沖村・前掲注 19) 153-165 頁。

<sup>245</sup> Lawson, *supra* note 241, at 254-256.

<sup>246</sup> 一般的租税回避否認規定や判例法理が確立していないことを原因に挙げている。一高龍司「租税条約の濫用防止に関する BEPS 最終報告書—米国の動向と我が国の対応のあり方—」21 世紀政策研究所『グローバル時代における新たな国際租税制度のあり方』57 頁, 74 頁 (21 世紀政策研究所, 2016)。

<sup>247</sup> なお、導管取引防止条項についても立証の困難性が指摘されている。今村・前掲注 80) 490-491 頁。

率を優先的に考慮すべき性質のものではない<sup>248</sup>」とする見解もある。このような点を踏まえれば、簡便なアプローチの採用については慎重な姿勢を示すべきである<sup>249</sup>。

これら検討結果をまとめたものが表6となる。

表6 望ましい租税条約締結方針

	採用すべきアプローチ
会社型投資信託	派生的便益基準有：比例アプローチ（同等受益者基準） 派生的便益基準無：比例アプローチ（居住者基準）
契約型投資信託	派生的便益基準有：同等受益者を対象とした代行アプローチ 派生的便益基準無：国内投資家のみを対象とした代行アプローチ ※投資信託自体の租税条約適格性に言及する配慮が必要

（出所）著者作成。

一方で、実際に比例アプローチ（居住者基準）が採用されている独ルクセンブルク租税条約<sup>250</sup>では、手続き規定がないため、いつの時点での投資家情報に基づいて租税条約の申請をするかが明らかでない、という指摘がある<sup>251</sup>。また、従来から我が国で採用されてきた代行アプローチは、実務上、条約適用申請が全面的に認められてきた背景がある<sup>252</sup>。そのため、投資家所在地国を把握する場合には、上記指摘に係る実務上の混乱も想定される。このことから、2010CIV 報告書で示された特定日における投資家の割合を用いて条約特典の請求を行うという手続き規定を抱き合わせで導入することが望ましいと考える。

#### 4-4. 小括

本章では、投資信託を介した投資により条約特典を享受できない場合、国内法で調整しきれない部分が出る可能性があるため、国内投資家については当然、中立性の問題が生じる。さらに、国外投資家に対しても中立性を懸念するのであれば、何れの場合でも条約上の対応が必要となる。そこで、投資信託の租税条約適格性に係る検討を行った。

検討の結果、集団投資信託は「者」に該当するとは解せず、会社型投資信託については「者」

<sup>248</sup> 景山・前掲注3) 313頁。

<sup>249</sup> ただし、論者によってはCIVの性質上、TSのリスクは限定的であるとする見解も存在する。そのため、PPT条項の適用に関する課題を克服した場合には、実務との兼ね合いを考慮しつつ、簡便なアプローチを採用することも検討する必要があるであろう。CIVのTSリスクが限定的であるとする見解についてはDaniel W. Blum & Erik Pinetz, *Limitation on Benefits: Application to Investment Funds, in* BASE EROSION AND PROFIT SHIFTING (BEPS): THE PROPOSALS TO REVISE THE OECD MODEL CONVENTION 247, 263-267 (Micheal Lang eds., 2015)。

<sup>250</sup> 独ルクセンブルク租税条約議定書第1項。

<sup>251</sup> Friedhelm Jacob & Antie Hagena, *The Germany-Luxembourg Income and Capital Tax Treaty (2012)*, 6(10) BULLETIN FOR INTERNATIONAL TAXATION 530, 532 (2012)。

<sup>252</sup> わが国の契約型投資信託が国内投資家から構成されていたという背景を考慮してのものである。筒井・前掲注63) 12-14頁。



「居住者」に該当するとは解せるものの「受益者」に該当するとは解せないことを示した。一方、特定投資信託は「者」「居住者」「受益者」と解することも可能であることを示したが、当該概念は源泉地国による解釈が関連する領域であり、確実に特典を享受できるとは言い切れない面がある。また、無条件に条約特典を与えることはTSの懸念があることを鑑みれば、わが国の投資信託は特定投資信託も含め、2010CIV報告書で示された何れかのアプローチを採用する必要がある。

上記見解に基づき、投資信託を巡る租税条約締結方針につき、条約特典の享受主体に関する検討とARFP参加を踏まえた検討に分けて検討した。その結果、会社型投資信託についてはCIVを条約特典の享受主体とするアプローチを、契約型投資信託については代行アプローチを採用することが、これまでの租税条約締結状況とも整合的であることを示した。なお、代行アプローチについては、条約特典を享受できると解することのできる特定投資信託も包摂していることから、投資信託自体の租税条約適格性にも言及するような規定ぶりとする配慮が必要であるとした。

ARFP参加を踏まえた検討では、オーストラリアと同様に国内投資家に加え国外投資家についても間接投資が直接投資よりも不利に扱われないように配慮するアプローチが好ましいものとなることを明らかにした。そのため、会社型投資信託については比例アプローチ（同等受益者基準）を、契約型投資信託については同等受益者を対象とした代行アプローチを採用することが最も望ましいと示した。一方で、わが国とオーストラリアはTS防止条項の締結方針が異なるため、そのような点を踏まえた検討を行うと、派生的便益基準の有無により、アプローチを変えざるを得ないことを明らかにした。その結果、派生的便益基準を採用していない租税条約では、会社型投資信託については比例アプローチ（居住者基準）を、契約型投資信託については国内投資家のみを対象とした代行アプローチを採用すべきであると示した。また、これらのアプローチは何れにしても投資家所在地国を把握する必要があることから、実務上の混乱を少しでも防ぐために、2010CIV報告書で示された手続き規定を補完的に導入すべきであるとした。

おわりに

本稿では、ARFP 参加に伴う投資信託事情の変化という点に着目し、投資信託の租税条約適用問題について扱った。当該問題を扱う前提で必要となる要素が国内法の存在である。OECD は、直接投資であれば条約特典が得られるにも関わらず、間接投資により条約特典が得られないという状況は、国内法による調整規定のみでは調整しきれない部分が出るおそれがあり、その限りにおいて直接投資と間接投資の中立性を阻害するという理由から問題であると指摘する。わが国の国内法は内外投資家に対して国外運用資産に係る調整規定を有しているものの、条約特典が得られない場合、調整しきれない部分が出るおそれがある。この点から、わが国では国内投資家であれば当然、中立性の問題が生じる。さらに、国外投資家に対しても中立性を懸念するのであれば、何れの場合でも条約上の対応が必要となる。そこで、投資信託が条約特典を得られるか検討した。

租税条約の特典を享受するには「者」「居住者」に該当し租税条約の適用主体となつたうえで、「受益者」にも該当する必要がある。わが国には契約型投資信託と会社型投資信託があるが、前者については税法上、さらに集団投資信託と特定投資信託に区分できる。このうち、集団投資信託は「者」に該当するとは解せず、会社型投資信託は「者」「居住者」に該当するとは解せるものの「受益者」に該当するとは解せないものであった。一方、特定投資信託は「者」「居住者」「受益者」と解することも可能であった。しかしながら、当該概念は源泉地国による解釈が関連する領域である上に、条約特典を享受できると解された場合であっても TS に用いられる可能性が有る。このような点から、わが国の投資信託は特定投資信託も含め、2010CIV 報告書で示された何れかのアプローチを採用する必要がある。

2010CIV 報告書で示されたアプローチは CIV を条約特典の享受主体とするアプローチと投資家を条約特典の享受主体とするアプローチで大別できる。また、これらの中には国内投資家に加え国外投資家による自国 CIV を介した投資についても直接投資より不利に扱わないように配慮するものがある。そのため、アプローチの選定については、両分野を分けることにより段階的な検討を行うこととした。

検討の結果、租税条約適格性の判断からは、集団投資信託以外は CIV を条約特典の享受主体とするアプローチを採用することが理論的には可能であることを示した。そのうえで、これまでの租税条約状況を鑑みた結果、会社型投資信託については CIV を条約特典の享受主体とするアプローチを、契約型投資信託については投資家を条約特典の享受主体とするルックスルーアプローチ（代行アプローチ）を採用することが最も整合的であるとした。

また、内外投資家に係る論点については、オーストラリアの動向を参考に検討を行った。同国は ARFP 発案国として、自国の金融センター化という状況を踏まえた議論を行った結果、比例アプローチ（同等受益者基準）を租税条約締結方針としている。当該基準は国内投資家に加え TS の懸念がない一定の国外投資家を租税条約の射程範囲とするものである。当該議論を踏まえれば、同国は国外投資家に対する税制上の問題を考慮している点に特徴が見られる。

この点につき、わが国は同国と類似の目的を有しており、なおかつ国内法上も内外投資家に対し調整規定を有しているという点に特徴がある。そのため、この限りにおいては租税条約上も同国と同様に、国内投資家に加え国外投資家についても間接投資が直接投資よりも不利に扱われないように配慮するアプローチが整合的であるとした。そのため、会社型投資信託については比例アプローチ（同等受益者基準）を、契約型投資信託については同等受益者を対象とした代行アプローチを採用すべきであるとした。

ただし、わが国は同国とは異なり LOB 条項を TS 防止に係る租税条約締結方針として位置づけている。LOB 条項は二国間性を重視するという特徴があることから、わが国では全ての租税条約において同等受益者を射程範囲とすることはできない。そのため LOB 条項の中で派生的便益基準がある租税条約では、上記のアプローチを採用し、そうでない租税条約では、会社型投資信託については国内投資家のみを射程範囲とする比例アプローチ（居住者基準）を、契約型投資信託については国内投資家のみを対象とする代行アプローチを採用すべきであるとする結論を導いた。

なお、本稿は ARFP 参加に伴い影響が生じる投資信託に限定した検討を行っている。そのため、当該結論が不動産投資信託や私募型投資信託といった他の投資信託にも援用できるかという点については検討の余地がある。この点については現在 OECD によって議論が継続中であるから、当該議論を踏まえた検討については今後の検討課題としたい。

## 参考文献

### 邦文

#### (書籍)

- 浅川雅嗣『コンメンタール 改訂日米租税条約』(大蔵財務協会, 2005)。
- 大蔵財務協会編『改正税法のすべて (平成 20 年度版)』(大蔵財務協会, 2008)。
- 大蔵財務協会編『改正税法のすべて (平成 30 年度版)』(大蔵財務協会, 2018)。
- 大蔵財務協会編『改正税法のすべて (令和 3 年度版)』(大蔵財務協会, 2021)。
- 金子宏『租税法 (第二十四版)』(弘文堂, 2021)。
- 川田剛=徳永匡子『2017 OECD モデル租税条約コメンタリー逐条解説』(税務研究会出版局, 2018)。
- 関西大学法学研究所『金融取引と国際課税: 学術フロンティア推進事業国際シンポジウム』(関西大学法学研究所, 2002)。
- 佐藤英明『新版 信託と課税 (租税法研究双書 5)』(弘文堂, 2020)。
- 杉田浩治『投資信託の世界』(金融財政事情研究会, 2019)。
- 武田昌輔監修『DHC コンメンタール法人税法 2 § § 1~28』(第一法規, 1979) [最終加除: 2021]。
- 武田昌輔監修『DHC コンメンタール法人税法 10-2 措置法 § § 66 の 10~68 の 7』(第一法規, 1979) [最終加除: 2021]。
- 武田昌輔監修『DHC コンメンタール所得税法 2 § § 1~29』(第一法規, 1983) [最終加除: 2021]。
- 武田昌輔監修『DHC コンメンタール所得税法 4 § § 128~223』(第一法規, 1983) [最終加除: 2021]。
- 武田昌輔監修『DHC コンメンタール所得税法 5 措置法 § § 1~21』(第一法規, 1983) [最終加除: 2021]。
- 田村威『十四訂 投資信託 基礎と実務』(経済法令研究会, 2017)。
- 筒井順二『日英・日伊・日独・日洪・日波・日比租税条約の解説』(日本租税研究協会, 1981)。
- トーマツ『オーストラリアの税制と投資』(トーマツ, 2020)。
- 本庄資『国際課税の理論と実務 (第 3 巻) 租税条約』(税務経理協会, 2000)。
- 増井良啓=宮崎裕子『国際租税法 (第 4 版)』(東京大学出版会, 2019)。
- 村井正『入門国際租税法 改訂版』(清文社, 2020)。
- 渡辺勲『新日仏租税条約の解説』(日本租税研究協会, 1996)。

#### (雑誌論文等)

- 一高龍司「租税条約の濫用防止に関する BEPS 最終報告書—米国の動向と我が国の対応のあり方—」21 世紀政策研究所『グローバル時代における新たな国際租税制度のあり方』57 頁 (21 世紀政策研究所, 2016)。
- 伊藤剛志「投資信託への租税条約の適用」中里実ほか『デジタルエコノミーと課税のフロンティア』61 頁 (有斐閣, 2020)。
- 今村隆「租税条約における LOB 条項の意義と問題点」日本法學 79 巻 2 号 518 頁 (2013)。
- 今村隆「租税回避の意義と G8 各国の対応」フィナンシャルレビュー 126 号 17 頁 (2016)。
- 恵谷浩紀「アジア地域ファンド・パスポートの概要と利用上の留意点」商事法務 2113 号 53 頁 (2016)。
- 緒方健太郎「BEPS プロジェクト等における租税回避否認をめぐる議論」フィナンシャ

ルレビュー126号196頁(2016)。

- 沖村祐樹「投資ファンドの租税条約適格性に関する一考察」租税資料館賞受賞論文集21回中巻125頁(2012)。
- 景山智全「集団投資スキームにおける課税上の問題点」税務大学校論叢40号219頁(2002)。
- 鬼頭朱実「ファンドを巡る世界のルール(第12回)ARFPの課税問題 国内F輸出へ、税手続き・中立性など検討急務」ファンド情報243号23頁(2017)。
- 鬼頭朱実「ファンドを巡る世界のルール(第18回)ファンドと二重課税(上)投信などの二重課税排除策には限界」ファンド情報259号17頁(2017)19頁。
- 鬼頭朱美「ファンドを巡る世界のルール(第19回)ファンドと二重課税(下)開示強化が国際的な流れ、欧米型の「導管扱い」も検討課題」ファンド情報261号21頁(2017)。
- 木村功之亮「二重課税条約の解釈」法学研究68巻6号1頁(1995)。
- 栗原克文「REITに関する国際税務上の論点について」不動産証券化ジャーナル36号87頁(2008)。
- 野々村昌樹「時事解説 分配時調整外国税相当額控除制度と新過大支払利子税制に対応 令和元年12月18日付法人税基本通達等の一部改正」税務弘報68巻4号113頁(2020)。
- 野村亜紀子「中国・アジア・マーケット 日本のアジア地域ファンド・パスポート(ARFP)への参加表明」野村資本市場クォーターリー19巻2号191頁(2015)。
- 馬場広貴「租税条約上の企業の利得の解釈—グラクソ判決における租税条約適合性を中心として—」租税資料館賞受賞論文集22回下巻371頁(2013)。
- 広川裕一「国際信託税務研究会 第6回発表 オーストラリアにおける信託制度と税制」月刊税務事例49巻12号67頁(2017)。
- 広川裕一「オーストラリアの信託課税と租税回避防止：日米との比較法的検討」税務会計研究30号265頁(2019)。
- 本庄資「国際課税 国際的租税回避の研究(その2)企業形態の選択 透明な存在—投資媒体(インベストメント・ビークル)」租税研究610号72頁(2000)。
- 本庄資「新日米租税条約の適用・解釈に関する問題点について」国際税制研究14号87頁(2005)。
- 本庄資「国際課税における重要な課税原則の再検討(第10回)—租税条約の濫用を防止する国際課税ルールの見直し—」租税研究781号130頁(2014)。
- 本庄資「国際課税における重要な課税原則の再検討(第24回)租税条約の濫用・トリートメントショッピングの防止ルールの新展開と問題点」租税研究811号256頁(2017)。
- 増井良啓「証券投資ファンド税制の比較」日税研論集第41号171頁(1999)。
- 宮本十至子「投資ファンド課税の国際的側面について」関西大学法学論集50巻6号282頁(2001)。
- 宮本十至子「投資ビークルとしての信託と課税—信託法改正を踏まえて—」信託研究奨励金論集第30号84頁(2009)。
- 安居孝啓ほか「国際課税 2019年度IFA年次総会(ロンドン大会)報告会」租税研究845号381頁(2020)。
- 吉村浩一郎「租税条約濫用防止措置としての主要目的テスト」租税研究844号118頁(2020)。

(その他資料等)

- 金融庁「金融・資本市場活性化に向けての提言」(2013年12月13日)(<https://www.fsa.go.jp/singi/kasseika/20131213/01.pdf>, 2022年1月29日最終閲覧)。
- 金融庁「アジア地域ファンド・パスポート確認事項書」(2017年12月)(<https://www.fsa.go.jp/status/arfp/20171221.pdf>, 2022年1月29日最終閲覧)。
- 金融庁「アジア地域ファンド・パスポート登録確認書(ARFP登録要件を満たしていることを証する書面)」(2017年12月)(<https://www.fsa.go.jp/status/arfp/20171130-3.pdf>, 2022年1月29日最終閲覧)。
- 金融庁「アジア地域ファンド・パスポート(ARFP)に係る申請手続きについて」(2017年12月)(<https://www.fsa.go.jp/status/arfp/index.html>, 2022年1月29日最終閲覧)。
- 是枝俊悟「投資信託の外国税額控除の制度解説とファンドに及ぼす影響の試算」大和総研(2019年6月12日)([https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/tax/20190612\\_020839.pdf](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/tax/20190612_020839.pdf), 2022年1月29日最終閲覧)。
- 財務省「我が国の租税条約等の一覧」(2021年11月8日)([https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/international/tax\\_convention/tax\\_convetion\\_list\\_jp.html](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/tax_convetion_list_jp.html), 2022年1月29日最終閲覧)。
- 東京国際金融センターの推進に関する懇談会「東京国際金融センターの推進に関する懇談会報告書」(2015年9月9日)([https://www.jsda.or.jp/about/kaigi/chousa/TI\\_FC\\_kondankai/tokyo\\_houkokusho.pdf](https://www.jsda.or.jp/about/kaigi/chousa/TI_FC_kondankai/tokyo_houkokusho.pdf), 2022年1月29日最終閲覧)。
- 東京都政策企画局「『国際金融都市・東京』構想に関する有識者懇談会 事務局説明資料」(2021年3月29日)([https://www.seisakukikaku.metro.tokyo.lg.jp/pgs/2021/04/images/03zimukyoku\\_4.pdf](https://www.seisakukikaku.metro.tokyo.lg.jp/pgs/2021/04/images/03zimukyoku_4.pdf), 2022年1月29日最終閲覧)。
- 投資信託協会「日本の投資信託 2014」(2015年3月) [https://www.toushin.or.jp/fileadmin/open/kouhou/file/publish/%E6%97%A5%E6%9C%AC%E3%81%AE%E6%8A%95%E8%B3%87%E4%BF%A1%E8%A8%972014\\_%E5%92%8C%E6%96%87.pdf](https://www.toushin.or.jp/fileadmin/open/kouhou/file/publish/%E6%97%A5%E6%9C%AC%E3%81%AE%E6%8A%95%E8%B3%87%E4%BF%A1%E8%A8%972014_%E5%92%8C%E6%96%87.pdf), 2022年1月29日最終閲覧)。
- 投資信託協会「資産運用業強化委員会報告書 資料」内「ビジネス環境の整備等に係る小委員会中間報告書」(2017年5月30日)([https://www.toushin.or.jp/fileadmin/open/plan/file/topics/%E8%B3%87%E7%94%A3%E9%81%8B%E7%94%A8%E6%A5%AD%E5%BC%B7%E5%8C%96%E5%A7%94%E5%93%A1%E4%BC%9A%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8/%E8%B3%87%E7%94%A3%E9%81%8B%E7%94%A8%E6%A5%AD%E5%BC%B7%E5%8C%96%E5%A7%94%E5%93%A1%E4%BC%9A%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8%E8%B3%87%E6%96%99.pdf](https://www.toushin.or.jp/fileadmin/open/plan/file/topics/%E8%B3%87%E7%94%A3%E9%81%8B%E7%94%A8%E6%A5%AD%E5%BC%B7%E5%8C%96%E5%A7%94%E5%93%A1%E4%BC%9A/170629%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8/%E8%B3%87%E7%94%A3%E9%81%8B%E7%94%A8%E6%A5%AD%E5%BC%B7%E5%8C%96%E5%A7%94%E5%93%A1%E4%BC%9A%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8%E8%B3%87%E6%96%99.pdf), 2022年1月29日最終閲覧)。
- 日本証券業協会「資産運用等に関するワーキング・グループ報告書」(2016年6月30日)(<https://www.toushin.or.jp/fileadmin/open/plan/file/topics/160630%E8%B3%87%E7%94%A3%E9%81%8B%E7%94%A8WG/%E8%B3%87%E7%94%A3%E9%81%8B%E7%94%A8WG%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8.pdf>, 2022年1月29日最終閲覧)。
- PwC Japan グループ「BEPS 行動 6 : 租税条約の濫用防止」([https://www.pwc.com/jp/ja/services/tax/international-tax/beps/beps-action6.html?\\_\\_CAMCID=cKPnibYQqo-450&\\_\\_CAMI=3.3.0.1.DCPDurEDoTF.nJ94E9zDiK3Fwoaa-76&\\_\\_CAMSID=nJ94E9zDiK3Fwoaa-76&\\_\\_CAMVID=DCPDurEDoTF&c\\_d=1&ct=1643594803001](https://www.pwc.com/jp/ja/services/tax/international-tax/beps/beps-action6.html?__CAMCID=cKPnibYQqo-450&__CAMI=3.3.0.1.DCPDurEDoTF.nJ94E9zDiK3Fwoaa-76&__CAMSID=nJ94E9zDiK3Fwoaa-76&__CAMVID=DCPDurEDoTF&c_d=1&ct=1643594803001), 2022年1月29日最終閲覧)。

## 洋文

### (書籍)

- ALAN JESSUP, *MANAGED INVESTMENT SCHEMES* (2012).
- ANNA ZIARAS, *AUSTRALIAN TRUSTS HANDBOOK 2016-17* (2016).
- Australian Financial Centre Forum, *AUSTRALIA AS A FINANCIAL CENTRE* (2009).
- OECD, *THE TAXATION OF COLLECTIVE INVESTMENT INSTITUTIONS* (1977).
- OECD, *TAXATION OF CROSS-BORDER PORTFOLIO : MUTUAL FUNDS AND POSSIBLE TAX DISTORTIONS* (1999).
- OECD, *MODEL TAX CONVENTION ON INCOME AND ON CAPITAL : CONDENSED VERSION 2008* (2008).
- OECD, *ACTION PLAN ON BASE EROSION AND PROFIT SHIFTING* (2013).
- OECD, *ADDRESSING BASE EROSION AND PROFIT SHIFTING* (2013).
- OECD, *PREVENTING THE GRANTING OF TREATY BENEFITS IN INAPPROPRIATE CIRCUMSTANCES, OECD/G20 BASE EROSION AND PROFIT SHIFTING PROJECT* (2014).
- OECD, *PREVENTING THE GRANTING OF TREATY BENEFITS IN INAPPROPRIATE CIRCUMSTANCES, ACTION 6 - 2015 FINAL REPORT, OECD/G20 BASE AND PROFIT SHIFTING PROJECT* (2015).
- OECD, *MODEL TAX CONVENTION ON INCOME AND ON CAPITAL : CONDENSED VERSION 2017* (2017).
- The Board of Taxation, *REVIEW OF THE TAX ARRANGEMENTS APPLYING TO MANAGED INVESTMENT TRUSTS : DISCUSSION PAPER* (2008).
- The Board of Taxation, *REVIEW OF THE TAX ARRANGEMENTS APPLYING TO MANAGED INVESTMENT TRUSTS : A REPORT TO THE ASSISTANT TREASURER* (2009).
- The Board of Taxation, *REVIEW OF THE TAX ARRANGEMENTS APPLYING TO COLLECTIVE INVESTMENT VEHICLES : A REPORT TO THE ASSISTANT TREASURER* (2011).
- WEEGHEL, VAN S., *THE IMPROPER USE OF TAX TREATIES : WITH PARTICULAR REFERENCE TO THE NETHERLANDS AND THE UNITED STATES* (1998).
- WOELLNER ROBIN ET AL., *AUSTRALIAN TAXATION LAW 2021* (2021).

### (雑誌論文等)

- Daniel Dürrschmidt, *Treaty Entitlement of Funds in the Pre-BEPS World, in INVESTMENT FUND TAXATION DOMESTIC LAW, EU LAW, AND DOUBLE TAXATION TREATIES (EUROTAX SERIES ON EUROPEAN TAXATION)* 197 (Werner Haslehner ed., 2018).
- Daniel W. Blum & Erik Pinetz, *Limitation on Benefits : Application to Investment Funds, in BASE EROSION AND PROFIT SHIFTING (BEPS) : THE PROPOSALS TO REVISE THE OECD MODEL CONVENTION* 247 (Micheal Lang eds., 2015).
- Emre Akin, *The Treatment of Collective Investment Vehicles (CIV) Under the OECD Model, in HYBRID ENTITIES IN TAX TREATY LAW* 303 (Sriram Govind ed., 2020).
- Friedhelm Jacob & Antie Hagen, *The Germany-Luxembourg Income and Capital Tax Treaty (2012)*, 6(10) *Bulletin for International Taxation* 530 (2012).
- Gijs Fibbe, *The 2010 Update of the OECD Commentary on Collective Investment Vehicles, in THE TAX TREATMENT OF COLLECTIVE INVESTMENT VEHICLES AND REAL ESTATE INVESTMENT TRUST* 45 (Hein Vermeulen., 2013).
- Graeme S. Cooper, *Australia's Twin-Track Approach to Treaty Shopping*, 62(3)

CANADIAN TAX JOURNAL 753 (2013).

- Graeme S. Cooper, *Reforming the Taxation of Trusts: Piercing Together the Mosaic*, 35(1) SYDNEY LAW REVIEW 187 (2013).
- Keith Lawson, *Treaty Entitlement of Funds in the Post-BEPS World*, in INVESTMENT FUND TAXATION : DOMESTIC LAW, EU LAW, AND DOUBLE TAXATION TREATIES (EUROTAX SERIES ON EUROPEAN TAXATION) 243 (Werner Haslechner ed., 2018).
- Lynne J. Ed & Paul J. M. Bongaarts, IFA, *The Taxation of Investment Funds*, in CAHIERS DE DROIT FISCAL INTERNATIONAL 21 (Vol. 82b, 1997).
- Michelle Markham, *Australia/Germany/OECD - The New Australia-Germany Income and Capital Tax Treaty (2015) : A Tax Treaty for the Era of the OECD/G20 BEPS Initiative?*, 71(8) BULLETIN FOR INTERNATIONAL TAXATION 410 (2017).
- Scherleitner Moritz, *Thoughts on the Potential Effects of the OECD/G20 BEPS Action Plan on Collective Investment Vehicles-Part II*, 71(2) BULLETIN FOR INTERNATIONAL TAXATION 98 (2017).

(その他資料等)

- APEC, Asia Region Funds Passport : A Study of Potential Economic Benefits and Costs, July 2014, [https://www.apec.org/docs/default-source/publications/2014/7/asia-region-funds-passport---a-study-of-potential-economic-benefits-and-costs/asia-funds-passport---a-study-of-potential-economic-benefits-and-costs.pdf?sfvrsn=c281b733\\_1](https://www.apec.org/docs/default-source/publications/2014/7/asia-region-funds-passport---a-study-of-potential-economic-benefits-and-costs/asia-funds-passport---a-study-of-potential-economic-benefits-and-costs.pdf?sfvrsn=c281b733_1), last visited 29 January 2022.
- APEC, Memorandum of Cooperation on the Establishment and Implementation of the Asia Region Funds Passport, 28 April 2016, <https://fundspassport.apec.org/wp-content/uploads/2019/03/28-April-2016-Asia-Region-Funds-Passport-Memorandum-of-Cooperation-signed-by-Australia-Japan-Korea-NZ.pdf>, last visited 29 January 2022.
- APEC, Guidance on Host Economy Laws and Regulations Relating to the Asia Region Funds Passport, 2020, [https://fundspassport.apec.org/wp-content/uploads/2020/01/ARFP-Guidance\\_as-of-Jan-2020.pdf](https://fundspassport.apec.org/wp-content/uploads/2020/01/ARFP-Guidance_as-of-Jan-2020.pdf), last visited 29 January 2022.
- APEC, 9th ARFP Joint Committee Virtual Meeting 22 April 2021, June 2021, <https://fundspassport.apec.org/9th-arfp-joint-committee-virtual-meeting-22-april-2021-2/>, last visited 29 January 2022.
- Australian Government The Treasury, Appointment of the Chair and Panel of Experts to Lead the Government's Initiative to Position Australia as a Leading Financial Services Centre in the Asia-Pacific Region, 26 September 2008. <https://ministers.treasury.gov.au/ministers/chris-bowen-2007/media-releases/appointment-chair-and-panel-experts-lead-governments>, last visited 29 January 2022.
- Australian Government The Treasury, Government Responds to Australia as a Financial Services Centre Report, 11 May 2010, <https://ministers.treasury.gov.au/ministers/nick-sherry-2009/media-releases/government-responds-australia-financial-services-centre-0>, last visited 29 January 2022.



- Australian Government The Treasury, New Tax System for Managed Investment Trusts, 7 May 2010, <https://ministers.treasury.gov.au/ministers/nick-sherry-2009/media-releases/new-tax-system-managed-investment-trusts>, last visited 29 January 2022.
- Australian Government The Treasury, Exposure Draft : Managed Investment Trusts : Explanatory Material, 9 April 2015 to 23 April 2015, [https://treasury.gov.au/sites/default/files/2019-03/C2015-019\\_MIT-Reforms-ED-Explanatory-Material.pdf](https://treasury.gov.au/sites/default/files/2019-03/C2015-019_MIT-Reforms-ED-Explanatory-Material.pdf), last visited 29 January 2022.
- Australian Government The Treasury, Income Tax Treaties, <https://treasury.gov.au/tax-treaties/income-tax-treaties>, last visited 29 January 2022.
- Australian Taxation Office, Corporate tax - corporate collective investment vehicle revised start date, May 11 2021, <https://www.ato.gov.au/General/New-legislation/In-detail/Direct-taxes/Income-tax-for-businesses/Corporate-Collective-Investment-Vehicle/>, last visited 29 January 2022.
- New Zealand Parliament, International Treaty Examination of the Convention between New Zealand and Australia for the Avoidance of Double Taxation with Respect to Taxes on Income and Fringe Benefits and the Prevention of Fiscal Evasion, 10 December 2009, [https://www.parliament.nz/resource/en-NZ/49DBSCH\\_SCR4557\\_1/5f0c1bd785d9c9f4babbc328d0bf7eec35604f6f](https://www.parliament.nz/resource/en-NZ/49DBSCH_SCR4557_1/5f0c1bd785d9c9f4babbc328d0bf7eec35604f6f), last visited 29 January 2022.
- OECD, The Granting of Treaty Benefits with Respect to The Income of Collective Investment Vehicles, 23 April 2010, <https://www.oecd.org/tax/treaties/45359261.pdf>, last visited 29 January 2022.
- OECD, Public Discussion Draft BEPS Action 6 : Preventing the Granting of Treaty Benefits in Inappropriate Circumstances, 14 March 2014 to 9 April 2014, <https://www.oecd.org/tax/treaties/treaty-abuse-discussion-draft-march-2014.pdf>, last visited 29 January 2022.
- OECD, Comments Received on Public Discussion Draft BEPS Action 6 : Preventing the Granting of Treaty Benefits in Inappropriate Circumstances, 11 April 2014, <https://www.oecd.org/ctp/treaties/comments-action-6-prevent-treaty-abuse.pdf>, last visited 29 January 2022.
- OECD, Public Discussion Draft Follow Up Work on BEPS Action 6 : Preventing Treaty Abuse, 21 November 2014 to 9 January 2015, <https://www.oecd.org/tax/treaties/discussion-draft-action-6-follow-up-prevent-treaty-abuse.pdf>, last visited 29 January 2022.
- OECD, Comments Received on Public Discussion Draft Follow Up Work on BEPS Action 6 : Prevent Treaty Abuse, 12 January 2015, <https://www.oecd.org/ctp/treaties/public-comments-action-6-follow-up-prevent-treaty-abuse.pdf>, last visited 29 January 2022.
- OECD, Revised Discussion Draft BEPS Action 6 : Prevent Treaty Abuse, 22 May 2015 to 17 January 2015, <https://www.oecd.org/tax/treaties/revised-discussion-draft-beps-action-6-prevent-treaty-abuse.pdf>, last visited 29 January 2022.
- OECD, Comments Received on Revised Public Discussion Draft Follow Up Work on BEPS Action 6 : Prevent Treaty Abuse, 18 June 2015, <https://www.oecd.org/ctp/treaties/public-comments-revised-beps-action-6->

follow-up-prevent-treaty-abuse.pdf last visited 29 January 2022.

- OECD, Public Discussion Draft : Treaty Residence of Pension Funds, 29 February 2016, <https://www.oecd.org/tax/treaties/discussion-draft-treaty-residence-pension-funds.pdf>, last visited 29 January 2022.
- OECD, Public Discussion Draft : Treaty Entitlement of Non-CIV Funds, 24 March 2016, <https://www.oecd.org/ctp/treaties/BEPS-consultation-treaty-entitlement-non-CIV-funds.pdf>, last visited 29 January 2022.
- OECD, Base Erosion and Profit Shifting (BEPS) Public Discussion Draft : BEPS Action 6 Discussion Draft on non-CIV Examples, 6 January 2017 to 3 February 2017, <https://www.oecd.org/tax/treaties/Discussion-draft-non-CIV-examples.pdf>, last visited 29 January 2022.
- The Parliament of the Commonwealth of Australia, House of Representatives : International Tax Agreements Amendment Bill (No.2) 2009 : Explanatory Memorandum, 2009, <https://www.legislation.gov.au/Details/C2009B00248/Explanatory%20Memorandum/Text>, last visited 29 January 2022.
- The Parliament of the Commonwealth of Australia, House of Representatives : International Tax Agreements Amendment Bill 2016 : Explanatory Memorandum, 2016, [https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/ems/r5681\\_ems\\_dcb06e04-a8cb-41fd-bf9f-a104d9126534/upload\\_pdf/489531.pdf;fileType=application/pdf](https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/ems/r5681_ems_dcb06e04-a8cb-41fd-bf9f-a104d9126534/upload_pdf/489531.pdf;fileType=application/pdf), last visited 29 January 2022.
- United Nations Committee of Experts on International Cooperation in Tax Matters, Report on the twenty-first Session, 2021, <https://undocs.org/pdf?symbol=en/E/2021/45/ADD.1>, last visited 29 January 2022.